

津市地域防災計画

〔 風水害等対策編 〕

平成 2 8 年度修正（案）

津市防災会議

津市地域防災計画

〔風水害等対策編〕

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の基本方針	1
第3節	計画の構成	1
第4節	計画の効果的な推進	2
第5節	計画の修正	2
第2章	防災関係機関	3
第1節	防災関係機関の責務	3
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3章	市民の責務と事業所の役割	11
第1節	市民の責務	11
第2節	事業所の役割	11
第3節	地区防災計画の提案	12
第4章	津市の特性	13
第1節	自然的条件	13
第2節	社会的条件	14
第3節	対象とする災害	17
第4節	災害の記録	17
第2編	災害予防計画	18
第1章	災害に強いまちづくり	18
第1節	災害に強いまちづくりの計画的な推進	18
第2節	水害予防計画	20
第3節	土砂災害等予防計画	22
第4節	土砂災害対策	24
第5節	土砂災害警戒区域への対策	26
第6節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画	30
第7節	農林漁業災害予防計画	35
第8節	火災予防計画	37
第9節	林野火災予防計画	38

第10節	危険物等災害予防計画	40
第11節	竜巻災害予防計画	42
第2章	地域防災力の育成	43
第1節	防災意識・防災知識の普及	43
第2節	防災訓練の実施	45
第3節	自主的な防災活動への支援	47
第4節	事業所による自主防災体制の整備	49
第5節	消防団による地域防災体制の整備	50
第6節	ボランティア活動への支援	52
第7節	災害時における要配慮者への対策	54
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	59
第1節	防災施設の限界と避難開始の時期	59
第2節	危険性の周知	67
第3節	避難を促すための情報提供の充実	68
第4節	自主的な避難	70
第5節	避難計画の策定	72
第6節	避難体制の整備	74
第7節	防災拠点の整備	78
第4章	災害に備える体制の確立	79
第1節	災害対策本部	79
第2節	情報の収集・伝達体制	85
第3節	職員の災害対応力向上	88
第4節	広域的な相互応援体制の整備	90
第5章	災害応急対策・復旧への備え	92
第1節	消火・救急・救助対策	92
第2節	災害時医療対策	94
第3節	緊急輸送活動対策	96
第4節	緊急物資確保対策	98
第5節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備	100
第3編	災害応急対策計画	102
第1章	災害時応急活動	102
第1節	活動体制の確立	102
第2節	気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動	105
第3節	災害情報の収集・伝達	106
第4節	通信の確保	109
第5節	応援要請	113
第6節	広報活動	114

第7節	水防計画	116
第8節	避難対策活動	133
第9節	消防救急救助活動	140
第10節	被災宅地の危険度判定	143
第11節	輸送及び交通応急対策	144
第12節	障害物の除去	149
第13節	飲料水の確保、調達	151
第14節	食料の確保、調達	154
第15節	生活必需品の確保、調達	156
第16節	医療救護活動	158
第17節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動	162
第18節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬	166
第19節	動物の保護及び管理	168
第20節	住宅の応急確保対策	169
第21節	公共施設・ライフライン施設等応急対策	171
第22節	危険物による二次被害防止対策	179
第23節	応急教育対策	181
第24節	応急保育対策	184
第25節	災害時における要配慮者への支援	186
第26節	災害ボランティアの受け入れ	188
第27節	災害義援金・義援物資の受け入れ	190
第28節	災害救助法の適用	191
第2章	自衛隊の災害派遣	193
第1節	災害派遣の要請	193
第2節	派遣部隊の受け入れ体制	195
第3節	派遣部隊の業務及び撤収	196
第4編	災害復旧・復興対策	198
第1章	災害復旧・復興の推進	198
第1節	迅速な復旧・復興	198
第2章	災害復旧・復興	200
第1節	災害復興指針	200
第2節	公共施設災害復旧事業計画	202
第3節	財政金融計画	204
第4節	被災者等の生活再建等の支援	206
第5節	被災者生活再建支援制度	211
第6節	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金	213
第7節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	216
第8節	農林漁業経営の安定策	217

第9節 激甚災害の指定..... 218

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、津市防災会議が津市の地域に係る災害（風水害等の災害）の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めています。これに基づいて、市、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とします。

第 2 節 計画の基本方針

この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。また、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期します。

なお、各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。

また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。

第 3 節 計画の構成

この計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成します。

風水害等対策編の内容は次のとおりとします。

第 1 編 総則

計画の目的や構成、縣市をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要について記述しています。

第 2 編 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とします。

第 3 編 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画とします。

第 4 編 災害復旧・復興対策

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画とします。

第4節 計画の効果的な推進

防災関係機関は、この計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、次のことを実行します。

- (1) この計画に基づくアクションプログラムの作成と関係部局・職員への周知徹底
- (2) この計画とアクションプログラムの推進にかかる定期的な点検
- (3) 他の計画との整合性の点検

第5節 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正にあたっては原則として次の手順で行います。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。
- 2 市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画について法第42条第5項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもと、その実現を図ります。

[注記]

県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。
市	市の部局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。
防災関係機関	国、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、通信等をいいます。
要配慮者	<u>高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の災害時に自らが適切な行動をとりやすく、被害を受けやすい条件にある特に配慮を要する者をいいます。</u>
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

第2章 防災関係機関

第1節 防災関係機関の責務

1 市

- (1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。
- (2) 市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進します。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進します。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施します。
- (3) 県は、市及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を推進します。
- (2) 指定地方行政機関は、市及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進します。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施します。

- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市、県その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力します。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

1 地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務
市	(1) 市防災会議及び市災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時における交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置
市消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等
県	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請

	(17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害発生の防御及び被害拡大防止のための措置
--	---

2 三重県警察本部（津警察署、津南警察署）

処理すべき事務又は業務	
	(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源に係る財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産に係る関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 津地域センター	(1) 米穀販売業者に対する知事、又は知事の指定する者への精米の売却に関する指示（知事の供給要請による。） (2) 知事又は知事の指定する者への政府米売却、又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する指示 (3) 国が災害対策用として備蓄している乾パン及び乾燥米飯の被災地に対する緊急輸送措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
津地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力

機関名	処理すべき事務又は業務
	(4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (5) 非常通信協議会の運営に関する事 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速、適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 三重河川国道事務所	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 キ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 エ <u>道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> オ <u>応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</u> カ <u>路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u> キ <u>緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</u> ク <u>所管施設の緊急点検の実施</u> ケ <u>情報の収集及び連絡</u> コ <u>道路施設、堤防、水門等の河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u>

機関名	処理すべき事務又は業務
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1) 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 (2) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施 (3) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (4) 海上の流出油災害に対する防除等の措置

4 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株式会社三重支店	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTド コモ東海支社三重支店	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信施設の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社、 ソフトバンクモバ イル株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 義援金の受付及び配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路 株式会社	伊勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式 会社、 日本貨物鉄道株式 会社東海支社	(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不

機関名	処理すべき事務又は業務
	<p>通となった場合の列車の運転調整</p> <p>(6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理</p> <p>(7) 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理</p> <p>(8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</p>
中部電力株式会社 津営業所	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保</p> <p>(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施</p> <p>(3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携</p> <p>(4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案</p> <p>(5) 電力供給施設の早期復旧の実施</p> <p>(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
日本郵便株式会社 東海支社	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保</p> <p>ア 郵便物の送達の確保</p> <p>イ 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付の実施</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除の実施</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除の実施</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分の実施</p>
東邦ガス株式会社 津営業所	<p>(1) ガス施設の災害予防措置及び防災対策に係る措置の実施</p> <p>(2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>
日本通運株式会社 津支店	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

5 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人津地区 医師会 公益社団法人久居一 志地区医師会	<p>(1) 医療救護班の編成及び連絡調整</p> <p>(2) 医療及び助産等救護活動</p>
報道機関（日本放送協 会津放送局を除く）	日本放送協会津放送局に準ずる。
一般乗合旅客自動車 運送事業会社 （三重交通株式会社 等）	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</p> <p>(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</p> <p>(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
一般社団法人三重県 トラック協会	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、 伊勢鉄道）	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</p> <p>(2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県津LPガス協議会）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練への協力参加

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 （農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体 （日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区、水利組合等	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工並びに防災管理の実施
自主防災組織、自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること (2) 避難時における地域活動に関すること (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること

第3章 市民の責務と事業所の役割

- 市及び防災関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければなりません。

第1節 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければなりません。

1 自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄を自ら実施するよう努めます。

2 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火、要配慮者の避難支援等の応急対策活動が実施できるよう地域の実情に即した自主防災組織の拡充と強化に努めます。

3 市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第2節 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければなりません。

1 自己管理

災害が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の継続ができるよう防災計画やBCP（事業継続計画）の策定に努めます。

2 地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

3 市及び防災関係機関への協力

市及び防災関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第3節 地区防災計画の提案

地域における共助による防災活動を推進するため、地区内の居住者及び事業者は地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することができます。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとします。

提案のあった地区防災計画は、資料編のとおりです。

第4章 津市の特性

第1節 自然的条件

1 沿革

本市は、平成18年1月1日に、2市6町2村が合併し、総人口約29万人の津市となりました。

本市では、合併後に津市総合計画を策定し、5つのまちづくりの目標として「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」を掲げ、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指したまちづくりを展開しています。

2 位置・面積・地勢

市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曾爾村などと、南は松阪市などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しています。

面積は約711k㎡で、三重県の市町で最も面積が広く、総面積の5,777k㎡の約12%を占めています。

本市域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高700～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を經由して大阪湾に注いでいます。

3 気候

本市は、三重県の中部山間地と伊勢平野の中心まであり、西方には布引山系を控え、海拔1,000m級の山々に囲まれた極めて急峻な山間地となっています。また、市の中央部は標高50～300mの定高性を持つ丘陵地帯です。

東は伊勢湾に面し、自然堤防の低平な微高地まで含む都市で、四季の変化が明瞭であり、気候風土は温和な土地柄です。

春は、天気の変化が激しく気温も急上昇し、高、低気圧の交互通過が周期的となって、天気も晴と雨がはっきりと現れます。このなかで移動性高気圧の通過に際しては、時々ではあるが降霜があります。平年の梅雨は6月上旬後半から7月中旬後半でこの頃、集中豪雨に見舞われることもあります。

夏は、小笠原高気圧におおわれて天気は安定していますが、雷の発生は年中で一番多く、夏期の後半になると台風の来襲も多く見られます。

秋は特徴として秋霖（秋の長雨）が現われ、梅雨のような日が続くことがありますが、11月にもなるとすがすがしい秋晴となり、急速に冷気を帯びる日が訪れます。

冬は、シベリア寒気団により、天候が左右されます。この大陸寒気団の影響によって、天気は周期的に変動し、寒気の強い時には降雪をみることがあります。

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成22年の国勢調査による市の人口は、285,746人となっており、三重県の総人口の1,854,724人の15.4%を占め、県内では四日市市(307,766人、三重県の総人口の16.5%)に次いで2番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成22年の国勢調査によると、113,092世帯となっており、1世帯当たりの人員は2.52人で、三重県全体の平均2.63人をわずかに下回っています。

(平成22年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65歳以上の高齢者人口の比率は、平成17年には22.0%であったものが平成22年には24.4%と高齢化が着実に進んでいます。

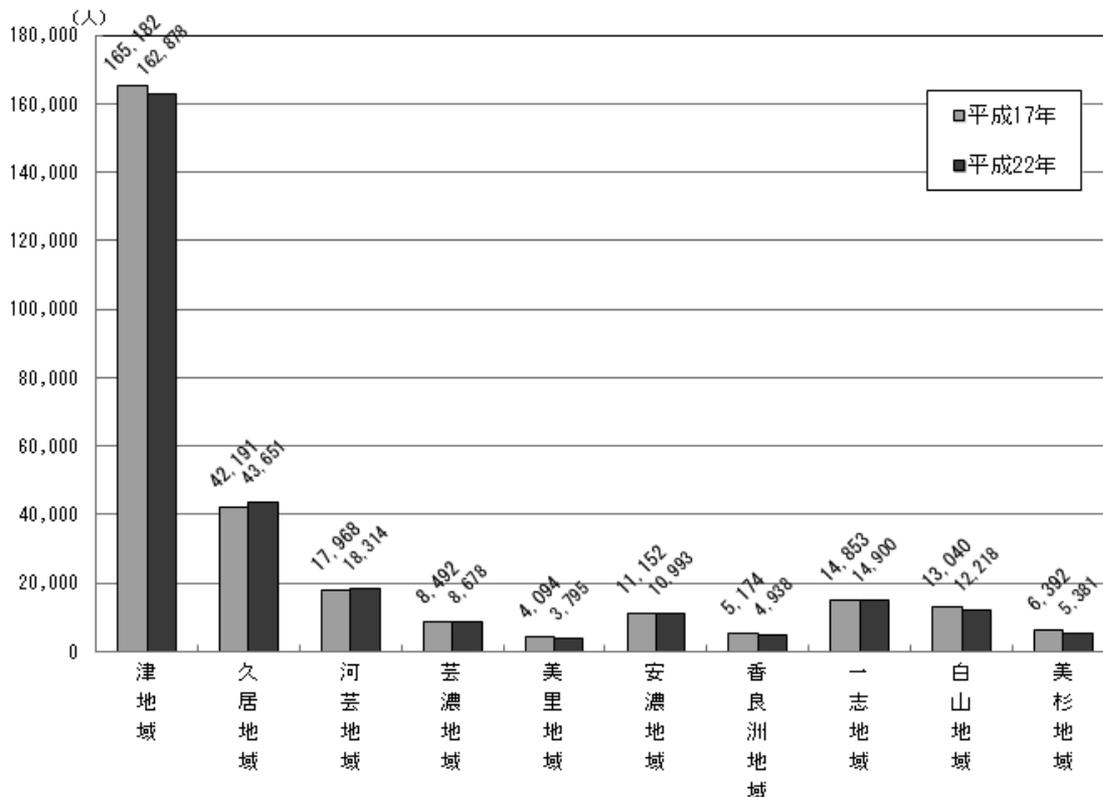
■ 年齢別人口集計

	男	女	総数
0～9歳	12,389	11,912	24,301
10～19歳	13,726	13,335	27,061
20～29歳	15,087	14,717	29,804
30～39歳	19,272	18,694	37,966
40～49歳	18,164	18,145	36,309
50～59歳	17,581	18,074	35,655
60～69歳	19,344	20,942	40,286
70～79歳	14,205	16,970	31,175
80～89歳	6,289	10,624	16,913
90歳以上	725	2,681	3,406
合計	138,643	147,103	285,746

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

(平成22年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 22 年国勢調査より)

2 地域特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有しています。

こうした豊かな地域の中に、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

(2) 地理的な優位性

市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

(3) 多様な歴史・文化資源

市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、

全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

(4) 都市機能の集積

市は、県庁所在地として国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(5) 多様な産業活動

市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第3次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、市の恵まれた自然環境を生かして、第1次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第2次産業としては、市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

第3節 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造、気象等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれのある次の災害を対象としました。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 崖崩れ、土石流、地滑りによる災害
- (4) 竜巻や突風による災害
- (5) 大規模火災
- (6) その他大規模な災害

第4節 災害の記録

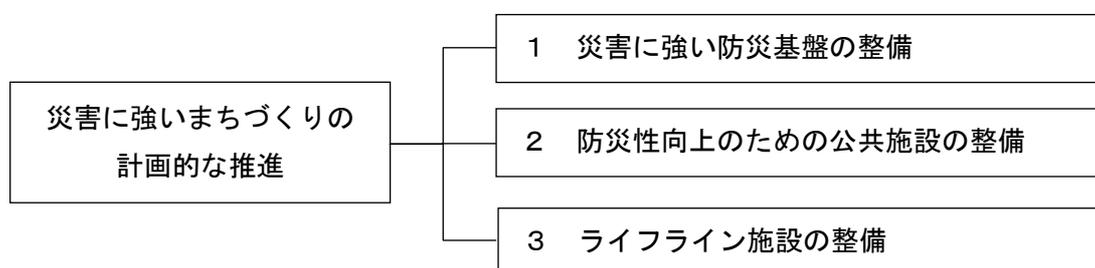
津市における各災害の主なものは資料編のとおりです。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進

○ 市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。



1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部）

災害に強いまちをつくるためには、都市構造の防災性を高めていくことが重要です。

このため、一時避難場所となるオープンスペース、避難路、防災拠点などの防災基盤を始め、道路、河川、ライフライン等の社会基盤の整備の計画的推進を図ります。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強いまちにつながることから、ユニバーサルデザインのまちづくりと合わせて、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な社会の形成を住民参画のもとで推進します。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要です。

(1) 防災空間の確保

一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進します。

(3) 総合的かつ計画的な施設整備の推進

道路整備、河川改修、下水道整備等の各種事業の整備促進を推進します。

(4) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図ります。

(5) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(6) 海岸保全施設の整備

海岸保全施設は、高潮災害の防止・軽減に有効な施設であることから、護岸堤防の整備促進を図ります。

2 防災性向上のための公共施設の整備（建設部、下水道局、水道局、都市計画部）

道路、河川、上下水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、災害に強い施設の整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進するとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

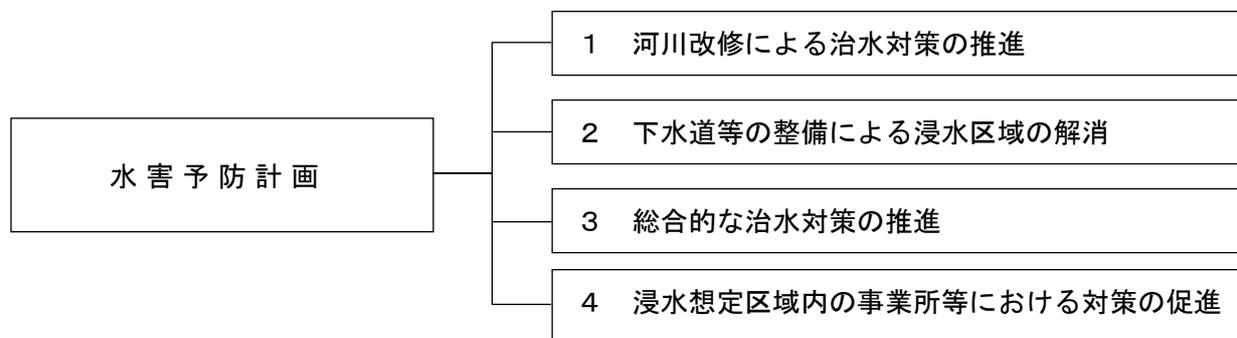
3 ライフライン施設の整備（指定公共機関、指定地方公共機関）

電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を計画的に実施します。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図ります。

第2節 水害予防計画

- 水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ調整池の確保や下水道施設等の整備を進めるなど、流域全体の総合的な治水対策を推進します。



1 河川改修による治水対策の推進（建設部）

本市が管理する準用河川の未整備区間の改修を進め、治水安全度を向上させるとともに、国・県が管理する一・二級河川の整備との連携を図りながら、水系を一貫した治水対策を推進します。

2 下水道等の整備による浸水区域の解消（下水道局、建設部）

都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道及び排水路の新設・改修とポンプ場の整備を進め、浸水区域の解消に努めます。

3 総合的な治水対策の推進（建設部、下水道局、農林水産部、都市計画部）

雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装など雨水の地下浸透施設及び各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。

また、市が管理する地下道等で冠水する危険性の高い箇所については、排水ポンプを設置するなど、道路交通の安全性の確保を図ります。

開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池等の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図ります。

4 浸水想定区域内の事業所等における対策の促進

浸水想定区域内の事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等）については、水防法第15条の規定に基づき、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の措置を実施します。

(1) 避難確保計画及び浸水防止計画

ア 避難確保計画及び浸水防止計画で定める事項

- ・洪水時の防災体制に関する事項
- ・洪水時の避難の誘導に関する事項
- ・洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

イ 避難確保計画等の報告及び公表

避難確保計画又は浸水防止計画を作成・変更したときは、その旨を津市に報告するとともに、ホームページへの掲載やパンフレット等を作成するなどして公表します。

(2) 自衛水防組織

洪水時に施設の利用者等の迅速かつ円滑な避難を確保し、被害の軽減と拡大の防止を図るため、自衛水防組織の活動体制を確立します。

(3) 事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等）の措置

ア 地下街等における措置

地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るために、避難確保計画及び浸水防止計画を作成するとともに、自衛水防組織を設置し、訓練を実施しなければなりません。

浸水想定区域内の地下街等の施設は資料編のとおりです。

イ 要配慮者等が主として利用する施設における措置

浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成に努めます。また、自衛水防組織を設置するとともに、訓練を実施するよう努めなければなりません。

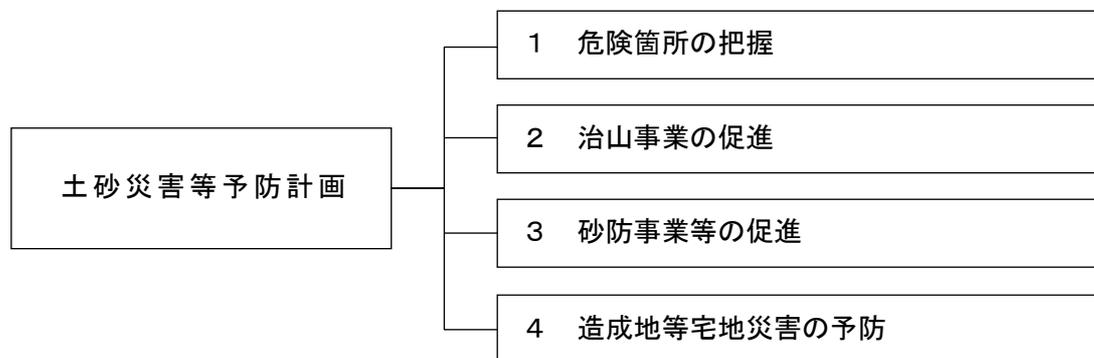
浸水想定区域内にある要配慮者等が主として利用する施設は、資料編のとおりです。

ウ 大規模工場等における措置

大規模工場等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成に努めます。また、自衛水防組織を設置するとともに、訓練を実施するよう努めなければなりません。

第3節 土砂災害等予防計画

○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所については、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 危険箇所の把握（農林水産部、建設部）

市は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努めます。

2 治山事業の促進（農林水産部、各総合支所）

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。

このため、崩壊危険地及び崩壊地、未植栽地並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。

併せて機能の低下した保安林、被災保安林等を改良し、水源涵養機能、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と大気浄化、温暖化防止等の環境保全機能を発揮する森林の造成及び改良に係る保安林整備事業の促進を図ります。

3 砂防事業等の促進（建設部）

(1) 砂防対策

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険溪流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(2) 急傾斜地対策

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上で急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が 5 戸以上、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院に危害が生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事

の促進を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(3) 地すべり対策

地すべりは、特殊な地質のところでは土地の一部が地下水等に起因して移動する現象ですが、地すべりによる危険箇所の把握に努め、「地すべり防止区域」の指定と防止工事の促進を図ります。

4 造成地等宅地災害の予防（都市計画部、建設部）

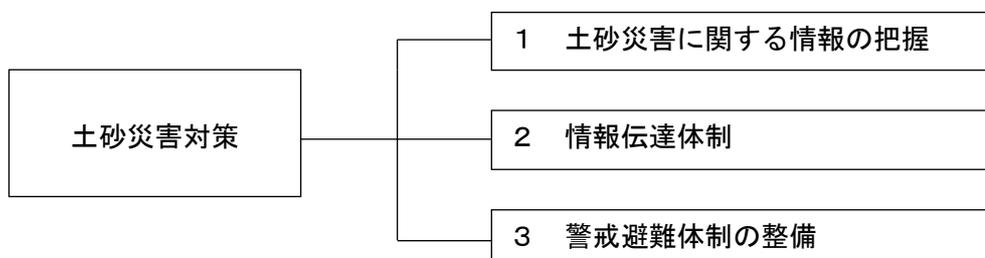
(1) 宅地造成地工事では、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などの被害を未然に防止するため、都市計画法等に規定された災害防止に重点を置いた技術基準に基づき指導します。

(2) 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（未指定）又は建築基準法第 40 条の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努めます。

(3) 豪雨等による宅盤等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士講習会への参加を促し、判定士の養成に努めます。

第4節 土砂災害対策

- 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）

津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や津市土砂災害情報相互通報システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。

また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

2 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 津市防災情報メール（多言語版を含む。）
- ウ ファクス配信
- エ エリアメール
- オ CATV（データ放送を含む。）
- カ 広報車
- キ 津市公式アプリケーション「津うなび」

3 警戒避難体制の整備

(1) 警戒体制の整備（建設部、農林水産部、各総合支所）

ア 状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂

災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

ウ 災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地確認を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

また、道路など交通機関への影響がある場合は、市民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避します。

(2) 避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

ア 避難開始の基準

第2編 第3章 第1節の3「避難開始の基準の設定」のとおりとします。

イ 自主的な避難

第2編 第3章 第4節のとおりとします。

ウ 避難計画の策定

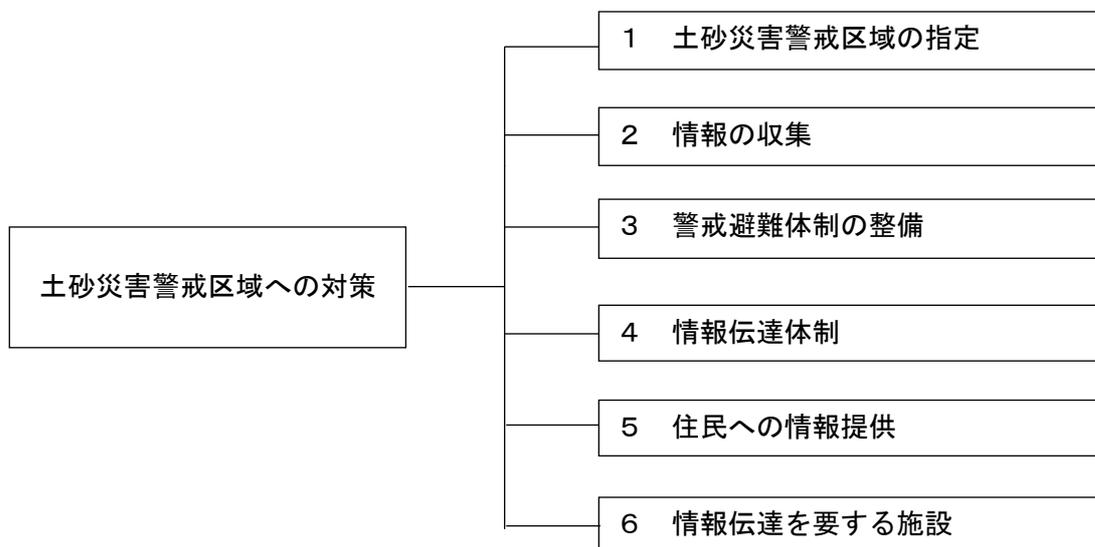
第2編 第3章 第5節のとおりとします。

エ 避難体制の整備

第2編 第3章 第6節のとおりとします。

第5節 土砂災害警戒区域への対策

○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒区域について、情報の収集及び伝達、住民への周知などの対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 土砂災害警戒区域の指定（建設部、危機管理部）

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条の規定に基づき、三重県において、土砂災害危険箇所等の土砂災害発生の危険がある箇所で警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）に指定しています。

警戒区域の一覧は資料編のとおりです。

(2) 警戒区域への対策

警戒区域については、土砂災害防止法第 8 条の規定に基づき、必要な事項を定めて対応を図ります。

2 情報の収集（危機管理部）

津地方气象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や津市土砂災害情報相互通報システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。

また、津地方气象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難勧告等の判断材料として活用します。

3 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）

(1) 警戒体制の整備

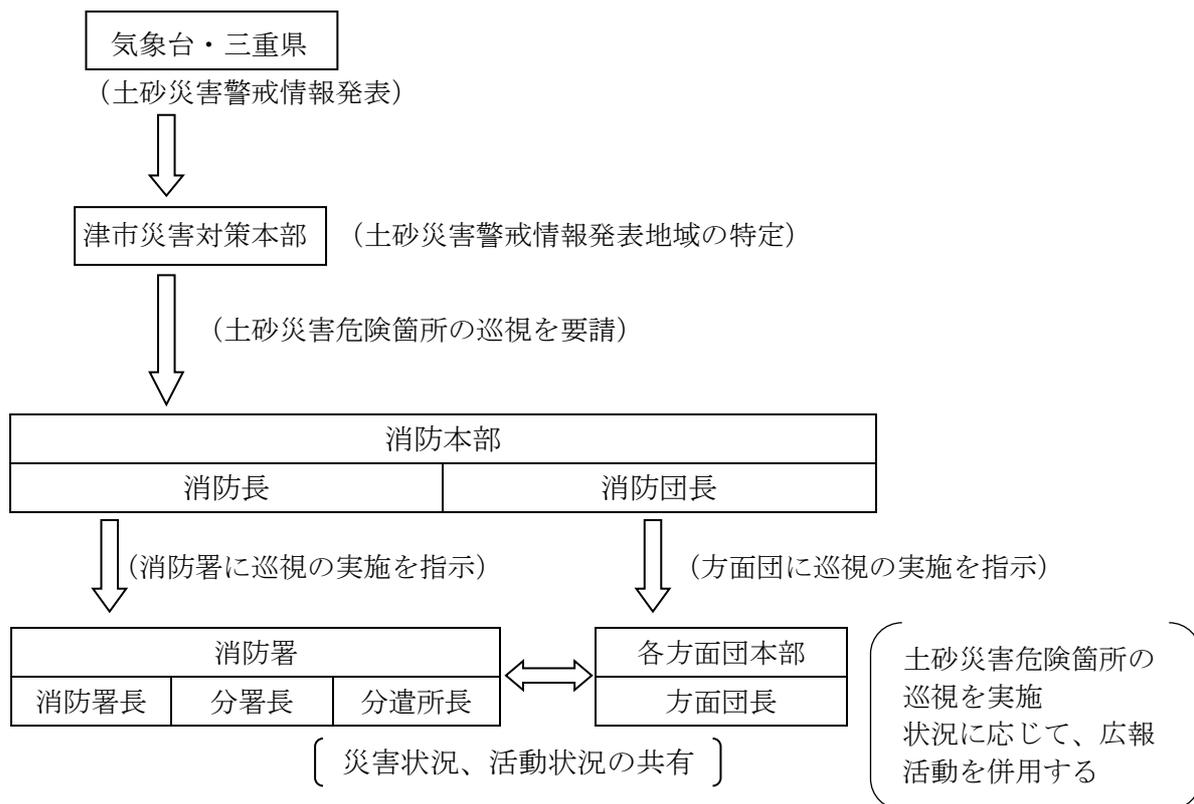
ア 状況の把握

豪雨や長雨等により、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより、状況の把握に努めます。

イ 監視体制

土砂災害警戒情報が発表された後、津市土砂災害情報相互通報システムにおいて、土砂災害危険度が橙色（警戒）となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。

【土砂災害危険箇所監視体制】



※ 巡視結果の報告は、連絡体制の逆の流れとする

※ この体制は、一般の土砂災害対策においても適用するものとする。

ウ 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るほか、警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

(2) 避難体制の整備

ア 避難計画の作成

地域で土砂災害に係る説明会やワークショップ等を開催し、危険についての理解を深めるとともに、タウンウォッチングや避難訓練を通じ、地域における危険箇所や避難経路の確認を行い、避難方法や避難計画の作成など、避難体制づくりを推進します。

イ 土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設の指定

三重県の指定による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに三重県の定める土砂災

害危険箇所内に所在する避難所について、土砂災害を受ける可能性が高い場合又は土砂災害を受けるおそれがある場合等に、その代替となる民間施設等をあらかじめ土砂災害避難施設又は土砂災害避難協力施設として指定することを推進します。

《土砂災害避難施設の選定基準》

- (ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺等に所在する建物
- (イ) 有効的な避難スペース（避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡）及び有効的な避難スペースまでの有効な避難経路を有する建物
- (ウ) 浸水及び暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物
- (エ) 日常的に使用され、又は管理されている建物
- (オ) 避難所として指定されていない建物
- (カ) いつでも避難できる建物

《土砂災害避難協力施設の選定基準》

- (ア) 土砂災害避難施設の(ア)～(オ)と同じ
- (イ) 所有者又は管理者が認める日時に限り避難することができる建物

4 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）

土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、地域からの情報、津市土砂災害情報相互通報システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて避難勧告等を伝達します。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 津市防災情報メール(多言語版を含む。)
- ウ ファクス配信
- エ エリアメール
- オ CATV（データ放送を含む。)
- カ 広報車
- キ 津市公式アプリケーション「津うなび」

5 住民への情報提供（危機管理部）

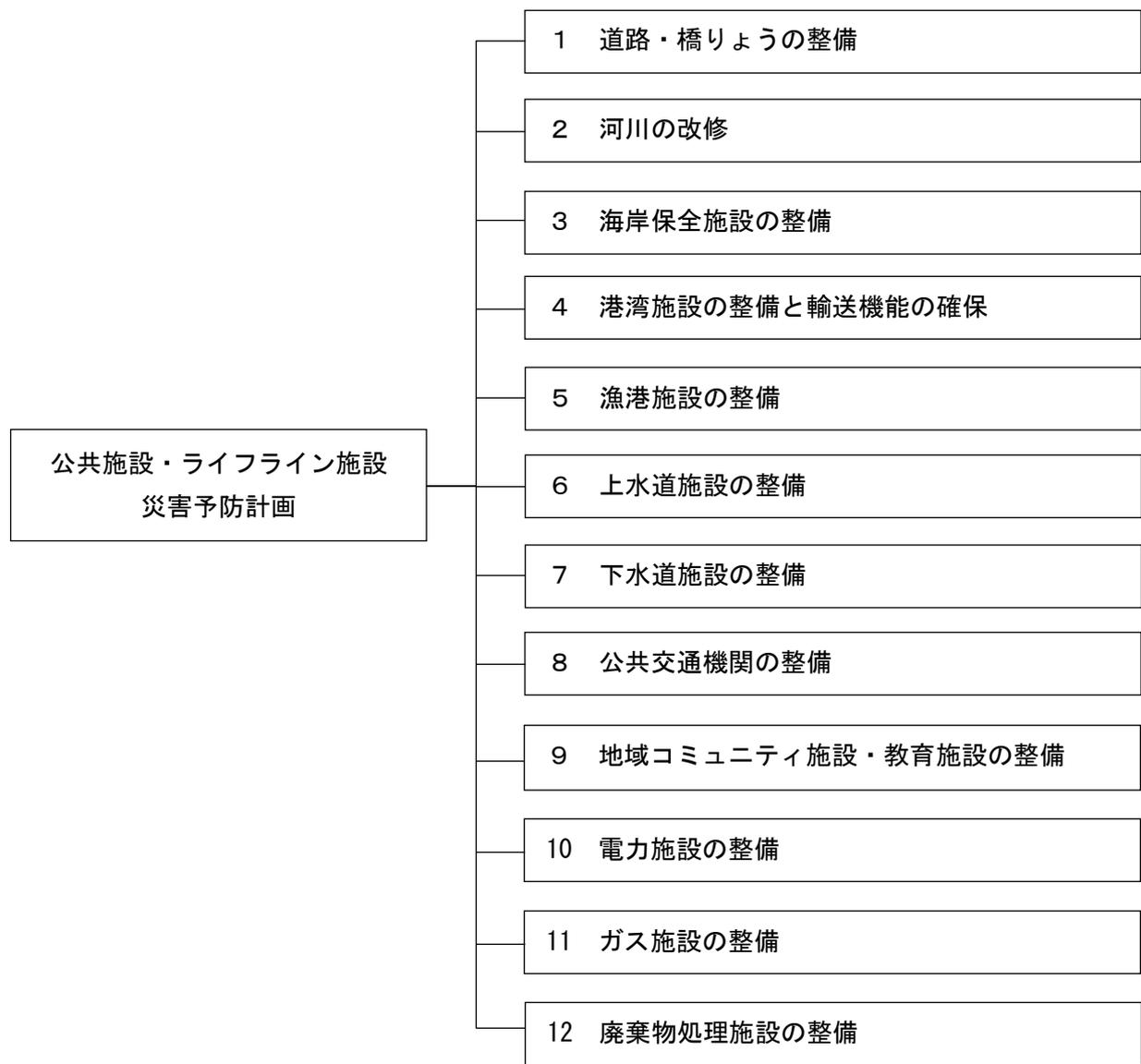
- ア 三重県より土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、地区ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた地区ごとの土砂災害ハザードマップを作成し、公表します。
- イ 地域全体の土砂災害警戒区域の指定が完了した場合は、アに定める情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、公表します。

6 情報伝達を要する施設（危機管理部）

土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき、警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が図れるよう、事前に、ファクス配信等を活用して、土砂災害に関する情報等の伝達を行います。

第6節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

○ 道路、河川、鉄道、電気、上下水道、ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設を整備します。



1 道路・橋りょうの整備（建設部）

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは市民の日常生活の面で重要な役割を担っていますが、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路管理者は、道路網とその安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとす

る幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。

(3) 橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの劣化や損傷の有無の把握に努めるとともに、耐震化、長寿命化を推進し、災害時の機能確保を図ります。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業を推進します。

2 河川の改修（建設部）

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至りますが、損壊等に起因する浸水を未然に防止するため、河川管理者は、その果たすべき機能が確保されるよう、必要な改修を行います。

3 海岸保全施設の整備（建設部）

海岸保全施設は、昭和 34 年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

このため、施設管理者は、南海トラフを震源とする大規模地震等を想定し、耐震性の向上対策、津波や液状化対策等による安全性の確保について、海岸保全施設の整備に努めます。

4 港湾施設の整備と輸送機能の確保（都市計画部）

中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、災害発生後の業務継続活動に資するため、海上輸送機能の安全確保に努めます。

5 漁港施設の整備（農林水産部）

漁港は、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は緊急の輸送基地としての活用を図ります。

6 上水道施設の整備（水道局）

災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実に努めるとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。

7 下水道施設の整備（下水道局）

下水道の老朽化施設については、計画的な改築を進めます。

新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努めます。

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 施設の損壊等による下水の滞留に備え、施設の複数化や雨水管渠の活用等のバックアップ機能の導入に努めます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資材の確保に努めます。
- (4) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。
- (5) ポンプ場の耐水対策を図ります。

8 公共交通機関の整備

(1) 鉄道（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておきます。

ア 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう、土木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図ります。

(イ) 情報連絡施設の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図ります。

(ウ) 復旧体制の整備

- a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- b 復旧用資材の配置及び整備
- c 災害に関する知識の普及
- d 訓練の実施

イ 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合に迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じます。

(ア) 施設の防災構造の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図ります。

(イ) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図ります。

(ウ) 復旧体制の整備

- a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- b 応急復旧用資機材の配置及び整備
- c 列車及び旅客の取り扱い方の徹底

- d 消防及び救護体制
- e 防災知識の普及
- ウ その他の鉄道事業者
 - 日本貨物鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。
- (2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）
 - 災害に対処できるよう、次の体制の整備を図ります。
 - ア 三重交通株式会社
 - (ア) 復旧体制の整備
 - a 災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
 - b 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実
 - (イ) 情報連絡施設の整備強化
 - バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み
 - イ その他の一般乗合旅客自動車運送事業者
 - その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備します。

9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備（各施設管理者）

避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、優先かつ計画的に耐震改修等により施設の安全性を確保します。

10 電力施設の整備（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努めます。

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、耐震対策など平常時から災害を考慮した対策を講じます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。
- (5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

11 ガス施設の整備

- (1) 都市ガス（都市ガス事業者）
 - 災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施します。
 - ア 新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とします。また、経年管についても計画的に更新します。
 - イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
 - ウ 災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。

エ 重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。

オ 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

(2) L P ガス（L P ガス事業者）

ア L P ガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施します。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

12 廃棄物処理施設の整備（環境部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から耐震性の確保や燃料の供給停止への備えなど施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。

(2) 応援体制の整備

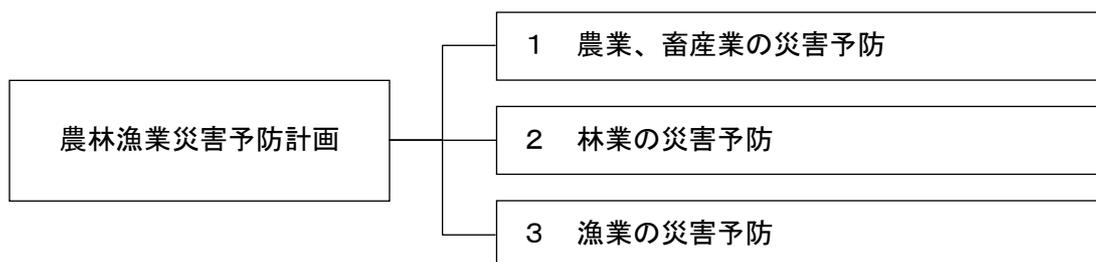
災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町はもとより他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進します。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておきます。

第7節 農林漁業災害予防計画

- 災害に強い農業、畜産業を推進するための施策を行います。
- 災害防止のため林業の再生を進め、治山・砂防対策の推進により土砂流出防止等の機能を保持向上させます。
- 水産基盤の整備に努めるとともに、被災しやすい施設については各種指導により被害防止に努めます。



1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部）

(1) 防災営農施策

災害による農作物被害(病虫害を含む)の減少を図るための施策を推進します。

(2) 農地保全

ア 湛水被害を生ずるおそれのある地域においては、排水施設の整備を行い、災害の防止に努めます。

イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。

(3) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

三重県中央家畜保健衛生所と連絡を密にし、災害発生時に県が実施する家畜伝染病の調査や家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のための必要な措置（検査、注射、消毒等）に対して協力します。

2 林業の災害予防（農林水産部）

(1) 林業の再生

林野災害を未然に防止するため、林業の再生を進め、森林の適正な管理を推進し、防災を目的として指定されている保安林の保全を図ります。

(2) 林地開発の規制

林地開発においては、適正な防災措置を講じさせることにより、計画的な水源涵養機能の向上を図ります。

(3) 森林の荒廃防止

森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討し、予防治山事業を促進します。また、既往の災害により荒廃した地城については復旧を促進します。

3 漁業の災害予防（農林水産部）

(1) 漁港の安全対策

漁港区域における施設の防護と漁船の安全を目的として防波堤、護岸等の整備を行うとともに、泊地、航路の浚渫、物揚場の整備を推進します。

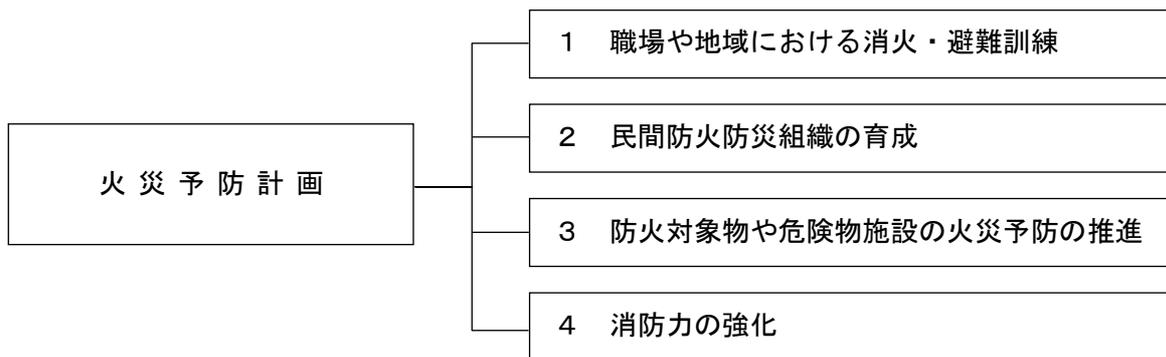
また、漁船の安全係留、退避及び漁具等の被害防止について指導します。

(2) 養殖場の安全対策

漁具及び養殖施設において、被害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対して発災時の漁具等の撤去、移動、補強等の防災指導を行います。

第8節 火災予防計画

- 職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。
- 防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。
- 消防力の強化を図ります。



1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）

職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難方法について講習会や訓練を実施します。

2 民間防火防災組織の育成（消防本部）

- (1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び婦人防火推進委員等の育成を図ります。
- (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報・避難及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。

3 防火対象物や危険物施設の火災予防の推進（消防本部）

計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。

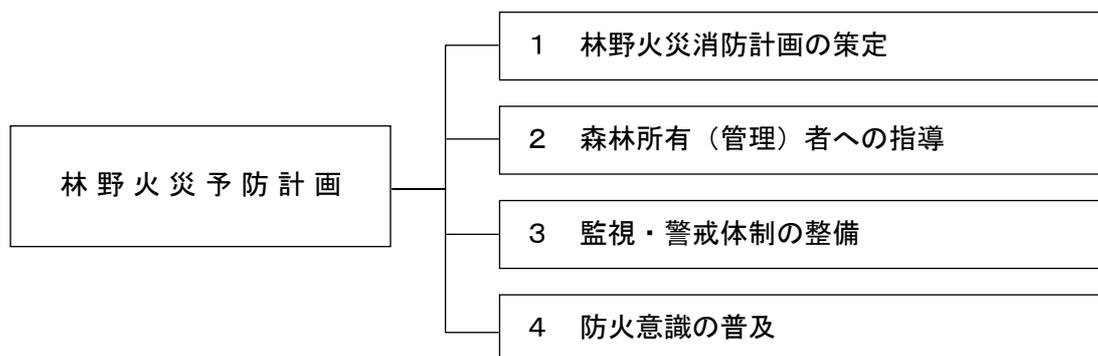
4 消防力の強化（消防本部）

消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。

また、消防力を最大限に発揮できるよう、消防力整備計画などの策定・見直しを行います。

第9節 林野火災予防計画

- 関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立に努めます。
- 林野火災の発生を未然に防止するために、防火意識の普及・啓発、林野巡視の強化及び予防施設の整備を図り、健全な森林の育成を図ります。



1 林野火災消防計画の策定（消防本部）

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努めます。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査のうえ、次の事項について計画します。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域 イ 特別警戒時期 ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域 イ 出動計画 ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資機材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導（消防本部、農林水産部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し次の事項について指導を行います。

- (1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の整備
- (5) 火災多発期（12月～3月）における巡視の強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視・警戒体制の整備（消防本部、農林水産部）

林野火災防止のため、山地防災ヘルパー等の巡視制度及び火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の整備に努めます。

火災が発生するおそれ大きいと認められる山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ、喫煙を制限します。

特に、火災警報発令時においては、監視・警戒体制を強化するとともに、津市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進します。

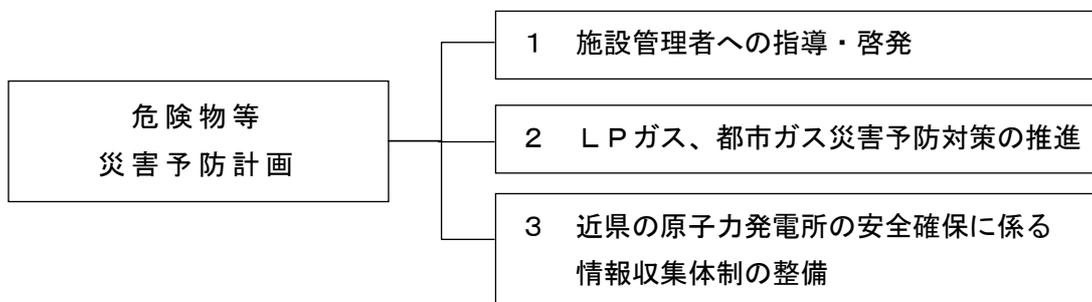
4 防火意識の普及（消防本部、農林水産部）

関係機関の協力を得て、一般住民に対し「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図ります。

なお、登山、遊山、狩猟等の山入者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取り扱い注意の掲示」「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講じます。

第10節 危険物等災害予防計画

- 災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保するため、保安体制の整備に努めます。



1 施設管理者への指導・啓発（消防本部）

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策の推進

LPガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努めます。

(1) 保安、防災体制の確立（ガス事業者）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互の連絡、又は津地区広域ガス安全対策連絡協議会を通じて地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付します。

(3) ガス消費者に対する啓発（ガス事業者）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行います。

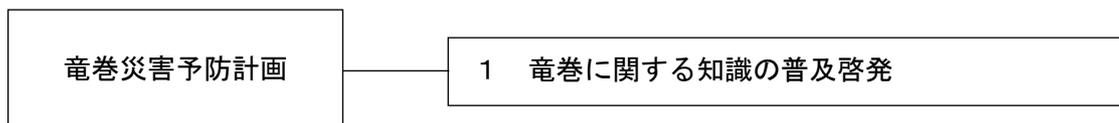
3 近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制の整備（危機管理部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。

- (1) 災害などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき
- (4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

第11節 竜巻災害予防計画

- 発生すれば局地的に甚大な被害をもたらす竜巻に関する知識の普及啓発を行い、被害の軽減を図ります。



1 竜巻に関する知識の普及啓発（危機管理部）

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生します。特に沿岸部で発生が多く確認されています。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難です。

そのため、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(1) 住民への啓発

市は、関係機関と連携して、竜巻に関する知識の普及啓発を行い、人的被害の軽減を図ります。

(2) 安全な場所への避難啓発

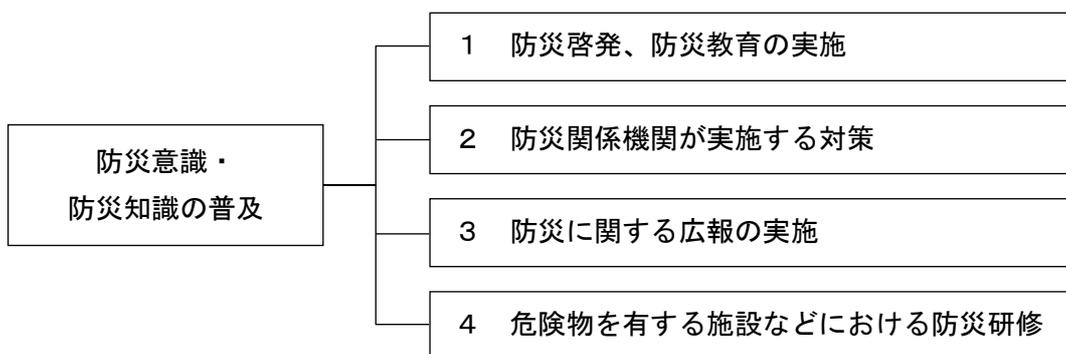
竜巻来襲時に鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中へ避難し、屋内でも窓や壁から離れ、より安全な場所へ避難するよう啓発を行います。

第2章 地域防災力の育成

- 防災教育などを通じた防災知識の普及と実践的な防災訓練を通して、「自らの身の安全は自ら守る」人づくりに努めます。
- 自主防災組織を育成し、消防団を含めた地域防災力の向上を図ります。特に、要配慮者に配慮した地域づくりを進めます。
- ボランティアなど自発的な活動を支援します。

第1節 防災意識・防災知識の普及

- 全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めます。



1 防災啓発、防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部）

(1) 市民に対する防災啓発

市は、地域での学習会、広報等を通じて、災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に関する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(2) 学校教育における防災教育

- ア 学校教育において、児童・生徒が、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。
- イ 学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図ります。
- ウ 発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進します。
- エ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。
- オ 教職員の防災研修を推進します。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

(4) 防災学習・防災啓発に係るコミュニティ施設等の有効活用

防災学習・防災啓発を実施するに当たっては、防災コミュニティセンターや市民センター等の公共施設のほか、地域の集会所等も有効的に活用を図ります。

2 防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）

市は、地域で行われる学習会、防災マップや広報紙、ホームページ等の様々な媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

《 広報内容 》

- | | |
|----------|--|
| (知識) | <ul style="list-style-type: none">・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法・ 地域の災害特性、危険場所・ 各機関の実施する防災対策 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none">・ 避難場所や避難経路の確認・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・ 耐震診断・耐震補強の実施・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加・ 1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none">・ 身の安全確保、救助、応急手当・ 避難時の火元確認、電源ブレーカーの遮断・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行・ 避難行動要支援者への支援・ 情報の収集等 |

4 危険物を有する施設などにおける防災研修（消防本部）

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関して、情報提供等による支援を行い、防災研修の実施を促進します。

第2節 防災訓練の実施

- 防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の高揚を図るため各種の防災訓練を実施します。
- 現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とします。



1 防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

- ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。
- ウ 訓練を開催するにあたっては、予め広報紙やホームページ等により幅広く広報を行い、市民の参加促進に努めます。
- エ 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加の下、実施します。

(2) 訓練の種類

- ア 国及び県が主体
 - (ア) 国、県その他関係機関が実施する訓練
 - 国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連携を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。
 - (イ) 広域合同防災訓練
 - 市は、県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。
- イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部）
 - (ア) 総合防災訓練
 - 市は県、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。
 - (イ) 消防訓練
 - 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施します。
 - (ウ) 水防訓練
 - 水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。

(エ) 避難訓練（避難の三類型）

風水害、土砂災害の避難訓練においては、避難の三類型を考慮した避難訓練を実施します。

(オ) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、平常時から無線通信機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関ごと及び複数の他機関との間において情報の収集、伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等について訓練を実施します。

(カ) 図上訓練

組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。

また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

ウ 幼稚園、保育園、小・中学校が主体（教育委員会事務局、健康福祉部）

防災関係機関や教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

児童生徒等を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

エ 地域が主体

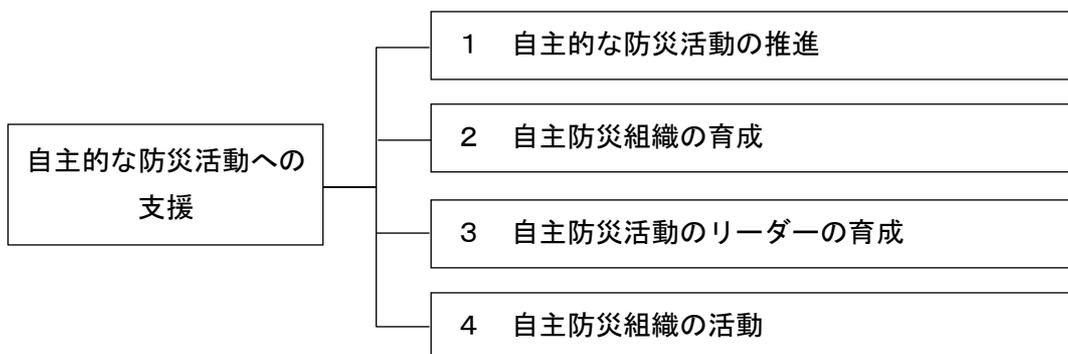
自主防災組織を中心とする市民は、市の防災訓練等を参考にして地域性を考慮した訓練を実施します。

2 防災訓練の検証

訓練終了後、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努めます。

第3節 自主的な防災活動への支援

- 風水害などから命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行います。



1 自主的な防災活動の推進（危機管理部、各総合支所）

大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市は、「自助・共助」の重要性に鑑み、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。

2 自主防災組織の育成（危機管理部、各総合支所）

地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報・啓発資料の作成
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 自主防災活動に必要な防災資機材等の整備支援
- (5) 自主防災組織の避難計画をはじめとする防災に関する計画の策定支援
- (6) 市内自主防災組織間の連携の支援
- (7) 地域の多様な組織との連携の支援

3 自主防災活動のリーダーの育成（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織の構成員を対象とした研修を実施し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努めます。

4 自主防災組織の活動（危機管理部、各総合支所）

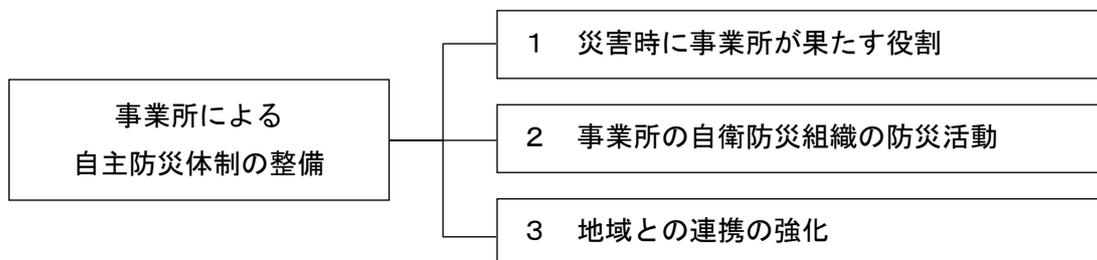
自主防災組織は、平常時において、①防災知識の普及、②地域内の安全点検、③防災訓練の実施、④防災資機材の点検整備など、地域防災力の向上に努めるほか、災害時には、①情報の収集と伝達、②出火防止と初期消火、③避難誘導、④救出・救護、⑤給食・給水などを行います。

なお、自主防災組織の具体的な活動内容は、地域の特性等を踏まえ、自主防災組織で話し合って定めます。

また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施に当たっては、女性の参画の促進に努めます。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

- 事業所は、災害時に従業員、顧客の安全を確保するとともに、業務継続に向けての社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。



1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全確保
- (2) 業務の維持、継続
- (3) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

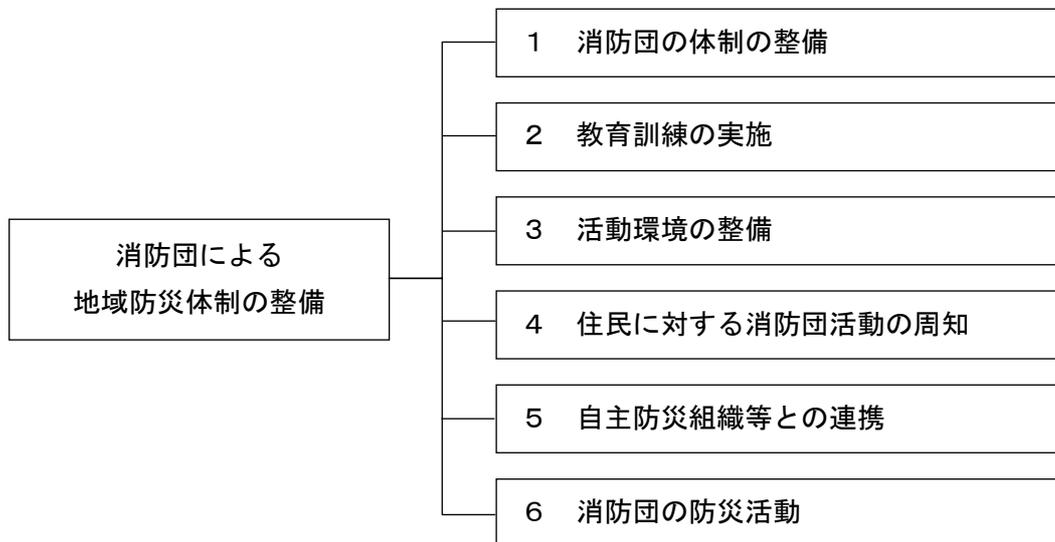
- (1) 平常時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 防災施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 防災マニュアル(災害時行動の手引き)の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
 - カ 防災資機材の備蓄
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 地域との連携の強化

- (1) 地域の自主防災組織との連携強化
地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化します。
- (2) 地域内事業所との連携強化
地域の他の事業所との相互協力等を深めるための連携を図ります。

第5節 消防団による地域防災体制の整備

○ 消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。



1 消防団の体制の整備（消防本部）

青年層・女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の確保に努めます。

2 教育訓練の実施（消防本部）

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導に努めます。

3 活動環境の整備（消防本部）

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

4 住民に対する消防団活動の周知（消防本部）

広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

5 自主防災組織等との連携（消防本部）

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

6 消防団の防災活動（消防本部）

(1) 平常時の活動

- ア 災害についての知識の普及
- イ 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ 防災訓練の実施
- オ 要配慮者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

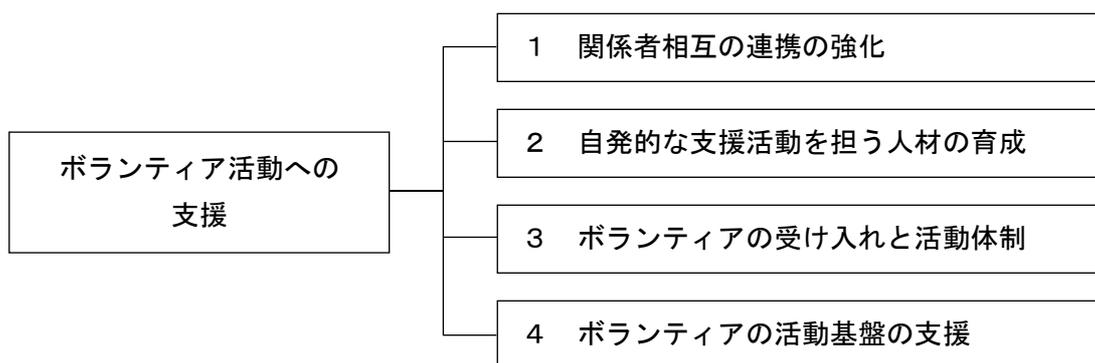
- ア 集団避難、避難行動要支援者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 消火・救急・救助活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水の実施及び支援
- カ 避難所の運営に対する支援
- キ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

第6節 ボランティア活動への支援

○ 災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定されます。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な活動への支援を行います。



1 関係者相互の連携の強化（市民部、健康福祉部）

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平常時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。

また、ボランティア団体のネットワークづくりを支援します。

2 自発的な支援活動を担う人材の育成（市民部、健康福祉部、危機管理部、教育委員会事務局）

- (1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
- (3) 児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア活動を推進します。
- (4) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、市及び関係機関が協力し、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

3 ボランティアの受け入れと活動体制（市民部）

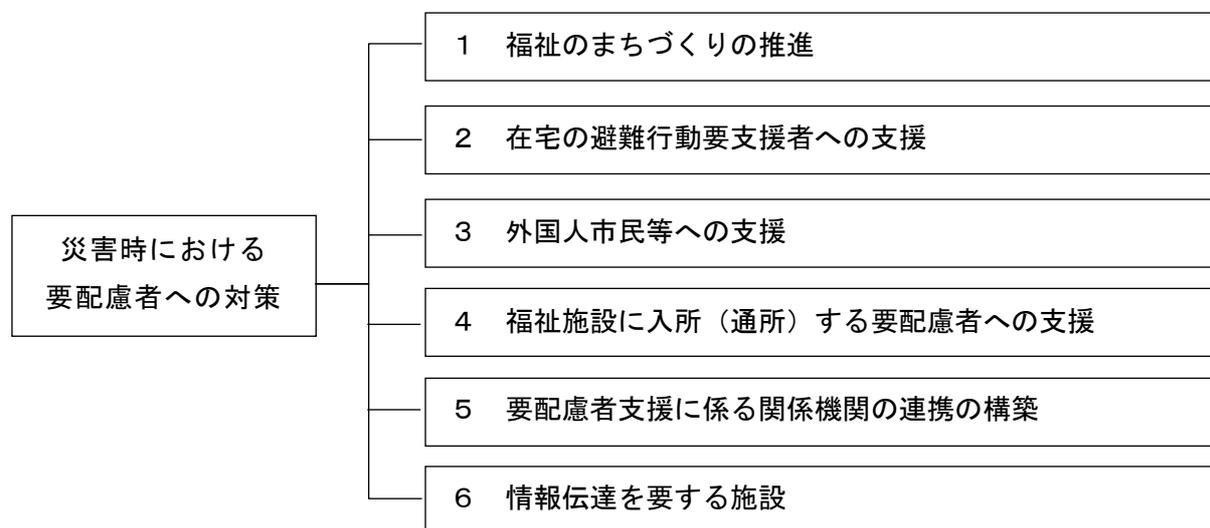
市は、関係機関等と連携し、平常時から災害発生時におけるボランティアの受け入れ、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、行政との連絡調整等を行う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進します。

4 ボランティアの活動基盤の支援（市民部）

- (1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の管理に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。
- (2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保険への加入を促進します。

第7節 災害時における要配慮者への対策

○ 避難行動要支援者等の要配慮者の把握と、その配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



1 福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

- (1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。
- (2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。
- (3) 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者や視覚障がい者にも配慮した支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いただれも見やすい防災標識の設置等、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備を進めます。
- (4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備を促進します。

2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 避難行動要支援者

要配慮者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要があります。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じます。

避難行動要支援者の要件

避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者です。その他、以下の要件は満たさないものの、総合的に勘案して、支援が必要として地域の避難支援等関係者から申出があり、津市で認めた者についても避難行動要支援者とします。

- ・ 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けている者
- ・ 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である者
- ・ 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている者
- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護、行動援護）を受けている難病患者
- ・ その他市長が必要と認める者

(2) 支援体制

ア 市の推進体制

健康福祉部、危機管理部、市民部等関係部局が連携し、避難行動要支援者対策について、普及周知及び支援などを行います。

また、関係部局は、平常時の業務と係りの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行います。

イ 避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとします。

避難支援等関係者は、次のとおりとします。

- (7) 自治会
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 消防団
- (エ) 民生委員
- (オ) 社会福祉協議会
- (カ) 警察署

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア 名簿の作成

(7) 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を収集します。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求めます。

(イ) 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載します。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別

- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ア) 平常時における名簿情報の提供

災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとします。

(イ) 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供を行うものとします。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

(ア) 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行うものとします。

(イ) 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付するものとします。

エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び津市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うものとします。

オ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるようにすること。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

カ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとします。

キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画

(ア) 全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域における共助による避難支援、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めます。

(イ) 個別計画

全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行います。

なお、個別計画の作成にあたっては、避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。

3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部）

- (1) 災害関連情報の広報
 - ア 災害に関する情報を提供する際は、ひらがななどの分かりやすい日本語表現に努めます。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。
 - イ 津市防災情報メール多言語版の登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- (2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努めます。
- (3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。
- (4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。
- (5) 宿泊施設事業者との連携

宿泊される外国人旅行者に対して、宿泊施設事業者による避難誘導等が円滑に実施できるよう啓発を行うとともに訓練の支援に努めます。

4 福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

- (1) 施設・設備の安全確保対策
 - ア 安全確保に必要な消防設備を整備します。
 - イ 危険物の適正管理など安全管理に努めます。
- (2) 施設入所者等の避難対策
 - ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。
 - イ 施設入所者等の避難計画の作成
 - (ア) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。
 - (イ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。
 - (ウ) 夜間の勤務者での訓練など実践的な避難訓練を実施します。
 - (エ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。
- (3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

5 要配慮者支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する津市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

6 情報伝達を要する施設（危機管理部）

(1) 水防法の規定に基づく要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第4号の規定に基づく浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編のとおりです。

なお、円滑な避難確保が図れるよう、ファクス配信等を活用し、上記施設へ洪水予報等の伝達を行います。

(2) 土砂災害防止法の規定に基づく要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づく警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編のとおりです。

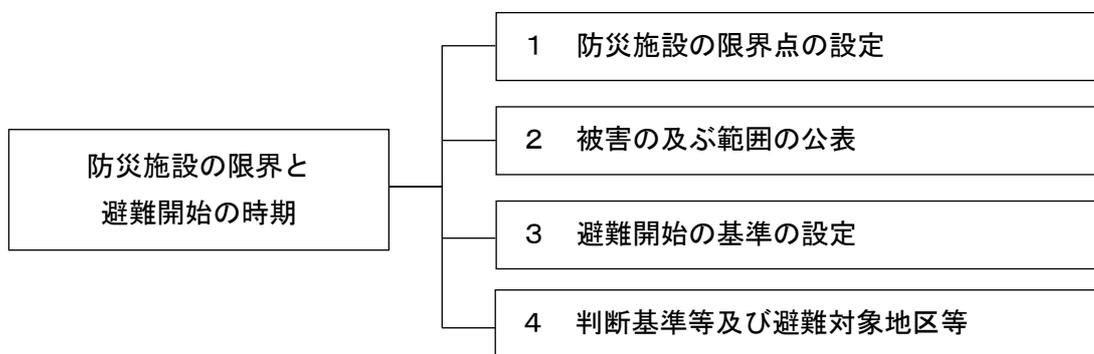
なお、円滑な避難確保が図れるよう、ファクス配信等を活用し、上記施設へ避難に関する情報の伝達を行います。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

○ 防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

○ 市は、災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。



1 防災施設の限界点の設定（各施設管理者）

防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するように努めます。

《防災施設の限界点の考え方》

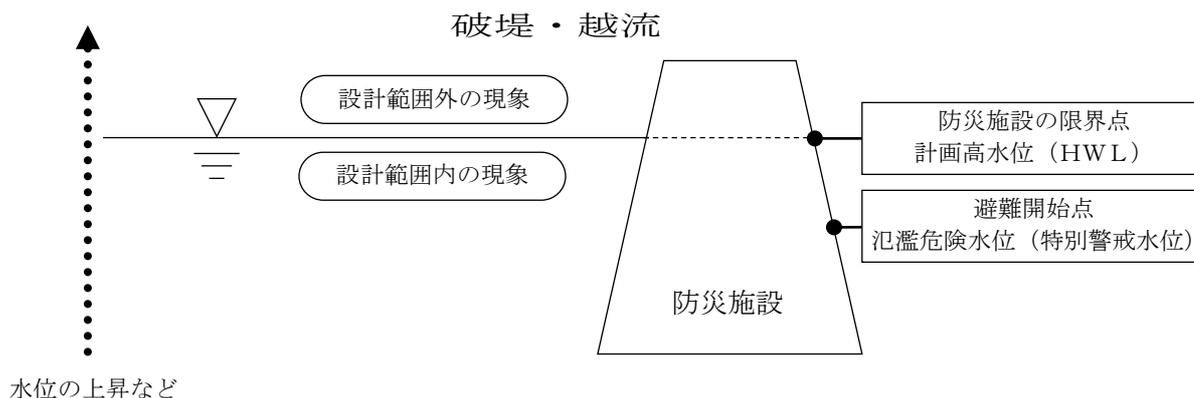
自然現象が防災施設の防御能力を越えることで災害は発生します。防災施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ(水位など)について平常時から消防団及び自主防災組織等に周知し、防災施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるように努めます。

ア 防災施設の限界点

防災施設の耐えられる範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

イ 避難開始点

防災施設の限界点に達する前の段階で設定します。



2 被害の及ぶ範囲の公表（危機管理部、各総合支所）

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。

水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川においては、浸水想定区域図を基にそれらの区域及び水深を公表するように努めます。

また、水防法による指定を受けていない中小河川についても、地域と協議を行い、被害の及ぶ範囲等を公表するように努めます。

3 避難開始の基準の設定（危機管理部）

防災施設の管理者は、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により避難開始の基準を設定するように努めます。

[三類型の避難勧告等一覧]

	発令時の状況	居住者等に求められる行動
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 避難場所への移動が困難だと判断される場合は、安全な場所への移動（近隣の高い建物等）、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動

4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

災害対策基本法第 60 条及び津市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難準備情報、避難勧告等の発令を行うものとします。

(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

ア 水防法に基づく洪水予報指定河川及び水位周知河川毎の避難勧告等発令基準

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
雲出川 (中村川合流より上流)	大仰観測所の水位が 4.70 m (氾濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が 5.10 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	大仰観測所の水位が 5.40 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
雲出川 (中村川合流より下流)	雲出橋観測所の水位が 5.0 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	雲出橋観測所の水位が 5.40 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
雲出川 (県管理区間)	元小西観測所の水位が 2.82 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が 2.82 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	元小西観測所の水位が 3.77 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
波瀬川	下川原橋観測所の水位が 2.20 m (氾濫注意水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が 3.40 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	下川原橋観測所の水位が 3.49 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
安濃川	一色観測所の水位が 2.80 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が 3.24 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一色観測所の水位が 4.12 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が 2.50 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	長岡観測所の水位が 2.84 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
岩田川	野田観測所の水位が 1.78 m (避難判断水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が 1.78 m (氾濫危険水位) を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	野田観測所の水位が 2.42 m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。

中ノ川	三宅観測所の水位が3.00m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が3.70m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	三宅観測所の水位が4.40mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
志登茂川	一身田平野観測所の水位が3.42m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一身田平野観測所の水位が3.75m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	一身田平野観測所の水位が4.08mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
相川	藤方観測所の水位が3.83m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が4.37m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	藤方観測所の水位が4.91mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。
横川	栗真小川観測所の水位が2.19m(避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	栗真小川観測所の水位が2.19m(氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき(越水・溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき)。

- ※ 避難準備情報並びに避難勧告の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難準備情報の発令判断基準水位に達したときには、避難準備情報を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難勧告を発令します。ただし、上記において避難準備情報を発令するいとまがない場合は、避難勧告を発令します。
- ※ 避難勧告並びに避難指示の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難勧告の発令判断基準水位に達したときには、避難勧告を発令します。更に、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況を判断して、避難指示を発令します。ただし、上記において避難勧告を発令するいとまがない場合は、避難指示を発令します。

イ 中小河川における避難勧告等発令基準

災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難勧告等の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
穴倉川 (津)	広永橋の水位が橋桁の底部から1.0m(青色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部から0.5m(黄色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部(赤色)に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき

天神川	高茶屋観測所の水位が水位計が2.0mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位計が2.2mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高茶屋観測所の水位が2.4mを示し、さらに水位上昇が見込まれるとき
谷杣川	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場から3段目（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	榑原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天場を超え越流が始まり、さらに水位上昇が見込まれるとき
田中川	久知野水位雨量観測所の水位が4.20m（はん濫注意水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が避難勧告判断基準水位（黄色）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新上野橋付近の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、又は漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき
中ノ川	新六橋の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	新六橋の水位が避難勧告判断基準水位（黄色）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	新六橋の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき
桂畑川 (南長野)	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね1/2下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸（護岸工）の概ね2/3下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道東出中出線岩辺橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）
桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね1/2下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね2/3下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）
細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね1/2下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね2/3下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）

柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	三郷柳谷梅林寺下の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）
穴倉川 (美里)	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	美里高齢者福祉センター前の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）
待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）
美濃屋川 (内多)	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	内多区公民館東堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
美濃屋川 (太田)	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管芯（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	太田橋下堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
美濃屋川 (清水)	コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	コミバス清水バス停東堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき
波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の水位が 1.5m（青色）を観測し、さらに水位上昇が見込まれるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき	室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが非常に高まったとき

大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	寺前橋の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき
大村川 (下流)	白山橋の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	白山橋の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき
佐田川	藤治垣内の判断地点の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	藤治垣内の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	藤治垣内の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき
垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき
八手俣川	下之川観測所の水位が2.50mを観測したとき	下之川観測所の水位が2.50m以上の水位に達し、さらに上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれがあるとき	下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、さらに上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれが非常に高まったとき

ウ 土砂災害の避難勧告等発令の判断基準

過去に三重県内で大規模土砂災害が発生したときの雨量等の情報を基に、三重県から土砂災害危険度に関しリアルタイムで提供される情報システムである津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて避難勧告等を発令します。

避難準備情報	避難勧告	避難指示
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（津市土砂災害情報相互通報システムにおいて発表	・津市土砂災害情報相互通報システムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要

<p>された土砂災害危険度情報が橙色（警戒）となったとき。</p> <p>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</p>	<p>・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が確認されたとき。</p> <p>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</p> <p>※土砂災害警戒区域に指定されていない地区については、消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</p>	<p>と判断したとき。</p> <p>※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</p>
---	--	---

エ 高潮災害の避難勧告等発令の判断基準

高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。

(2) 特別警報発令時における対応について

ア 大雨特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

ただし、避難勧告、避難指示については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づいて発令します。

イ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

市内全域に避難準備情報を発令し、全ての避難所を開設します。

ウ 高潮特別警報、波浪特別警報

津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して避難準備情報を発令し、沿岸部を中心とした避難所を開設します。

(3) 避難勧告時等の避難対象地区

河川毎の避難対象地区等、土砂災害の避難対象地区については、別途定めるものとします。

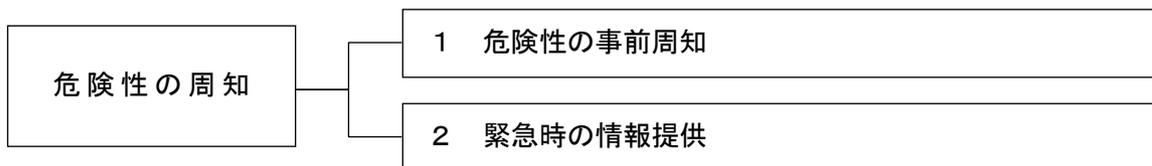
(4) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど、少しでも安全な方法を選択し、避難します。

第2節 危険性の周知

- 防災施設の危険性に関する情報について、平常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。



1 危険性の事前周知（危機管理部）

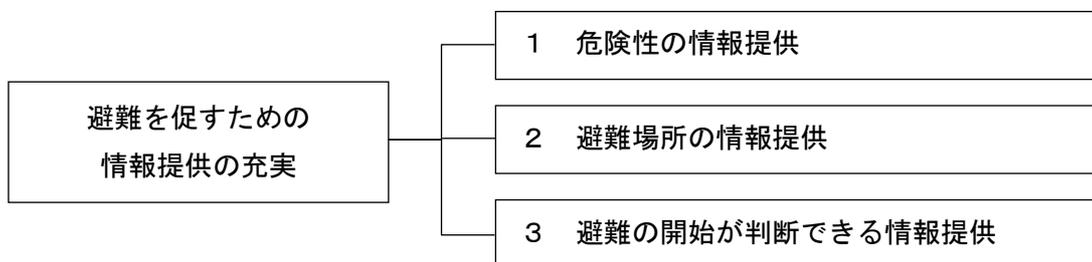
- (1) 河川管理者は、氾濫危険水位（特別警戒水位）や避難判断水位などの河川の水位に関する情報を防災関係機関に提供します。
- (2) 市は、ハザードマップ等を活用し、危険性に関する情報を対象となる地域住民に周知します。

2 緊急時の情報提供（各施設管理者）

- (1) 防災施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある時は、必要な情報等を防災関係機関に通知します。
- (2) 防災施設管理者や市は、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始を読み取れる設備等の整備を進めます。

第3節 避難を促すための情報提供の充実

- 避難開始時期などを知らせる標識等の情報提供手段の整備、充実に努めます。



1 危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 危険性のある区域を示す標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- ウ 過去の災害を伝える浸水位表示柱など
- エ ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料
- オ ホームページ

(2) 情報提供の内容

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

2 避難場所の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 広報紙及びホームページ
- イ 避難場所を示す標識
- ウ 避難誘導標識
- エ 津市公式アプリケーション「津うなび」

(2) 情報提供の内容

- ア 指定避難所の所在地・名称
- イ 一時避難場所の所在地・名称
- ウ 土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設の所在地・名称

3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備
- イ 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板などの標識

ウ CATVとの連携による河川監視カメラの映像配信等

エ ホームページ

オ 津市公式アプリケーション「津うなび」

(2) 情報提供の内容

ア 避難開始時期

イ 安全な避難の実施に必要な事項

第4節 自主的な避難

- 住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。



1 避難方法についての話し合い（危機管理部、健康福祉部、各総合支所）

住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (2) 地域の危険箇所の確認
- (3) 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の検討
- (4) 避難経路の検討
- (5) 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）

市は、大雨や洪水による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

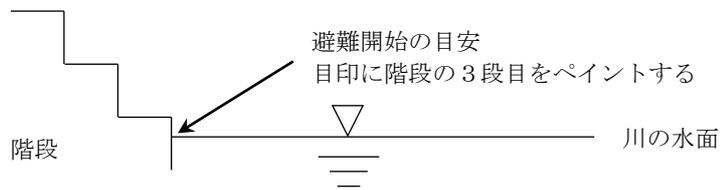
- (1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。
 - ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。

災害の体験とは、

 - (ア) 過去の洪水の浸水位、雨量
 - (イ) 土砂災害が起きたときの雨量
 - (ウ) 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
 - (エ) 防災関係機関の助言
 - a 河川など施設管理者の助言
 - b 防災関係機関の調査（洪水ハザードマップなど）
 - c 気象警報・情報等です。
 - イ 避難開始の基準は、地域で共有します。
 - ウ 災害時に確認するための「目印」を水路などに取り付けます。
- (2) 市及び防災施設の管理者は、住民の基準づくりを支援します。
 - ア 避難開始の基準の設定に対する助言

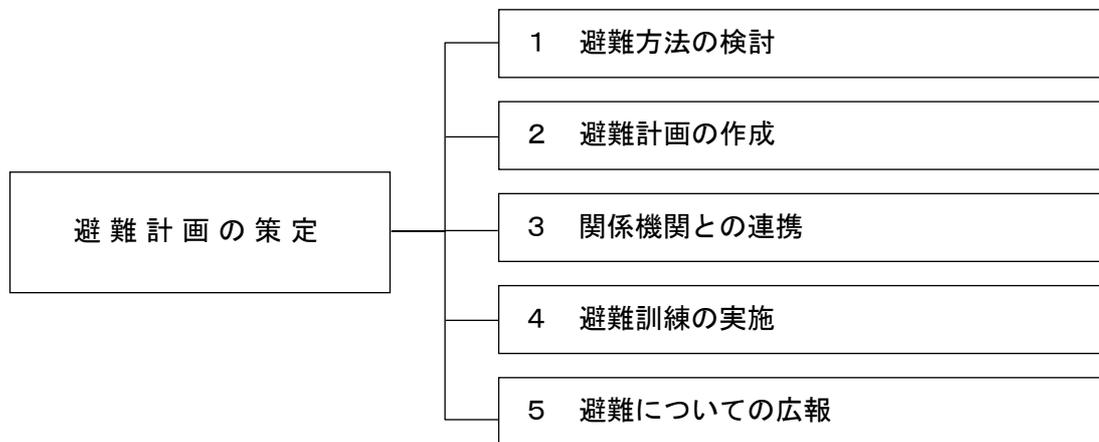
イ 「目印」 取り付けへの協力

例：避難開始の目安「〇〇川の階段の上から3段目まで水位があがったら」



第5節 避難計画の策定

○ 市は、地域住民による避難計画作成を支援し、迅速かつ安全に避難する体制づくりを推進します。



1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の危険性の周知

市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。

《災害の特性》

- ア 洪水
- イ 土砂災害危険箇所

(2) 地域特性の検討

地域住民は、迅速かつ安全に避難するため、以下の事項について話し合うものとします。

- ア 緊急かつ一時的に避難、集合する場所の選定
- イ 避難経路
- ウ 住民等への連絡方法
- エ その他必要な事項

2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりを行います。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定を行います。

(3) 避難開始の基準

- ア 市は、避難開始の基準又は条件の設定を行います。
- イ 防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には避難行動要支援者と一緒に避難する体制整備を含めます。

3 関係機関との連携（危機管理部、各総合支所）

市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署や防災施設の管理者等の関係機関と必要な連携を行います。

4 避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）

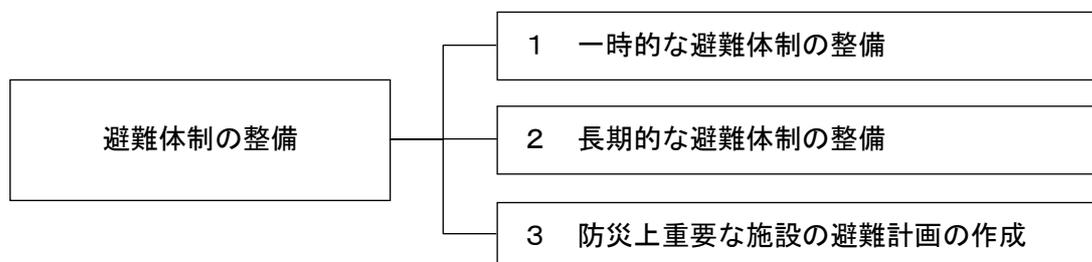
市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。

5 避難についての広報（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。

第6節 避難体制の整備

- 市は、緊急一時的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備を進めます。
- 市は、迅速な避難活動ができるよう避難場所を住民等に周知します。



1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設）の指定

災害の種類や状況によって、危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定します。

(2) 一時避難場所の指定

緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、災害対策基本法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。

なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。

ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみを配備を行うものとします。

《一時避難場所の選定基準》

ア 一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもった集会所、公民館等であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること。

ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満たすもの。

(ア) 「洪水」の指定

a 「洪水ハザードマップ」（平成19年、※雲出川流域は平成21年作成）の浸水想定区域外にあり、雨風が凌げる建物を基本に指定します。ただし、浸水想定区域内の建物であっても、洪水ハザードマップにより想定される浸水深以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物は指定します。

b 「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域外にあるが、地形上の原因により洪水が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場所にある建物については指定しません。

(イ) 「土砂」の指定

- a 三重県が公表する土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、土石流氾濫域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）並びに三重県が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。以下「土砂災害危険箇所等」という。）の影響範囲に含まれず、雨風が凌げる建物を基本に指定します。
 - b 建物の半分未満が土砂災害危険箇所等に含まれる場合にあっては、次のとおりとします。
 - (a) 2階以上の建物であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の堅牢な構造物を指定します。ただし、土砂災害危険箇所等に含まれない部分を指定することとします。
 - (b) 木造平屋の構造物については指定しません。
 - c 建物の全部又は半分以上が土砂災害危険箇所等に含まれる場合については指定しません。
- (3) 避難路の選定基準
- ア 危険のないところ
 - (イ) 土砂災害、浸水等が予測される区域以外
 - (ロ) 地下に危険な埋設物がないこと。
 - (ハ) 崩壊のおそれのある建物や構造物等が沿線にないこと。
 - イ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
 - ウ 避難場所まで複数の道路を確保すること。
 - エ 避難路は相互に交差しないこと。
- (4) 地域住民の参画
- 避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。
- (5) 避難誘導體制の整備
- ア 市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。
 - イ 避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。
 - ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。
 - エ 一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所を示す標識、案内板を設置します。
 - オ 一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。
 - カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。
 - キ 市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により一時避難場所又は土砂災害避難施設及び土砂災害避難協力施設並びに避難場所について住民への周知を図ります。

2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」を踏まえたものとなるよう努めます。

(1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定

被災者が一定期間滞在する場としての指定避難所（以下「避難所」という。）については、災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき指定します。

なお、同法 49 条の 8 の規定に基づき、指定の対象となる施設が、指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができるものとします。

《避難所の選定基準》

- ア 崩壊のおそれのない安全な建物で、災害による影響が比較的少なく、かつ、車両による物資の輸送が容易な場所に立地していること。
- イ 避難者一人当たりの面積が、概ね 2 m²以上であること。
- ウ 物資の受入、配布が可能なスペースを有していること。
- エ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。
- オ 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの設置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

(2) 避難所要員の役割

- ア 避難所要員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所をただちに開設できるよう準備をしておきます。
- イ 避難所要員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む避難所への複数の交通手段を確保しておきます。
- ウ グループにより複数の避難所を担当する場合は、事前に避難所の開設方法等を定めておきます。
- エ 避難所要員は、年度当初に避難所の備蓄品について、備蓄場所、備蓄品目、数量を確認します。備蓄品目、数量に不足がある場合は、危機管理部に連絡し、速やかに補充します。
- オ 避難所要員は、施設管理者と鍵の管理や避難所の運営等について、事前に確認及び協議します。
- カ 避難所要員は、担当する避難所において開催される避難訓練等に、積極的に参加します。

(3) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

- ア 避難所の管理運営に関すること。
 - (ア) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備
 - (イ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備
 - (ウ) 災害対策本部との連絡体制の整備
 - (エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備
 - (オ) 要配慮者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制
- イ 避難住民への支援に関すること。
 - (ア) 避難者への給水、給食の体制整備
 - (イ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備
 - (ウ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(4) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、だれもが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。

《備蓄及び配備に準備する主なもの》

ア 食料・飲料水	キ 給水用機材
イ 生活必需品	ク 救護所及び医療資機材
ウ 通信機材	ケ 仮設トイレ
エ 放送設備	コ 仮設テント
オ 照明設備	サ 防疫用資機材
カ 炊き出しに必要な機材及び燃料	シ 工具類

(5) 広域避難体制の整備

河川の氾濫等大規模災害発生時には、被災地域の住民が他地域の避難所へ避難し、すべての避難者を収容することが困難となることが想定されます。収容しきれない他地域からの避難者を他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。

ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。

イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。

ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。

エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。

(6) 避難所外避難者への対応

大規模災害発生時には、避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。

テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮するとともに、地域住民等が積極的に避難所運営に参加できるよう、市民等への防災啓発に努めます。

(7) 避難者の通信手段の確保

避難者等の外部との通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努めます。

(8) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。

(1) 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所

ア 地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ 生徒、児童、幼児を集团的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等

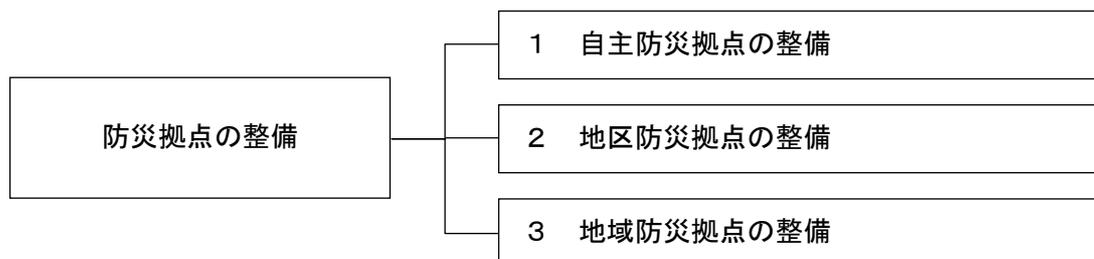
患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合を想定します。（収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等）

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第7節 防災拠点の整備

- 地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用します。
- 災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点としての整備・確保を推進します。



1 自主防災拠点の整備（危機管理部）

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として位置づけ、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。また、だれもが使用しやすい防災資機材などの情報提供に努めます。

2 地区防災拠点の整備（危機管理部）

市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。

3 地域防災拠点の整備（政策財務部、各総合支所、危機管理部）

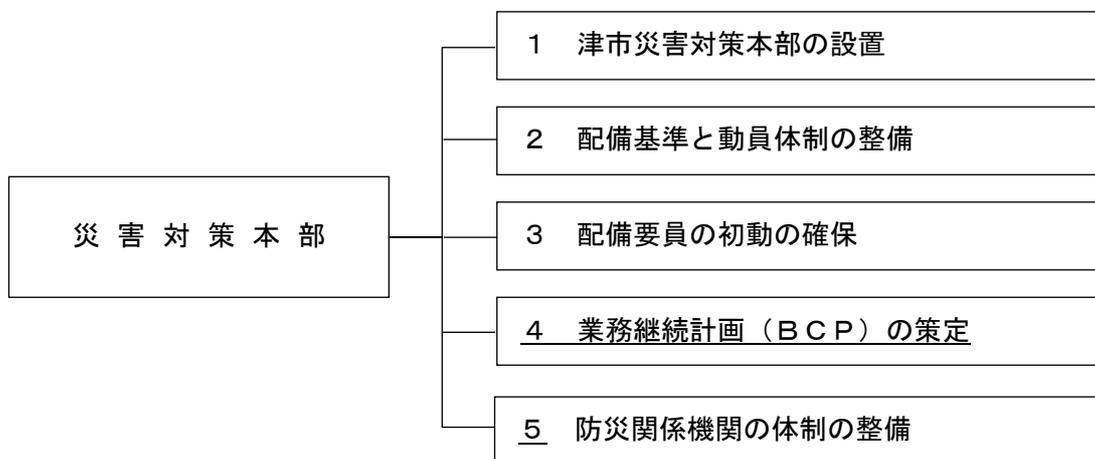
市は、本庁舎及び総合支所を地域防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進めます。

第4章 災害に備える体制の確立

- 市その他防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう平常時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 災害対策本部

- 災害対策本部について必要な事項を定めます。



1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 災害対策本部設置の決定

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときは、津市災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止します。

(2) 市長（本部長）の代理

市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準

ア 設置

- (ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報又は高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。
- (イ) 津市に大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。
- (ウ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長が（本部長・水防管理者）が必要

と認めたとき。

イ 廃止

(ア) 津市に発表されていた暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報又は高潮警報が解除されたとき。

(イ) 津市に発表されていた大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が解除されたとき。

(ウ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。

(エ) その他市長が適当と認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されない場合

災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部局が災害対策にあたります。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

(6) 災害対策本部の代替機能

ア 本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位に変更します。

第1位 消防本部

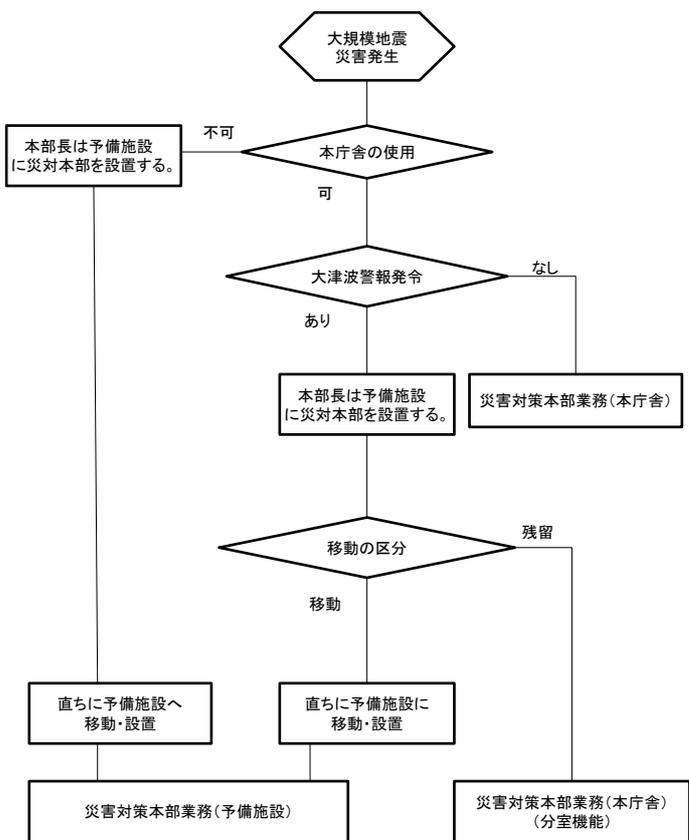
第2位 安濃庁舎

第3位 美里庁舎

第4位 河芸庁舎

イ 各部（室）等は、本庁舎が被災した場合に備え、あらかじめ代替拠点を指定し、指定された代替拠点到参集します。

災害対策本部の予備施設への移動・設置フローチャート



2 配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準（危機管理部）

災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制（各部、各総合支所）

各部室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

- ア 配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。
- イ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。
- ウ 決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

- (1) 災害対策本部員は、職員参集メール、電話等により招集します。
- (2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、招集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。
- (4) 夜間に災害が発生した場合は、参集に際し、ヘッドライト等照明器具や必要な装備を着用し、人命救助を最優先とした災害対応を行います。
- (5) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。

[風水害時の配備基準及び体制表]

(別表)

	配備体制	配備人員	配備基準
第1 配備 体制 (準備)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。
第2 警戒 体制 (警戒)	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 (特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する)	1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) 高潮警報 2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。
第3 非常 体制 (非常)	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。

[津市災害対策本部の組織]



4 業務継続計画（BCP）の策定

大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府 平成 27 年）に基づき業務継続計画を策定し、その対策の事前準備を進めます。

(1) 業務継続計画の要素

次の事項について、あらかじめ定めるものとします。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気、水、食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(2) 業務継続計画の見直し

業務継続計画は、毎年見直し・検討を行い、必要がある場合に修正等を行います。

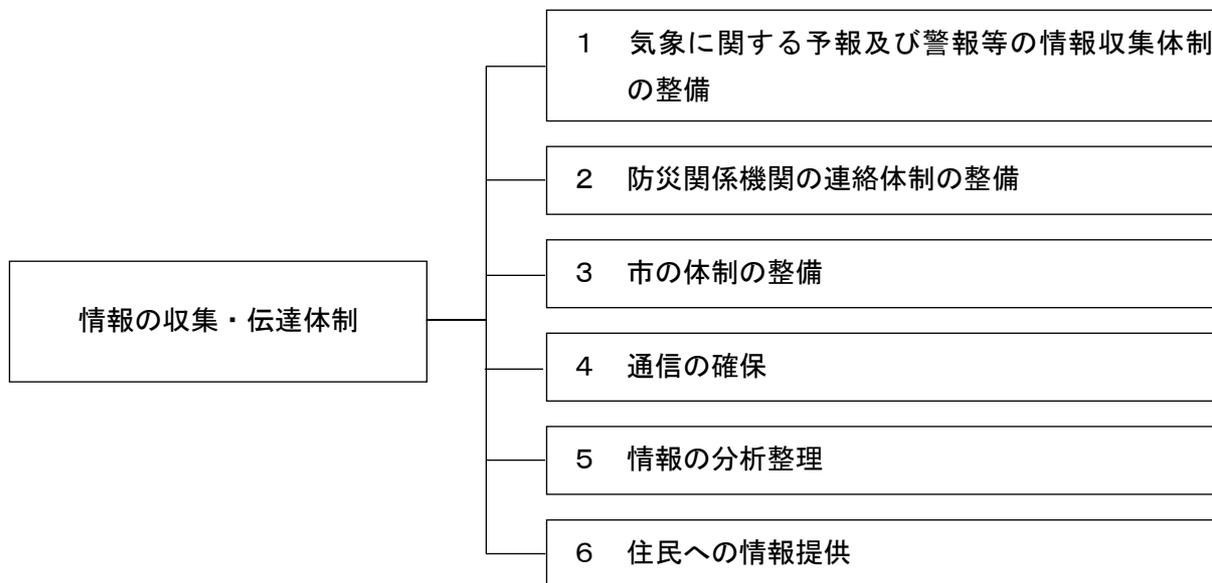
5 防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第2節 情報の収集・伝達体制

○ 災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。



1 気象に関する予報及び警報等の情報収集体制の整備（危機管理部）

津地方気象台が発表する気象に関する予報及び警報等とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集体制の充実・強化を図ります。

2 防災関係機関の連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 市の体制の整備（危機管理部、消防本部）

- (1) 津市地域防災情報通信システムの整備
 - 防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備及び充実により確実な情報通信体制の構築を図ります。
- (2) 住民への情報伝達
 - 同報系防災行政無線、その他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。
- (3) 初動配備の伝達
 - 災害発生時に職員を参集させるための職員参集メール、電話等を活用し、迅速な初動配備の伝達

を図ります。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

津市地域防災情報通信システム、三重県防災通信ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 消防救急無線の充実

(6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備及び充実

4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努めます。

耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線のデジタル化、CATVの整備

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、三重地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。

5 情報の分析整理（危機管理部、健康福祉部）

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析する体制を整備します。

(2) 分析システムの整理

平常時から地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、災害時の的確な応急活動に資するよう活用します。

また、要配慮者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布等の情報収集に努めます。

6 住民への情報提供（政策財務部、危機管理部）

(1) 同報系防災行政無線、ホームページ、CATVの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

ア 災害時における放送要請について体制を整備します。

イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を伝達します。

ウ 住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(3) 同報系防災行政無線による情報伝達体制の構築

緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの音声等による放送は、気象条件や住環境等の影響を受けて聞き取りにくい場合があることを踏まえ、迅速かつ確実な情報伝達を確保するため、市及び住民は以下のことに努めます。

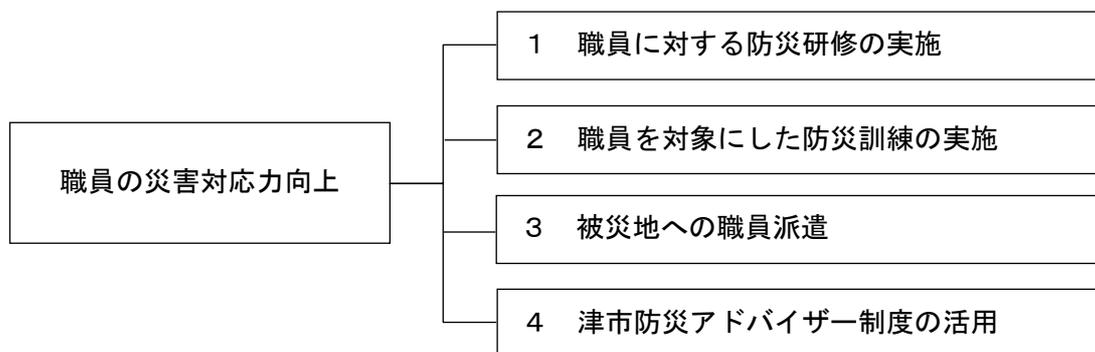
ア 市は、「聞き取りやすい話し方の研究」「サイレン音源の改良」など同報系防災行政無線によるより伝わりやすい緊急放送技術を向上します。

イ 住民は、サイレン音が聞こえたら住宅等の窓を開けて放送内容に耳を傾けるなど、自ら情報を収集する態勢を整えます。また、市は平常時からそのことを周知啓発します。

ウ 市は、同報系防災行政無線の放送を補完する津市防災情報メールやファクス配信などのサービスの利活用を推進します。また、住民は、これらの補完サービスを積極的に利活用します。

第3節 職員の災害対応力向上

○ 災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。



1 職員に対する防災研修の実施（危機管理部）

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

- ア 津市地域防災計画
- イ 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- ウ 非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- エ 避難所の開設と運営についての職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- オ 活動要領
- カ 気象、災害の特性についての知識
- キ 過去の災害の事例
- ク その他必要な事項

2 職員を対象にした防災訓練の実施（各部、各総合支所）

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施します。

- ア 図上訓練
- イ 初期消火、救助・救急等必要な実技訓練
- ウ 所管する災害対応業務に関する訓練
- エ その他必要な訓練

3 被災地への職員派遣（危機管理部、各部）

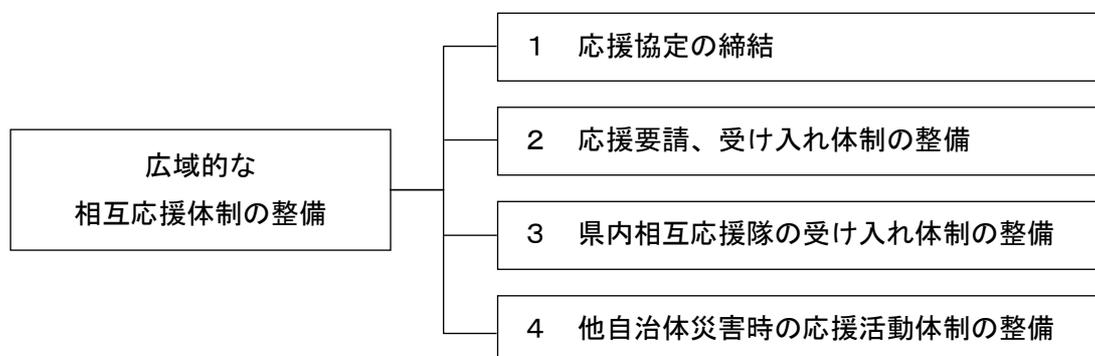
大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に本市職員を派遣し、被災地の早期復興のための支援を行います。また、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。

4 津市防災アドバイザー制度の活用（危機管理部）

学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。

第4節 広域的な相互応援体制の整備

- 市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。



1 応援協定の締結（各部）

市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。

- (1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
- (2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- (5) 収容施設の提供及びあっせん

2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、国・県等からの人的支援や災害ボランティア活動を踏まえ、災害時の応援要請・受け入れを迅速かつ円滑に行ない、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めておくものとする。

また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

3 県内相互応援隊の受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）

「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受け入れ体制の整備を図ります。

4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。

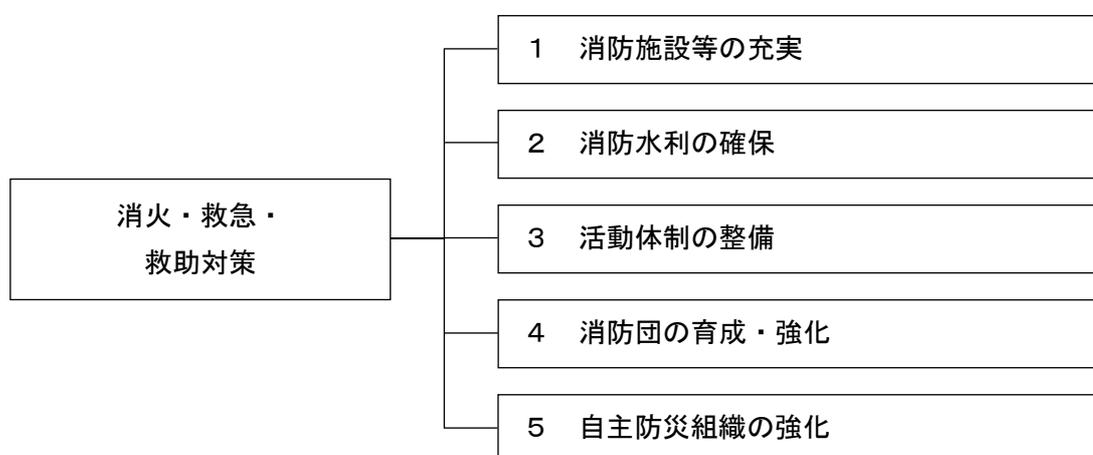
派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。

第5章 災害応急対策・復旧への備え

- 災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救急・救助対策

- 被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。



1 消防施設等の充実（消防本部）

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。

2 消防水利の確保（消防本部）

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置します。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

3 活動体制の整備（消防本部）

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。
- (2) 大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努めます。

4 消防団の育成・強化（消防本部）

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。

5 自主防災組織の強化（消防本部、危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

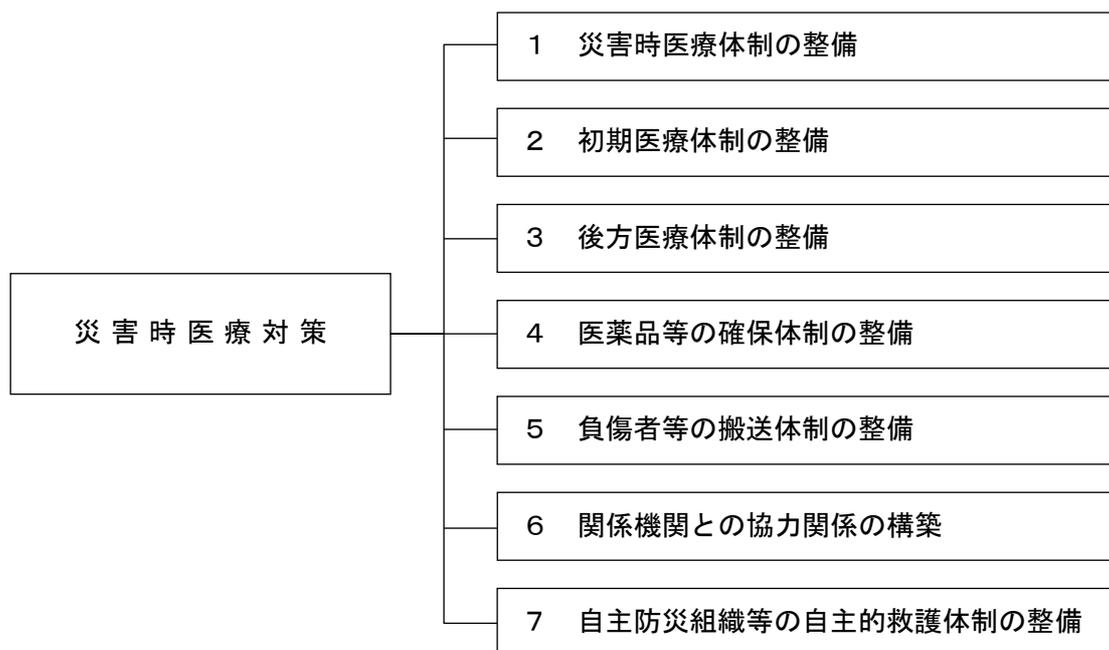
事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

避難行動要支援者の名簿や居住者マップ等の作成が、当事者の同意を得て進むよう、地域の自主防災組織に対して支援を行い、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

第2節 災害時医療対策

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、医療機関と連携して、これに対応する医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備を進めます。



1 災害時医療体制の整備（健康福祉部）

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療等を提供できるよう、市及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

2 初期医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療救護班の整備

災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師協会等の協力を得て編成する医療救護班の体制、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともにマニュアルの作成に努めます。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

3 後方医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うこととなります。そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、医療救護所におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び医療機関の役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

4 医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 医薬品等の備蓄

備蓄すべき医薬品等の品目等を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、避難所(備蓄場所)への災害対策用救急箱の配備を含めた、医薬品、医療用資機材の確保体制を整備します。

(2) 医薬品の調達

医薬品の調達のため、県及び医療関係機関等との協力関係の構築に努めます。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、三重県赤十字血液センター及び県等と連携し、確保に努めます。

(4) 医療用水の確保

医療救護所で必要となる医療用水の確保に努めます。

5 負傷者等の搬送体制の整備（健康福祉部、消防本部）

災害時における患者及び医療救護班の搬送体制と搬送手段の確保について整備します。

6 関係機関との協力関係の構築（健康福祉部、危機管理部）

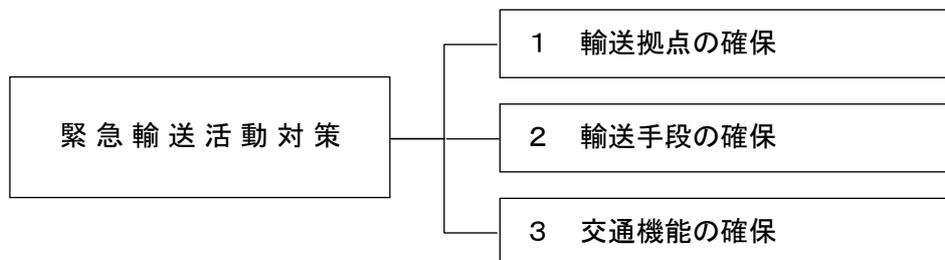
災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7 自主防災組織等の自主的救護体制の整備（危機管理部）

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第3節 緊急輸送活動対策

- 災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
- 重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。



1 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点（危機管理部）

他地域からの緊急物資等の受入、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送等のために、広域輸送拠点の確保は重要であることから、次のとおり拠点を定めます。

ア 安濃中央総合公園

安濃中央総合公園については、広大な公園のほか体育館等を有していることから、物資の受入、集積場所の拠点として活用します。

イ 津市防災物流施設

津市防災物流施設については、伊倉津公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用した生活物資の緊急輸送及び備蓄場所機能並びに緊急時の被災者の救護、避難所等としての機能を始め、防災学習・防災啓発施設及び地域のコミュニティ施設としての機能を併せ持った施設として活用します。

ウ 道の駅津かわげ

道の駅津かわげについては、大規模災害発生時における安濃中央総合公園及び防災物流施設等との連携による陸路の緊急物資等の物流中継拠点機能、大規模災害時における地域及び道路利用者の一時的な避難場所として活用します。

(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。また、災害時の民間港湾施設の使用について、応援協定の締結を推進します。

(3) 航空輸送の拠点（都市計画部）

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要です。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

2 輸送手段の確保（政策財務部、危機管理部）

災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。

ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。

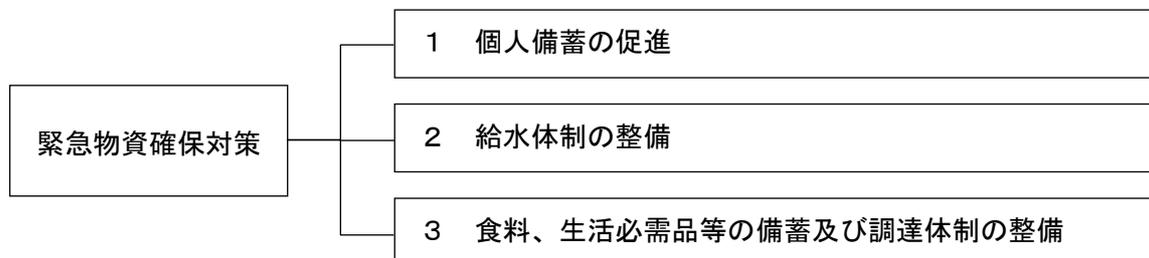
また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。

3 交通機能の確保（各施設管理者）

- (1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。
- (2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。
- (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

第4節 緊急物資確保対策

- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。



1 個人備蓄の促進（危機管理部）

自主防災組織及び市民への啓発に努め、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生し、支援が遅れることに備えた一週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を促進します。

2 給水体制の整備（水道局、危機管理部）

- (1) 給水拠点の整備
水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。
- (2) 応急給水の確保
配水池、非常用貯水槽等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。
- (3) 応急給水資機材の確保
応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。
- (4) 飲料水の備蓄
応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。
- (5) 災害時協力井戸の確保
災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。

3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部）

- (1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定
食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。
備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮したものとします。
- (2) 食料、生活必需品等の備蓄
食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。
- (3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備

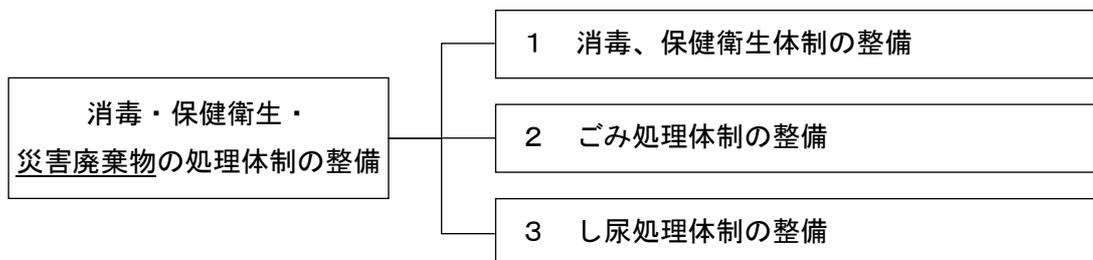
災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。

また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。

第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備

- 災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害廃棄物（ごみ及びし尿）の処理体制について整備します。



1 消毒、保健衛生体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 防疫班等の整備

災害時被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が多分に予想されます。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するための防疫班等を編成する必要があります。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫班等の編成について検討しておくものとします。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備します。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとします。

2 ごみ処理体制の整備（環境部）

(1) 災害廃棄物（ごみ）処理計画の策定

ア 被害状況に応じた、ごみの発生量の推計を行います。

イ 災害により排出されるものと日常生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) ごみの迅速な収集と処理の計画

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、原則として所有者自らが行うこととします。

ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置場の選定を行い、仮置場を拠点にした収集・処理体制を整えます。

エ 民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。

イ 県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部）

(1) 災害廃棄物（し尿）処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急くみ取りの実施計画

浸水による被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的にくみ取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア 災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進めます。

イ 要配慮者に配慮した計画とします。

ウ 津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。

エ 避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。

オ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第3編 災害応急対策計画

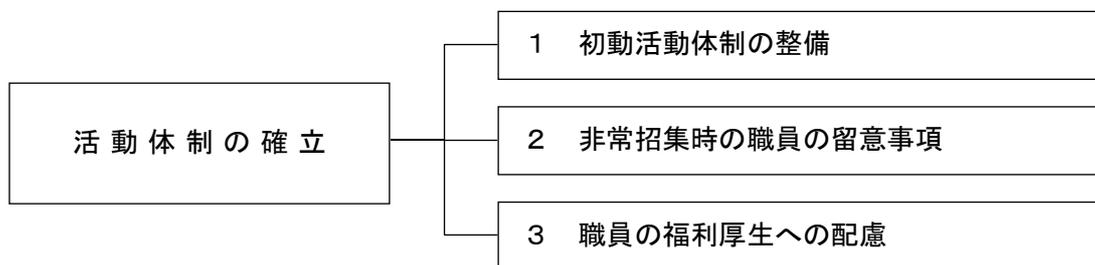
- 風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助措置について基本的な計画を定めます。
- 実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

- 体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

- 的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

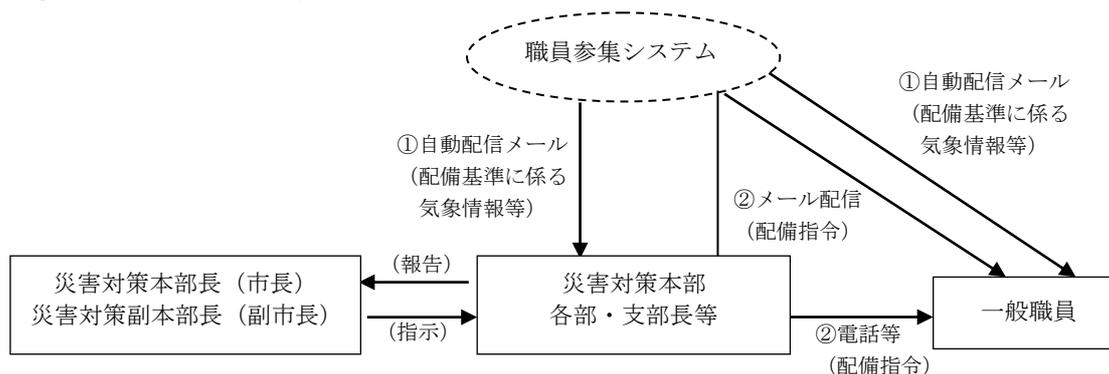


1 初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達（危機管理部）

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、災害対策本部各部・支部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で、職員参集メール、電話等により迅速に職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

《初動活動体制の連絡系統図》



(2) 職員の動員・参集（各部、各総合支所）

ア 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、職員参集メール等によるものとし、各部・支部は、あらかじめ各職員の参集場所及び配備体制を確立しておきます。

(イ) 参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定します。

イ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に 응ぜられるよう準備します。

ウ 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても自ら所属機関へ参集します。

エ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ 緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要なため、各部・支部長は、職員参集システム等を活用し、職員の安否等を確認します。

カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ 夜間、休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

(3) 動員状況の報告（各部、各総合支所）

各部長・支部長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を危機管理総務部に報告します。

- ・部・支部、班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不能人員数及び地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・その他

2 非常招集時の職員の留意事項（危機管理部）

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について留意します。

(1) 出勤時の持ち物・服装等

出勤時には飲料水・食料などを持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集手段

災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断します。

(3) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機

関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(4) 出勤途上の情報収集と報告

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

(5) 第一・第二配備体制以外の職員の行動

非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報します。

また、いつでも配備に就けるよう待機します。

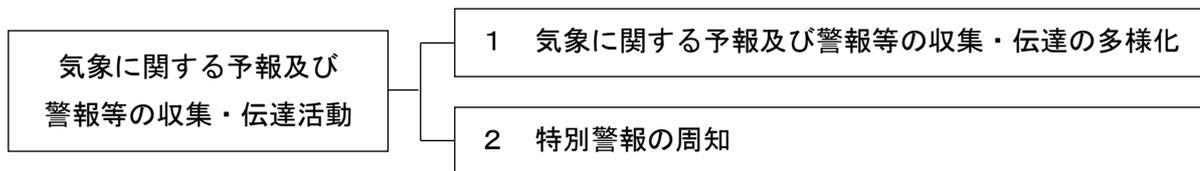
3 職員の福利厚生への配慮（総務部）

(1) 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。

(2) 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。

第2節 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動

- 気象に関する予報及び警報、各種情報を関係機関、報道機関等と協力して、住民に速やかに伝達、周知します。



1 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化（危機管理部、政策財務部、消防本部）

(1) 気象に関する予報、警報等の収集・伝達系統

気象に関する予報及び警報並びに各種情報の受領及び伝達系統は資料編のとおりとし、迅速かつ正確に行います。

(2) 気象に関する予報、警報等の市民への広報

市は、被害を及ぼす可能性のある情報を把握したときは、情報配信システム等を活用して、市民に対して速やかに伝達します。

(3) 収集する情報の種類とその内容

収集する気象に関する予報及び警報並びに各種情報は資料編のとおりです。

(4) 特別警報、警報及び注意報の基準

三重県における特別警報、警報及び注意報の基準は資料編のとおりです。

(※参考) 三重県の細分区域（地図）は資料編に示します。

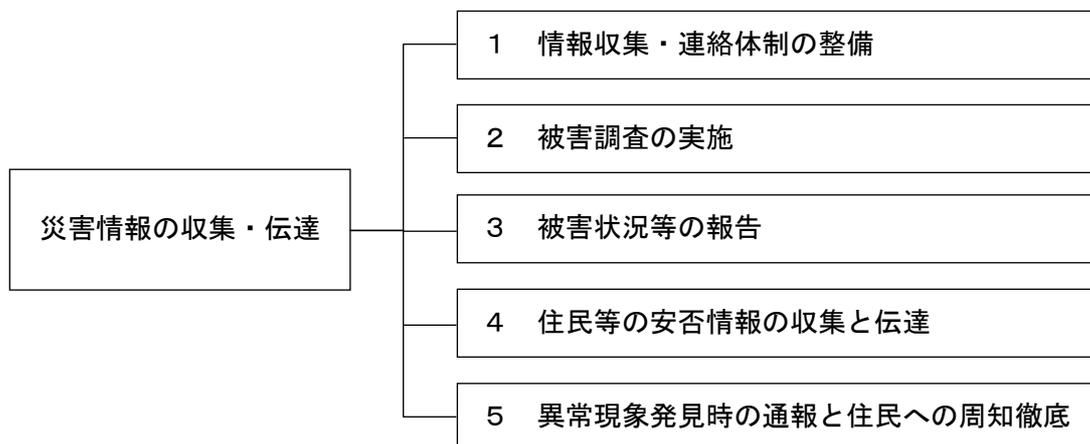
(※参考) 気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領は、資料編に示します。

2 特別警報の周知（危機管理部）

市は、気象等の特別警報について、三重県等から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、同報系防災行政無線、ホームページ、CATV、メール・ファクス等により住民や官公署へ周知します。

第3節 災害情報の収集・伝達

- 市及び防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達します。



1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。

また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。

(1) 情報収集・連絡

市は、消防機関、警察署、自治会、自主防災組織その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により被災地や被害規模等の把握に努めます。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努めます。

また、収集した情報は迅速に災害対策本部に連絡します。

(2) 情報の連絡手段

市、防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。

(4) 必要な情報の種類

ア 災害の概況

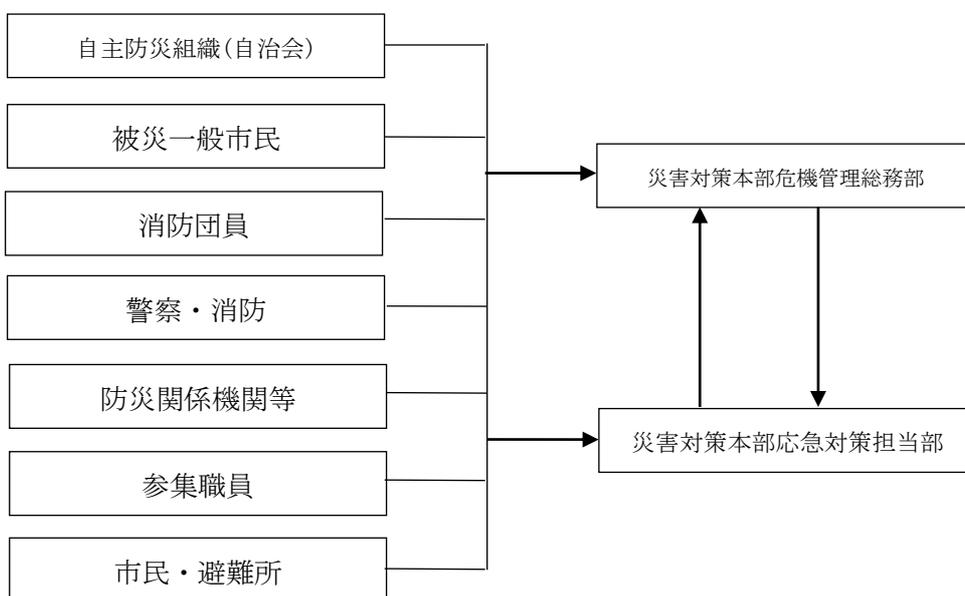
(ア) 発生場所

(イ) 発生日時

(ウ) 災害種別

- イ 被害の状況
 - (ア) 人的被害、住居被害など
 - (イ) ライフラインの被害状況
- ウ 応急対策の状況
 - (ア) 応援の必要性
 - (イ) 災害対策本部各部・支部の活動状況
 - (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
 - (エ) 避難準備に必要な情報
 - (オ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
 - (カ) 実施した応急対策

【情報収集の流れ】



(参考) 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集します。

- (1) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 昼間
 - 広報室 (Tel 052-564-2330)
 - イ 夜間
 - 東海総合指令所 (Tel 052-564-3686)
- (2) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 平日の昼間
 - 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課 (Tel 059-354-7021)
 - イ 平日の夜間及び土、日、祝日
 - 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運輸指令
(Tel 059-354-7022)

鉄道路線全線

(3) 三重交通株式会社

ア 昼間

三重交通株式会社運転保安部運転指導課 (Tel 059-229-5537)

イ 夜間

三重交通株式会社中勢営業所 (Tel 059-233-3501)

バス路線全線

(4) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社本社 (Tel 059-383-2112)

(5) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社 (Tel 059-213-6582)

2 被害調査の実施（各部、各支部）

(1) 調査の時期

ア 概況（初動）調査

全市的な被災状況を把握するため、目視あるいは被害写真などにより被害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告します。

イ 中間調査

被害状況の変化に応じて、逐次調査を実施するものとします。調査時期は、災害発生後3～7日以内とします。

ウ 確定調査

国、県に対する報告などのため、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとします。調査時期は、応急措置終了後10日から1ヶ月以内とします。

(2) 調査及び報告の内容

調査項目は、資料編の被害状況報告基準のとおりとします。

(3) 被害調査結果の集約

被害調査は、各部・支部単位で行い、各部・支部の庶務担当課は、各部・支部の調査結果を集約し、危機管理部に報告します。

危機管理部は、災害対策本部又は災害対策連絡会議に報告します。（災害対策本部廃止後は、市長に報告します。）

3 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき県に報告します。

ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

※ 三重県（津地方災害対策部）

FAX 059-227-3170

地域衛星 FAX 0-P-7-P-123-613

TEL 059-223-5013

地域衛星電話 TEL 7-123-611

※ 消防庁

○平日・昼間（応急対策室）

FAX 03-5253-7537

地域衛星 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49033

TEL 03-5253-7527

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49013

○休日・夜間（応急対策室）

FAX 03-5253-7553

地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL 03-5253-7777

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49102

○消防庁災害対策本部（情報集約班）

FAX 03-5253-7553

地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL 03-5253-7514

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49175

(2) 報告責任者

- ア 災害情報及び被害報告は災害対策の基本となるものです。そのため、あらかじめ指定された報告責任者は、各部・支部の災害情報及び被害情報等を災害対策連絡調整会議へ報告します。
- イ 危機管理総務部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津地域防災総合事務所に報告します。

(3) 報告の内容及び要領

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（1）に基づく内容とします。

特に、以下の(ア)～(オ)に該当する災害が発生した場合には速やかに報告します。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- (エ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、資料編別表（2）及び別表（3）に基づく内容とします。

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目に

より県関係機関に報告します。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。

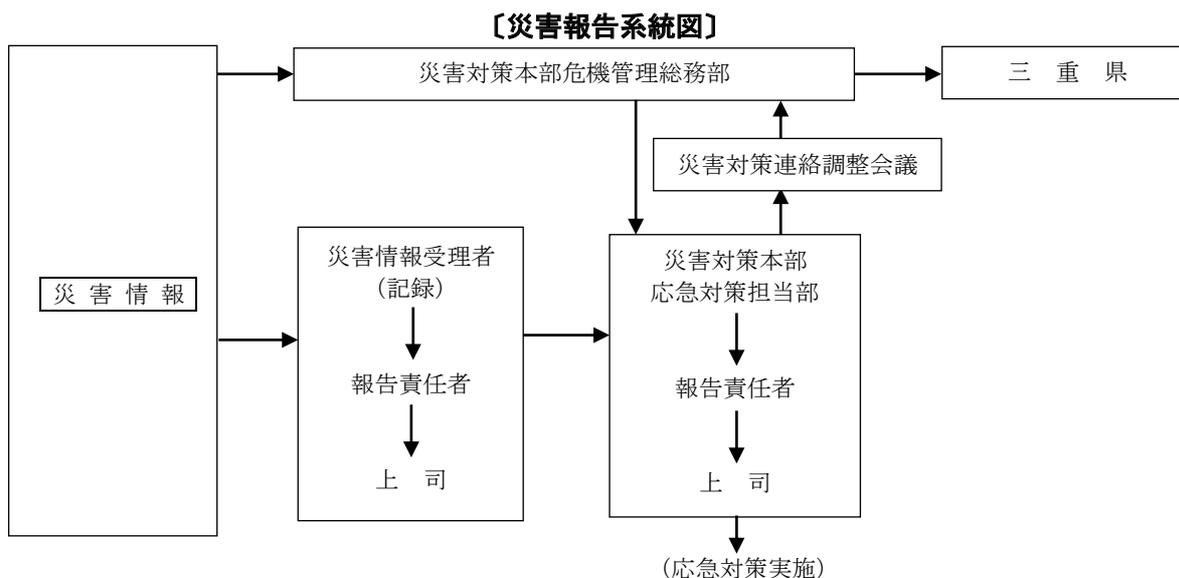
報告要領は、(ア) 中間報告のとおりとします。

エ 報告基準

被害状況報告基準は、資料編のとおりとします。

(4) 災害報告系統

災害報告系統は、下図のとおりとします。



4 住民等の安否情報の収集と伝達（市民部、各総合支所）

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努めます。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約します。

(2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。

また、自主防災組織は、収集した地域内住民の安否について自主防災組織の長を通じ災害対策本部へ報告します。

5 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底（危機管理部、政策財務部）

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報します。

通報を受けた警察官又は海上保安官及び施設管理者は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要

に応じ、津地方气象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防亀裂又は欠け、崩れ、堤防からの溢水など

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

(3) 異常気象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象

第4節 通信の確保

- 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努めます。
また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保します。



1 通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して応急復旧に努めます。

2 非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）

- (1) 有線電話の優先利用
西日本電信電話株式会社にあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。
- (2) 有線通信途絶の場合
 - ア 三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線を活用します。
 - イ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。
 - ウ 他の防災関係機関の有する無線通信施設を活用します。
 - エ その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手段の確保に努めます。

第5節 応援要請

- 市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合は、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請します。



1 関係機関への応援の要請（危機管理部、総務部）

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町、指定地方行政機関等に対し、資料編に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付します。応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等の詳細は、資料編のとおりです。

2 受け入れ体制の確保（危機管理部、総務部、消防本部、商工観光部）

(1) 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。

(2) 受入計画の策定

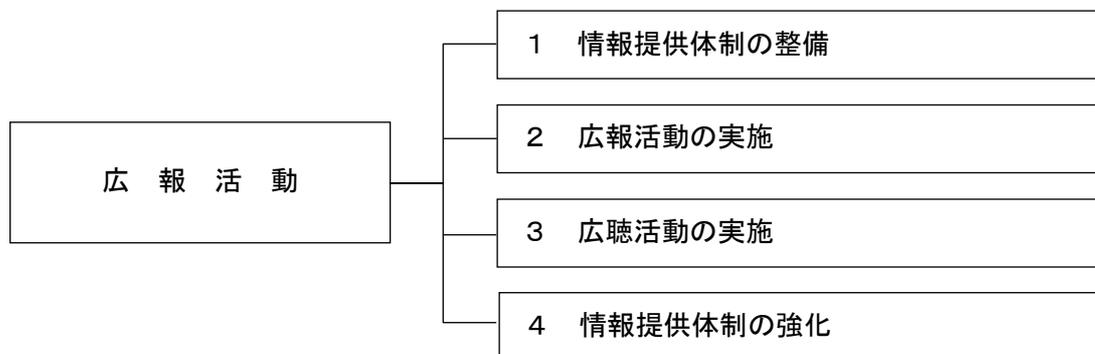
市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保します。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定します。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝えます。

第6節 広報活動

- 災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら要配慮者にも配慮し様々な手段で広報します。



1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。

防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。

災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。

2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報の内容は、下表のとおりとします。

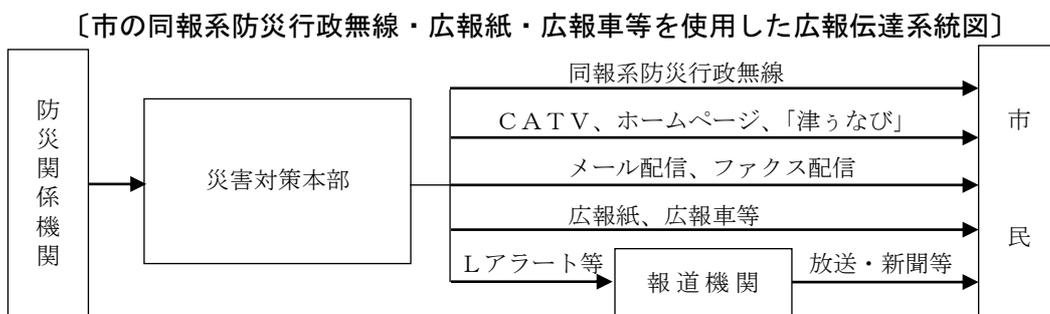
情報の種類	主な内容
被害状況	・ 人的、物的被害 ・ 公共施設被害など
気象関連情報	・ 予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・ 二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・ 死亡者の情報
応急対策情報	・ 河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・ 電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・ 避難所情報 ・ 給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・ 仮設住宅 ・ 住宅復興制度
医療情報	・ 診療可能施設 ・ 心のケア相談
福祉情報	・ 救援物資 ・ 義援金 ・ 貸付制度 ・ 保育所の状況
教育情報	・ 学校等の状況
交通関連情報	・ 道路規制 ・ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・ 災害ごみ
ボランティア情報	・ ボランティア活動情報
その他	・ 融資制度 ・ 各種支援制度 ・ 各種相談窓口

(2) 伝達の手段

- ア Lアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- イ 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- ウ C A T V（データ放送を含む。）
- エ ホームページ
- オ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）
- カ ファクス配信
- キ 電話応答システム
- ク 広報紙等の配布
- ケ 広報車の巡回
- コ 津市公式アプリケーション「津うなび」
- サ その他

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。



3 広聴活動の実施（市民部）

- (1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させます。
- (2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応します。
- (3) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

4 情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部）

(1) 情報発信の代行

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。

(2) ホームページのアクセスの負荷の分散

災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。

第7節 水防計画

- 市及び防災関係機関は、災害の発生を防ぐため、水防及び土砂災害の警戒活動を行います。
- 本節は、水防法第33条の規定に基づく津市水防計画を兼ねるものとします。



1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、下水道局、農林水産部、各総合支所）

(1) 実施機関

ア 指定水防管理団体

市の区域内における水防活動は、市が行います。

また、水防上公共の安全に重大な関係のある団体として、三重県知事から指定水防管理団体に指定されています。

イ 水防組織

市は、水防に関係のある注意報・警報等又は地震等により、水防活動を行う必要があると認められるときは、市内の水防活動を統括するための組織として災害対策本部を設置します。

ウ 消防団

消防団は、水防管理者（市長）の指示により、河川、海岸等の洪水、津波の被害に対する警戒、防衛その他の作業にあたります。なお、消防団の組織及び水防管轄は資料編のとおりとします。

(2) 水防倉庫及び資機材・土砂の備蓄状況

水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は資料編のとおりとします。

(3) 水防活動の配備基準

第2編 第4章 第1節のとおりとします。

ア 水防組織配備基準

市の水防組織の配備基準は、風水害対策編第2編第4章第1節及び震災対策編第2編第4章第1節のとおりとします。

イ 消防団配備基準

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第一配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。	1 大雨・洪水・高潮・津波注意報が発表され、危険が予想されるとき。 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第二配備	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。 なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とします。	1 暴風、大雨、洪水、高潮、津波警報等が発表されたとき。 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 3 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 4 気象状況により高潮の危険が予知されるとき。
第三配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。	1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

ウ 消防団動員計画

消防団長は、配備基準に基づき、団員の招集を行います。

(4) 情報伝達

ア 洪水等の場合

第3編 第1章 第2・3節のとおりとします。

イ 津波等の場合

津波対策編 第4章 第2節のとおりとします。

(5) 重要水防区域

ア 国の管理区間

(ア) 重要水防箇所の評価基準（案）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

(イ) 重要水防区域等

本市における重要水防区域等は、資料編のとおりとします。

イ 県の管理区間

(ア) 重要水防箇所の評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1. 堤防高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	
2. 堤防断面	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所(堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防)。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
3. 法崩れ・すべり	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
4. 漏水	① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
5. 水衝・洗掘	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 ② 橋台取り付け部、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③ 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
6. 工作物	① 「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)等以下となる箇所。 ③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。	① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 ② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。	
7. 工事施工			① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
8. 新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			① 新堤防で築造後3年以内の箇所。 ② 破堤跡又は旧川流の箇所。
9. 陸閘			① 陸閘が設置されている箇所。

(イ) 重要水防区域等

本市における重要水防区域等は、資料編のとおりとします。

(6) 樋門、防潮扉、排水機場等の措置

ア 樋門、防潮扉、排水機場等の管理者又は操作責任者は、水防に関する予報、警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適切な操作を行います。

イ 管理者又は操作責任者は、操作等について支障のないように常に整備点検を行います。

ウ 樋門、防潮扉、排水機場等は資料編のとおりです。

(7) ダム等の措置

ダムの管理者は、常に該当施設が十分その機能を発揮できるように努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとします。

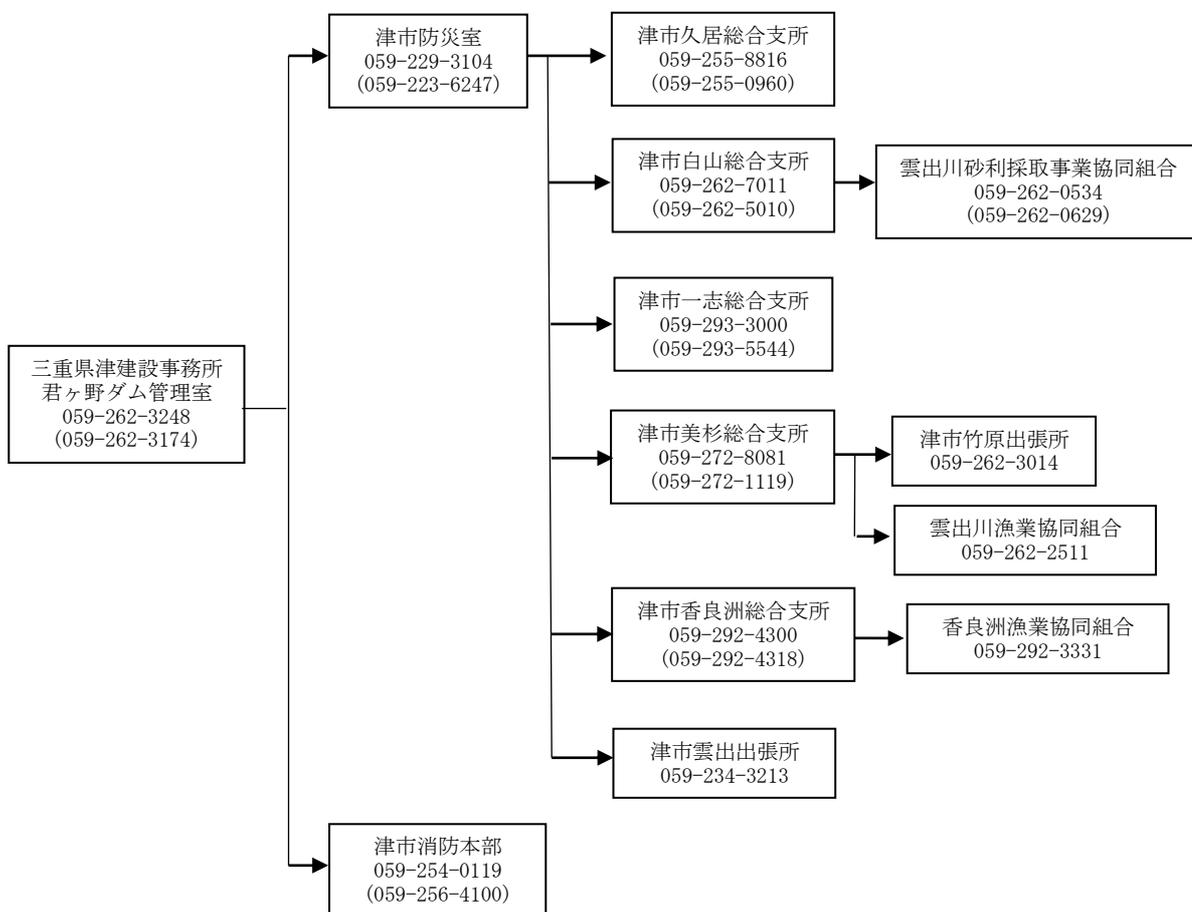
ア 水防上重要なダムは、次のとおりです。

ダム名	河川名	種別	所在地	幅高 連数	管理者又は 操作責任者	電話番号
君ヶ野ダム	八手俣川	堰堤	津市美杉町八手俣	H=73.0 L=323.0	三重県	059(262)3248
安濃ダム	安濃川	堰堤	津市芸濃町河内	H=73.0 L=212.5	三重県	059(265)4133

イ 操作の連絡

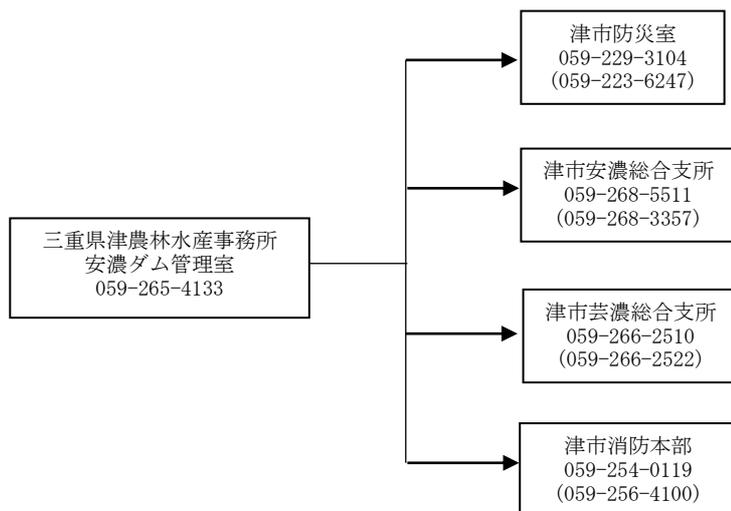
ダムの管理者から放流等の連絡があった場合は、次の連絡系統図に従って迅速確実に連絡するものとします。

(ア) 君ヶ野ダム事前放流連絡経路



() はファクス番号

(イ) 安濃ダム放流連絡系統図



() はファクス番号

(8) 避難

第3編 第1章 第8節のとおりとします。

(9) 輸送

第2編 第5章 第3・4節、第3編 第1章 第11節のとおりとします。

(10) 監視、警戒体制

ア 観測

(ア) 水位の観測及び通報

- a 水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対する確かな状況判断が下せるようにします。
- b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関に対し通知します。
 - (a) 氾濫注意水位（警戒水位）
 - (b) 避難判断水位
 - (c) 氾濫危険水位（特別警戒水位）
 - (d) 氾濫危険水位（特別警戒水位）を下ったとき
 - (e) 避難判断水位を下ったとき
 - (f) 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき

(イ) 水位の測定

河川水位については、状況により建設・都市計画部及び消防本部の部員並びに消防団員等を派遣し、状況を把握しておきます。

(ウ) 潮位の通報

水防管理者は、高潮又は津波のおそれが予知されるときは、関係機関と連絡をとり、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上の確かな情勢判断が下されるようにします。

イ 洪水予報

水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した区域（雲出川、雲出古川）については、三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発表します。

この予報を受けたときは、必要に応じて水防体制に入るものとします。

(7) 国土交通大臣と気象庁長官が洪水予報を発表する河川及び区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	雲出川	左岸	津市一志町大仰字下山 379 番 1 地先から海まで	三重河川国道事務所、津地方気象台
		右岸	津市一志町高野字二ノ筒 2006 番 2 地先から海まで	
	雲出古川	左岸	雲出川からの分流点から海まで	三重河川国道事務所、津地方気象台
		右岸	雲出川からの分流点から海まで	

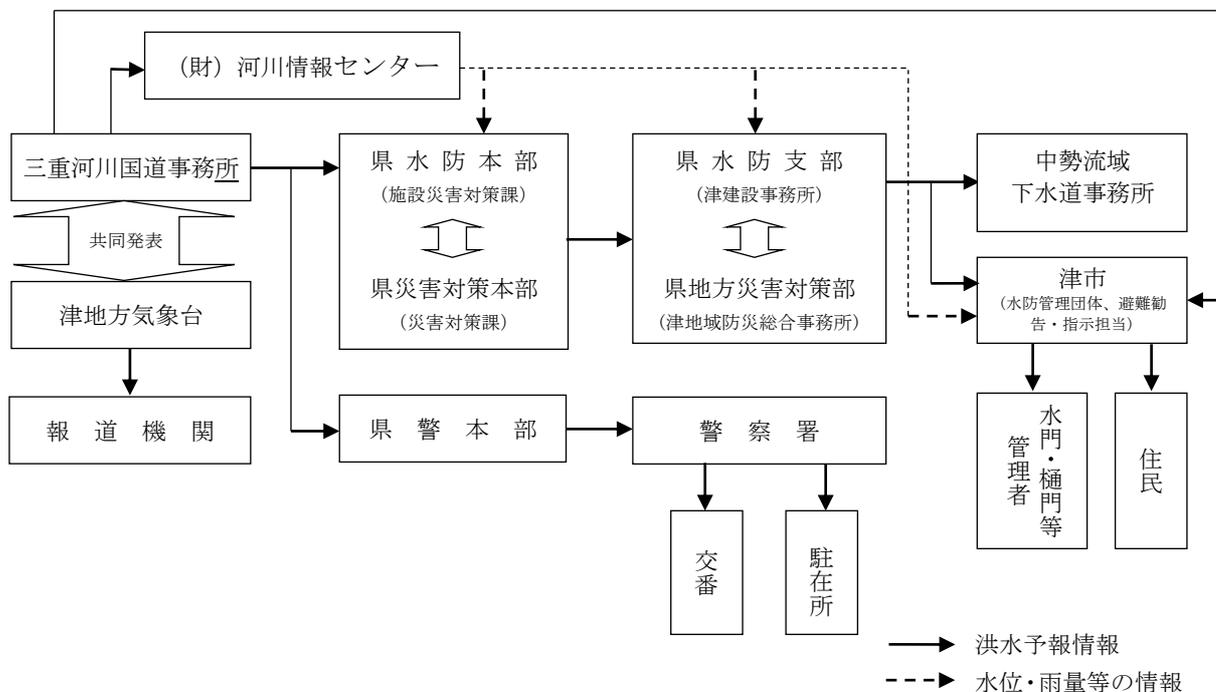
(7) 洪水予報の種類と概要

種 類		概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。 この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(特別警戒水位)に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。

(7) 洪水予報発表の対象とする水位観測所(基準地点)

河川名	観測所名	地先名	附近堤防高	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
雲出川	大仰	津市一志町大仰	8.20	4.00	4.70	6.16	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
雲出川	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

(エ) 洪水予報発令時の通信連絡系統図(図1)



ウ 水位到達情報

水防法第 13 条に基づき、水位到達情報の通知を受けた場合は、情報を基に状況を適切に判断し、必要に応じ第 3 編第 8 節により、避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとします。

(ア) 国が行う水位情報の通知及び周知

a 水位周知河川の指定区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	波瀬川	左岸	津市一志町井関字名倉口 1529 番 2 地先から雲出川合流点まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町井関字西ノ垣内口 412 番地先から雲出川合流点まで	

b 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

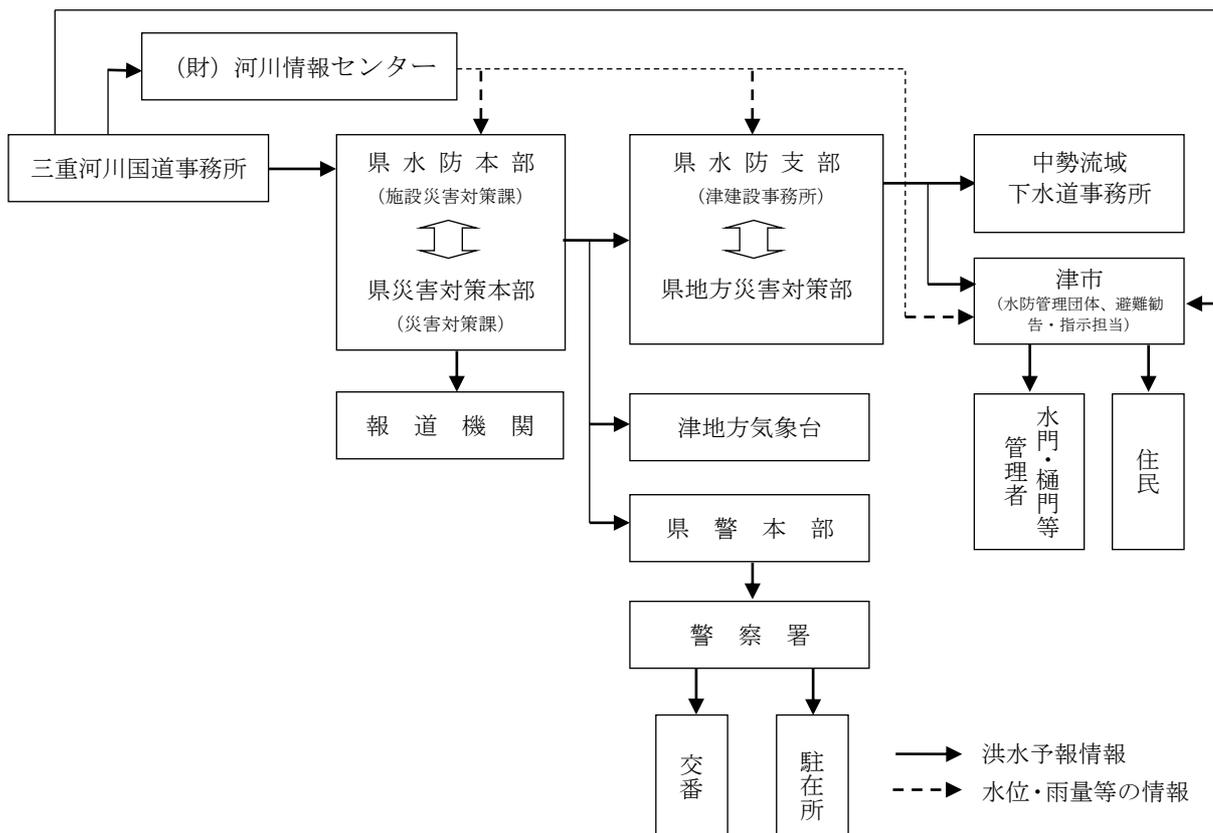
河川名	観測所名	地先名	付近堤防高	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
波瀬川	下川原橋	一志町井関	4.20	1.70	2.20	3.40	3.49	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

c 水位情報の発表

避難判断水位情報の発表基準は対象水位観測所の水位が避難判断水位に達するか、又は避難判断水位を越えるおそれがあるときとします。

また、水位が避難判断水位を下回った場合についても発表するものとし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知するものとしします。

d 水位情報の通信連絡系統図 (図2)



(イ) 県が行う水位情報の通知及び周知

a 水位周知河川の指定区域

河川名	左右岸の別	区域	延長(m)	建設事務所名	担当水防管理団体	
					指定有無	団体名
中ノ川	左	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700	鈴鹿津	有	鈴鹿市津市
	右	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700			
志登茂川	左	津市大里野田町から河口まで	8,800	津	有	津市
	右	津市大里野田町から河口まで	8,800			
横川	左	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400	津	有	津市
	右	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400			
安濃川	左	津市安濃町荒木から河口まで	12,000	津	有	津市
	右	津市安濃町栗加から河口まで	12,000			
美濃屋川	左	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400	津	有	津市
	右	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400			
岩田川	左	津市野田から河口まで	5,500	津	有	津市
	右	津市野田から河口まで	5,500			
相川	左	津市久居明神町から河口まで	4,000	津	有	津市
	右	津市久居明神町から河口まで	4,000			
雲出川	左	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600	津	有	津市
	右	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600			

b 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

上段()はTP

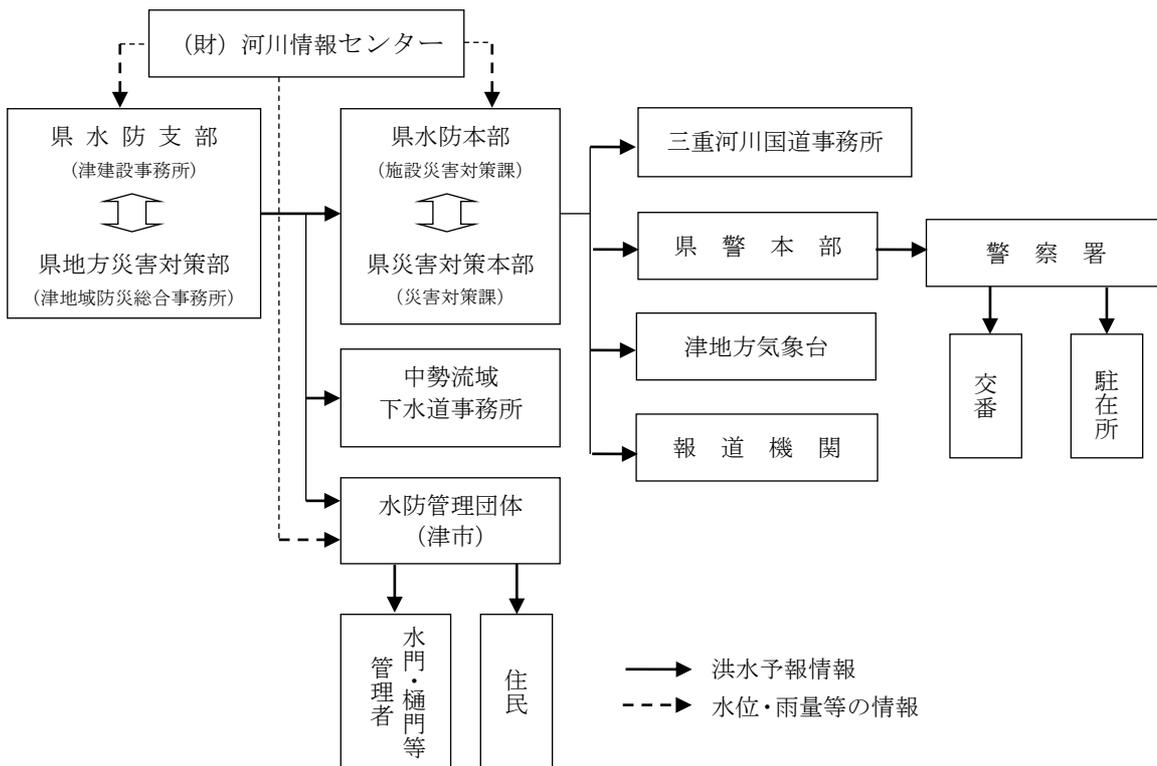
河川名	水位観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(特別警戒)水位	発表担当者	受報担当者	連絡方法
中ノ川	三宅	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(11.530) 3.00	(12.230) 3.70	鈴鹿建設事務所長	鈴鹿市長 津市長	加入電話
志登茂川	一身田 平野	(1.820) 2.98	(1.990) 3.15	(2.260) 3.42	(2.590) 3.75	津建設事務所長	津市長	加入電話
横川	栗真小川	(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	津建設事務所長	津市長	加入電話
安濃川	一色	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	津建設事務所長	津市長	加入電話
美濃屋川	長岡	(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.290) 2.16	(6.630) 2.50	津建設事務所長	津市長	加入電話
岩田川	野田	(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	津建設事務所長	津市長	加入電話
相川	藤方	(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(1.760) 3.83	(2.300) 4.37	津建設事務所長	津市長	加入電話
雲出川	元小西	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	津建設事務所長	津市長	加入電話

c 水位情報の発表

避難判断水位情報は、三重県水防支部長がこれを発信するものとします。ただし、三重県水防本部の指示に基づき、三重県水防支部長が発信する場合があります。

避難判断水位情報の発信については、三重県水防計画の発令・報告と同様の手段により関係者に通知し、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周知に努めなければならないものとします。

d 水位情報の通信連絡系統図 (図3)



エ 水防警報

水防法第 16 条の規定に基づき、水防警報の通知を受けた場合は、第 2 編第 4 章第 1 節の体制により対応するものとします。

(ア) 国が発する水防警報

a 水防警報を発する河川及び区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	雲出川	左岸	津市一志町大仰字下山 379 番 1 地先から海まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町高野字二ノ筒 2006 番 2 地先から海まで	
	波瀬川	左岸	津市一志町井関字名倉口 1529 番 2 地先から幹川合流点まで	三重河川国道事務所
		右岸	津市一志町井関字西ノ垣内口 412 番地先から幹川合流点まで	
	雲出古川	左岸	雲出川からの分流点	三重河川国道事務所
		右岸	雲出川からの分流点	

b 水防警報発令の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	附近堤防高	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	発報担当者	受報担当者	連絡方法
雲出川	大仰	津市一志町大仰	8.20	4.00	4.70	6.16	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
波瀬川	下川原橋	津市一志町井関	4.20	1.70	2.20	3.49	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話
雲出古川	雲出橋	松阪市小野江町	8.50	3.00	3.70	6.74	三重河川国道事務所長	三重県県土整備部施設災害対策課	加入電話

c 水防警報発令の段階と範囲

(a) 警報の種類・内容および発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出勤等に関するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況および河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの	適宜

(b) 範囲

河川名	量水標名	待機	準備	出動	解除	情報
雲出川	大仰	-	氾濫注意水位（警戒水位）4.70mをもって準備とする	出動水位 5.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
	雲出橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）3.70mをもって準備とする	出動水位 4.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
波瀬川	下川原橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）2.20mをもって準備とする	出動水位 2.30mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき
雲出古川	雲出橋	-	氾濫注意水位（警戒水位）3.70mをもって準備とする	出動水位 4.00mをもって出動とする	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り水防作業の必要がなくなったときとする	水防活動に必要があるとき

d 水防警報の通信連絡系統図

水防警報の通信連絡系統図は、図2のとおりです。

(イ) 県が発する水防警報

a 県が水防警報を発する河川及び区域

河川名	左右岸の別	区域	延長(m)	建設事務所名	担当水防管理団体	
					指定有無	団体名
中ノ川	左	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700	鈴鹿津	有	鈴鹿市津市
	右	鈴鹿市大字長法寺から河口まで	8,700			
志登茂川	左	津市大里野田町から河口まで	8,800	津	有	津市
	右	津市大里野田町から河口まで	8,800			
横川	左	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400	津	有	津市
	右	津市栗真小川町から志登茂川合流点まで	1,400			
安濃川	左	津市安濃町字荒木から河口まで	12,000	津	有	津市
	右	津市安濃町字北出から河口まで	12,000			
美濃屋川	左	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400	津	有	津市
	右	津市安濃町安濃から安濃川合流点まで	8,400			
岩田川	左	津市五軒町から河口まで	5,500	津	有	津市
	右	津市大字野田から河口まで	5,500			
相川	左	津市久居明神町から河口まで	4,000	津	有	津市
	右	津市久居明神町から河口まで	4,000			
雲出川	左	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600	津	有	津市
	右	津市美杉町川上から津市一志町大仰まで	38,600			

b 水防警報の発令の対象となる水位観測所

上段（ ）はTP

河川名	水位観測所名	水防団待機 (通報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	避難判断水 位	氾濫危険 (特別警戒) 水位	発表 担当者	受報 担当者	連絡 方法
中ノ川	三宅	(9.530) 1.00	(10.730) 2.20	(11.530) 3.00	(12.230) 3.70	鈴鹿建設事 務所長	鈴鹿市長 津市長	加入 電話
志登茂 川	一身田 平野	(1.820) 2.98	(1.990) 3.15	(2.260) 3.42	(2.590) 3.75	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
横川	栗真小 川	(0.960) 1.72	(1.090) 1.85	(1.430) 2.19	(1.430) 2.19	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
安濃川	一色	(7.080) 2.30	(7.580) 2.80	(7.580) 2.80	(8.020) 3.24	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
美濃屋 川	長岡	(5.230) 1.10	(5.450) 1.32	(6.290) 2.16	(6.630) 2.50	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
岩田川	野田	(1.200) 1.20	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	(1.780) 1.78	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
相川	藤方	(0.110) 2.18	(0.630) 2.70	(1.760) 3.83	(2.300) 4.37	津建設事務 所長	津市長	加入 電話
雲出川	元小西	(149.170) 1.92	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	(150.070) 2.82	津建設事務 所長	津市長	加入 電話

c 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出勤等に関するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水のおそれがある場合
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜
避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難勧告・指示の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合

※ 各河川の氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位については、前記bの「水防警報の発令の対象となる水位観測所」に記載のとおりです。

d 水防警報の通信連絡系統図

水防警報の通信連絡系統図は、図3のとおりです。

オ 堤防の巡視及び警戒

(ア) 巡 視

a 水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防法第9条の規定に基づき、随時、区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。

b 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えます。

- (a) 樋門、防潮扉等の点検
- (b) 角落と資材の保管状況の確認
- (c) 堤防等の点検

(イ) 警 戒

水防管理者は、大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報等が発表された場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、水防作業を行います。

- a 堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- b 堤防表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- c 堤防天端の亀裂又は沈下
- d 堤防溢水
- e 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常
- f 橋りょう及びその他の構造物と堤防とのとり付け部分の異常

カ 出 動

(ア) 災害対策本部員

災害対策本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行います。

(イ) 消防団員

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出動して、警戒又は水防活動を行います。

キ 安全配慮

水防活動従事者においては、ライフジャケットの着用や、通信機器の携行など、団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

津波による浸水のおそれがある場合は、安全な場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の避難を優先します。

ク 居住者等の水防活動

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第 24 条の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に協力を求め、水防活動に従事させます。

ケ 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘察し、最も効果的かつ使用材料がその近くで得易い工法で施工します。

コ 水防資器材の調達

水防資器材は関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは災害対策本部の指示により非被災地区の水防倉庫から調達します。さらに不足する場合は、災害応援協定を活用するなどして、水防資器材を調達します。

サ 決壊等の通報並びに措置

(ア) 堤防、橋りょうその他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策本部員等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じます。

(イ) 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知します。

シ 避難のための立退き

第 3 編第 1 章第 8 節のとおりとします。

ス 応 援

(ア) 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体の行う水防のための活動に下記の協力を行うものとします。

【中部地方整備局】

- a 水防管理団体に対して、河川に関する情報（雲出川水系の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- b 重要水防箇所の合同点検の実施
- c 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- d 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- e 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

【三重県】

- a 河川に関する情報の提供
- b 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- c 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (イ) 警察官の応援要請
水防管理者は、水防法第 22 条の規定により、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対し警察官の出動を要請します。
- (ウ) 隣接水防管理団体等の応援要請
水防管理者は、水防法第 23 条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を要請します。
- (エ) 自衛隊の応援要請
水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県災害対策本部長を通じて自衛隊の出動を要請します。
- (オ) 社団法人三重県建設業協会の応援要請
水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、一般社団法人三重県建設業協会に協力を要請します。

セ 水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議の上これを解除します。また、消防団についても同様とします。

- (ア) 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除
- (イ) 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮・津波に関する特別警報・警報・注意報の解除

ソ 水防報告

- (ア) 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告します。
 - a 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。
 - b 水防作業を開始したとき。
 - c 他の水防管理者に応援を要請したとき。
 - d 堤防、樋門、ため池等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。
- (イ) 水防管理者が水防解除を指令したときは、消防団長等及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、県水防支部長に報告します。

(ウ) 水防顛末報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県水防支部長を経由して、知事に報告します。

- a 気象及び水防状況
- b 警戒出動及び解散命令時期
- c 消防団員等の出動時刻及び人員
- d 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- e 水防作業の状況
- f 使用水防資器材の種類及び員数
- g 水防法第 28 条の規定に基づき公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所
- h 応援の状況
- i 居住者の出動状況
- j 警察の応援状況
- k 現場指揮者の職氏名
- l 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- m 水防関係者の死傷の有無
- n 功労のあった者の職、氏名及びその功績の内容
- o 今後の水防施策上、改善を要すると認められる事項及びその要旨
- p 所見
- q その他必要と認められる事項

タ 水防信号及び標識

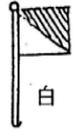
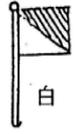
水防信号並びに標識規則（昭和 24 年三重県規則第 76 号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用します。

(ア) 水防信号は、次の各号に掲げます。

- a 第 1 信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- b 第 2 信号は、消防団の全員が出動すべきことを知らせるもの
- c 第 3 信号は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- d 第 4 信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- e 第 5 信号は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、増水のおそれなくなったことを知らせるもの

(イ) サイレン等による水防信号は、下表の方法に従い発します。

[水防信号の種類]

区 分	種類	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号
第1信号	氾濫注意水位(警戒水位)信号	● 休 止 ● 休 止 ●	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 約15秒 約15秒	掲示板 氾濫注意水位 (警戒水位) 発令中
第2信号	出動信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 約6秒 約6秒	吹き流し  青 白 (白地に青色)
第3信号	水防管理団体の区域内の居住者出動信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	約10秒 約10秒 約10秒 休止 休止 約5秒 約5秒	旗  青 白
第4信号	避難信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 休止 休止 約5秒 約5秒	旗  白
第5信号	洪水警報解除信号	● ●-● ●-● 1点と2点の斑点		形状大きさは適宜

a 信号は、適宜の時間継続します。

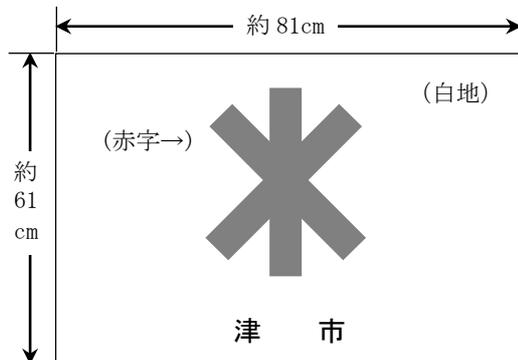
b 必要に応じて、サイレン信号等により伝達します。

(ウ) 前記(ア)に掲げる「氾濫注意水位(警戒水位)」は、資料に示すとおりとします。

(エ) 前記(イ)による「第4信号」は、水防法第29条の規定に基づき発します。

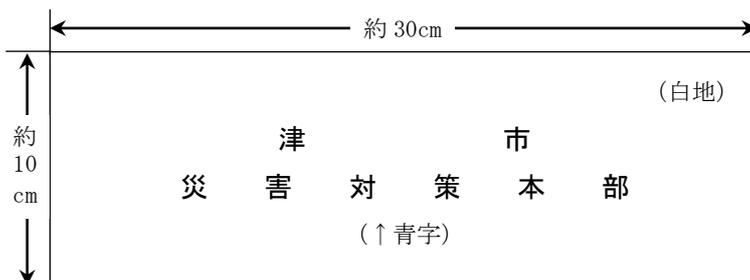
(オ) 車両等に対する優先通行の標識は、次のとおりとします。

a 車両等の標識



b 職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用します。



チ 水防訓練

水防訓練は、水防法第 32 条の 2 に基づき、次の項目について消防機関、自主防災組織等が毎年、各種水防工法及び避難等の訓練を実施します。

(ア) 実施要領

観測（水位、潮位、雨量）

通報（電話、伝達）

動員（消防団の動員、居住者の応援）

輸送（資材、人員）

工法（各水防工法）

樋門の操作法

避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）

救援救護（災害対策本部の活動準備体制）

(イ) 実施の時期

指定水防管理団体の水防訓練は、毎年 7 月末日までに 1 回以上実施します。

第8節 避難対策活動

- 災害発生時に危険から逃れるためには、住民自らが自主的に避難することを基本とします。
- 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。
- また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。



- 避難指示等の根拠法と実施責任者
- ・ 災害対策基本法第60条（市、県）
 - ・ 地すべり等防止法第25条（県）
 - ・ 警察官職務執行法第4条（警察）
 - ・ 災害対策基本法第61条（警察、海上保安部）
 - ・ 水防法第29条（県、水防管理者）
 - ・ 自衛隊法第94条（自衛隊）

1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）

「避難行動」は、いのちを守るという観点から、危険を回避することを最優先に、状況に応じた避難の時期や方法、避難する場所を適切に選択します。

(1) 適切な避難行動

避難に当たっては、的確な情報収集を行い、地域特性に応じた早期避難を心がけます。

避難所への避難が困難で付近が冠水しているような場合には、従来の避難所へ避難するだけでなく、屋外移動を避けて自宅などに留まる「待避」や、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」するなど少しでも安全な方法を選択し、避難します。また、土砂災害のおそれがある場合は、できるだけ周囲の堅牢な建物に避難し、建物内では、2階以上かつ斜面と反対側の部屋に移動します。

(2) 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や避難準備情報に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。

なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。

(3) 避難勧告又は避難指示による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

2 広報（政策財務部、危機管理部）

市は、予め定めた広報の計画により、気象に関する予報及び警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）

集中豪雨など急な災害が発生し、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会と協力し、予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

4 避難準備情報（危機管理部）

市は、避難判断水位に達する等により、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、要配慮者等を伴い避難を開始することを促します。

5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法 第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第 4 条
知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 22 条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

6 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。

- (1) 河川の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）等を超えて更に上昇が見込まれ、氾濫のおそれがあるとき
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- (3) 爆発のおそれがあるとき
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

7 災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」（危機管理部）

(1) 避難勧告又は避難指示

避難勧告又は避難指示は、次の内容を明示して行います。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難勧告又は避難指示の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(2) 避難誘導

- ア 市は、避難勧告又は避難指示を行ったときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、予め定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。
- イ 市は、孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて応援を要請します。この際、伊勢湾ヘリポートと津市防災物流施設との連携による被災者救護等を

推進します。

ウ 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに有する要員及び資機材につき応援を要請します。

(3) 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言（災害対策基本法第 61 条の 2）

避難勧告等の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や三重県に助言を求めます。

また、避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。

8 避難のための立ち退き（危機管理部）

(1) 立ち退き又はその準備の指示（水防法第 29 条）

ア 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合、市長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

イ 市長は当該区域を管轄する警察署長に通知します。

ウ 市長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

洪水、高潮又は地すべりにより非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたときは、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示します。

9 避難指示等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車などにより周知徹底します。

(2) 必要に応じ、報道機関に放送を要請します。

(3) 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。

(4) 要配慮者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。

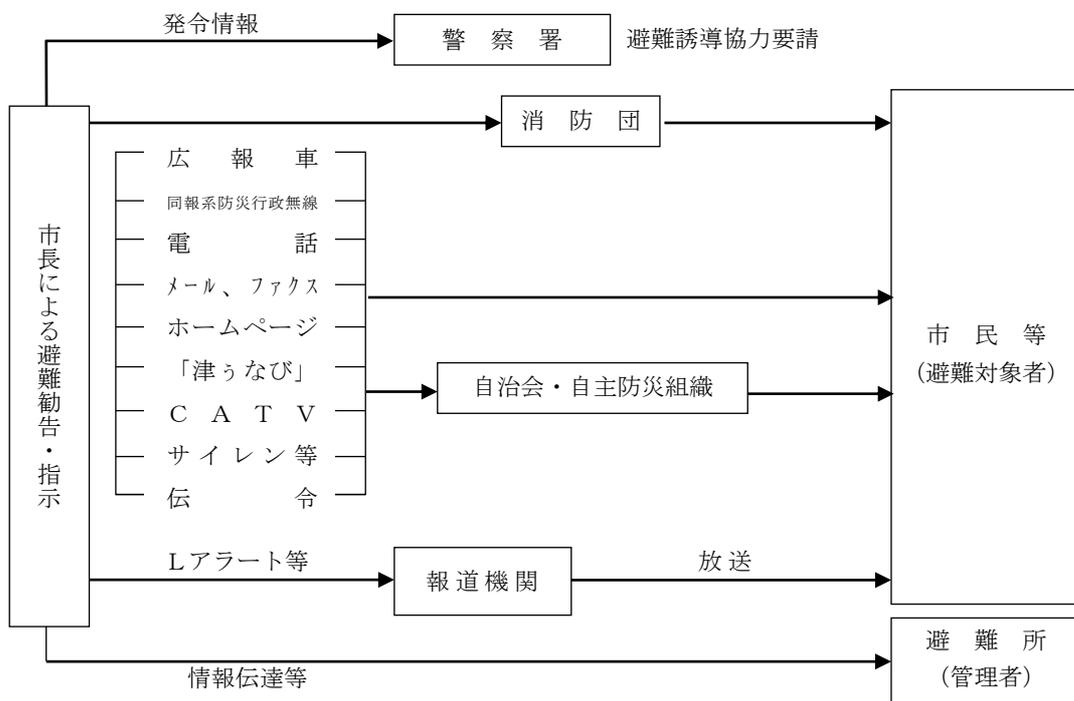
(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。

<避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン>

内容	サイレン等パターン
避難準備情報 (チャイム音+音声放送)	「上り 4 音チャイム」× 2 回 (音声放送後は「下り 4 音チャイム」× 1 回)

避難勧告 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 ●————●……………●————● × 2回 【5秒】 (6秒) 【5秒】
避難指示 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 ●————●……………●————●……………●————● × 2回 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】

(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。



10 警戒区域の設定 (危機管理部、消防本部)

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。
 - ア 避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること。
 - イ 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること。
 - ウ 警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、そ

の違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法第116条第2号）ことになっており、避難の指示については罰則がないこと。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市の吏員に委任することができます。

11 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

(1) 避難空間

ア 必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。

イ 避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。

ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。

(ア) 一時避難場所

災害発生直後における周辺住民等の一時的・短期的な避難空間として、集会所や公民館等の屋内の施設を活用します。また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(イ) 避難所

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用します。

また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ウ) 福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者を社会福祉施設等に移送し、福祉避難所として活用します。

(2) 受け入れの対象

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則としますが、土砂災害等の二次災害のおそれがないと認められる場合は、その他の施設を避難所とすることも検討します。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から7日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市への協力要請

必要とする地域にあらかじめ指定した避難所がない場合又は既存の避難所の収容能力が不足する場合は、県・隣接市に対し協力を要請し、避難所開設を検討します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項について知事に報告します。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

12 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難者の協力を得て、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により避難所運営委員会を設置して行います。なお、設置に当たっては、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます。

イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。

ウ 各避難所の運営責任者は、災害対策本部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物資等、避難に係わる情報を提供します。

エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

(ア) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、清掃等

(イ) 男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握

(ウ) 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保

(エ) 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握

(オ) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(カ) 要配慮者に対する相談・支援、必要な場合の福祉施設等の福祉避難所への搬送

オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。

[避難所運営委員会の班構成編成例]

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

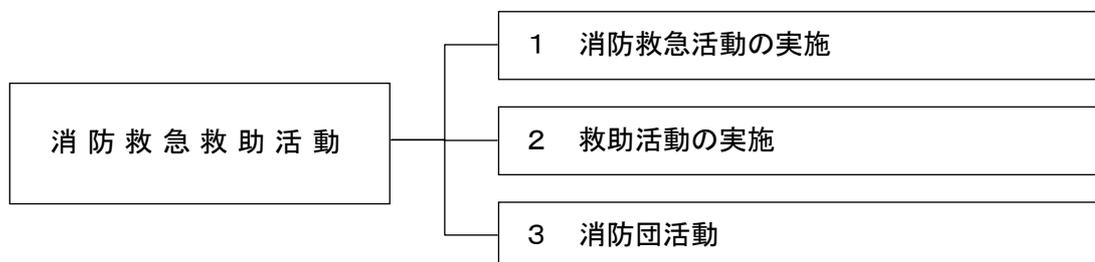
(2) 避難所の閉鎖

ア 災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所を閉鎖します。

イ 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を統合して存続させる等の措置をとります。また、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

第9節 消防救急救助活動

- 風水害時等における消火、救急、救助活動態勢を強化し、市民の生命・身体・財産を保護します。



1 消防救急活動の実施（消防本部）

(1) 消防活動

ア 風水害等により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。

イ 災害の規模が大きく、他市町等の応援を必要とする場合は、消防組織法第39条・第44条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請します。

(ア) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「県内相互応援隊」の応援出動を要請します。

(イ) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

(ウ) 市は、県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。

ウ 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

エ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(2) 林野火災空中消火活動

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請します。

イ 報告

市は、空中消火を実施した場合、次の項目について速やかにその概要を県(災害対策課)に報告します。

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失(損)面積

- (ウ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (エ) 散布回数(機種別)
- (オ) 散布効果
- (カ) 地上支援の概要
- (キ) その他必要事項

(3) 救急活動

- ア 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。
- イ 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。また、県内の消防相互応援のみでは対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請します。
- ウ 市は、平常時において、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図ります。

(4) 資機材の調達等

- ア 消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。
- イ 必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行います。

2 救助活動の実施（消防本部、危機管理部）

市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。

(1) 救助対象

- ア 火災時に逃げ遅れた場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合
- エ 山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合
- オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- カ 鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合
- キ その他これに類する場合

(2) 救助の手順

- ア 市は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施します。
なお、救助困難と認められたときは警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。
- イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送します。

(3) 資機材の調達

- ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。
- イ 市は必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(4) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、市は、警察署、自主防災組織等の協力を

得て実施します。

(5) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、市は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

3 消防団活動（消防本部）

消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動にあたります。

第10節 被災宅地の危険度判定

- 降雨時の災害により多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、危険度判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図ります。



1 危険度判定実施本部の設置（都市計画部）

- (1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置します。
- (2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

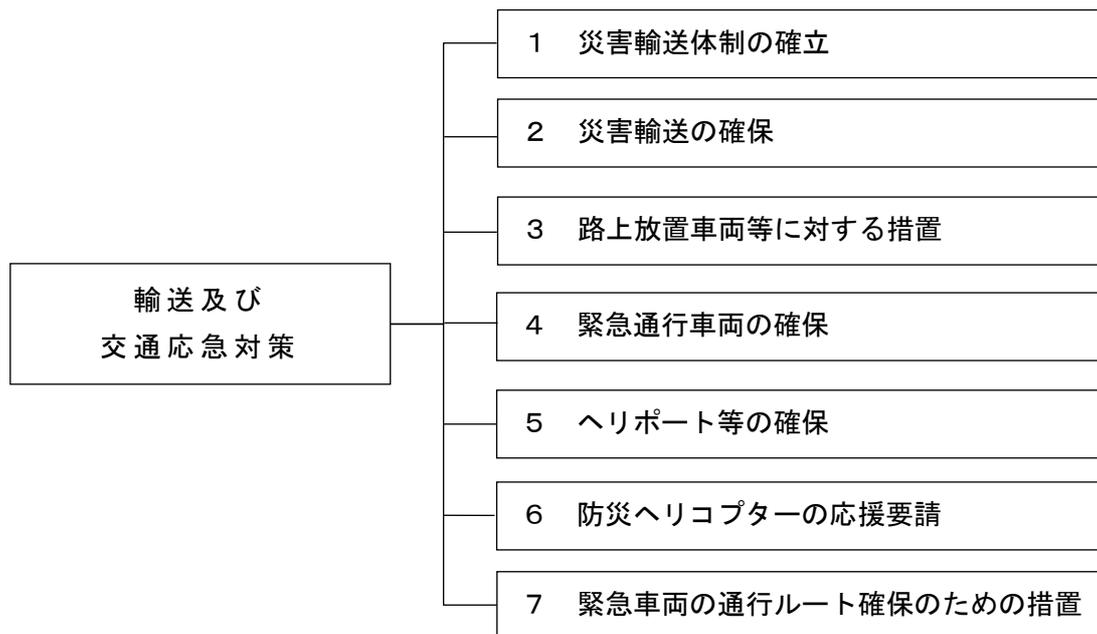
2 被災宅地危険度判定士の派遣要請（都市計画部）

市は、洪水等による地盤・擁壁等の変形による二次災害の防止を図るため、必要に応じて県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請します。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示し、使用者及び付近住民等に注意を喚起します。

第11節 輸送及び交通応急対策

- 道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保します。
- 発災後における緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うため、緊急交通路を迅速に確保します。



1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部）

(1) 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の津地方災害対策部（津地域防災総合事務所）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。

(2) 輸送対象

災害時における輸送の対象については、局地的な豪雨や大規模な土砂災害等による被害の状況等に応じ、段階的に対処します。

ア 第1ステージ

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ロ) 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (ハ) 広域医療機関へ搬送する負傷者等
- (ニ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2ステージ

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3ステージ

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活必需品

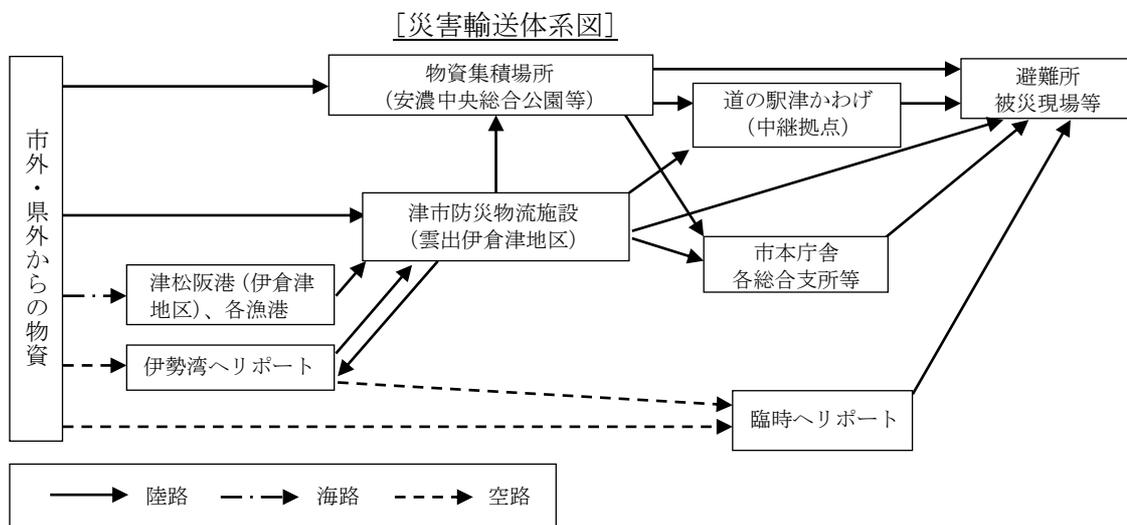
(3) 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施します。

- ア 自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ 航空機による輸送

(4) 災害輸送の体系

市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所に集積し、必要に応じて道の駅津かわげを中継地点として避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。



2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）

(1) 陸上輸送

ア 輸送車両等の確保

輸送車両等は、次の車両等を確保するものとします。

- (ア) 市が保有する車両等
- (イ) 防災関係機関が所有する車両等
- (ウ) 自動車運送事業者の車両等

イ 輸送力の確保

(7) 各部署は、あらかじめ各部署で保有する車両等の数及び種別を掌握し、円滑な輸送の確保に努めます。

(イ) 政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。

(ウ) 各部署の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足が生じる場合は、防災関係機関又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。

ウ 車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。

(2) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。

(3) 海上輸送

船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。また、民間港湾施設保有事業者と、災害時における港湾の一時使用に関する協定を締結し、拠点として活用します。

(4) 航空輸送

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。

3 路上放置車両等に対する措置（消防本部）

消防吏員は、消防車両の緊急通行に際し緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において車両その他の物件が通行の妨げになる場合は、災害対策基本法第76条の3各項に基づき、警察官と協力して必要な措置を行います。また、現場に警察官がいない場合は、消防吏員が行った措置については直ちに現場を管轄する警察署長に通知します。

4 緊急通行車両の確保（政策財務部）

(1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行います。

(2) 事前届出の受付は、各警察署交通課で行います。

(3) 発災時における「標章」等の発行は、県及び各警察署等で行います。

[緊急通行車両標章]



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとします。

5 ヘリポート等の確保（危機管理部）

災害時に陸上交通が途絶した場合において、被災住民の人命救助や生活物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、津市伊勢湾ヘリポートの活用を始め、あらかじめ選定した候補地の中から、適切な箇所に臨時離着陸場を開設します。

なお、ヘリポート及びあらかじめ選定した臨時離着陸場の候補地は、資料編のとおりです。

また、市は、臨時離着陸場を開設する際、次の作業を行います。

- (1) 臨時離着陸場には、ヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて風向きを示しておきます。
- (2) 降下場所の目印として、着陸点に石灰粉等でH印を付けます。
- (3) 夜間は、着陸場への灯火標識の設置等、上空からの識別が容易となるような手段を講じます。

6 防災ヘリコプターの応援要請（危機管理部）

(1) 要請の要件

市は、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター応援協定の定めるところにより、次の場合に行います。

- ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

(2) 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行いますが、事後速やかに文書で要請します。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

- オ 離着場所の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

三重県防災対策部災害対策課防災航空隊

TEL 235-2558 (緊急専用回線) FAX 235-2557

7 緊急車両の通行ルート確保のための措置 (建設部)

(1) 放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動します。

(2) 土地の一時使用等

放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をします。

第12節 障害物の除去

- 救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去します。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等、港湾・海岸・漁港の障害物を除去します。



1 障害物の除去活動の実施（建設部、農林水産部）

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、災害救助法の適用を受ける災害で、概ね次のとおりとします。

- ア 住家が、半焼半壊又は床上浸水した場合で、かつ、障害物を除去しない限り生活を営み得ない状態である場合
- イ 自らの資力を持ってしては、障害物の除去を実施し得ない場合

(2) 実施機関

- ア 障害物除去の対象に当たる場合に限って、山（崖）崩れ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、市が行います。
- イ 道路、河川等、港湾・海岸・漁港にある障害物の除去は、その道路、河川等、港湾・海岸・漁港の管理者が行います。

(3) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、災害救助法の適用の有無にかかわらず、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、市道等については市がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

(4) 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、災害救助法の適用の有無にかかわらず、河川等の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川等の障害物を除去します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

(5) 港湾・海岸・漁港の障害物の除去

航行や漁業に支障をきたす障害物がある場合は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、港湾・海岸・漁港の管理者である三重県、市は相互に連携してそれぞれの管轄する港湾・海岸・漁港の障害物を除去します。

2 障害物の処理（建設部、農林水産部、環境部）

(1) 障害物の処理における留意点

障害物の処理については次のことに留意して行います。

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

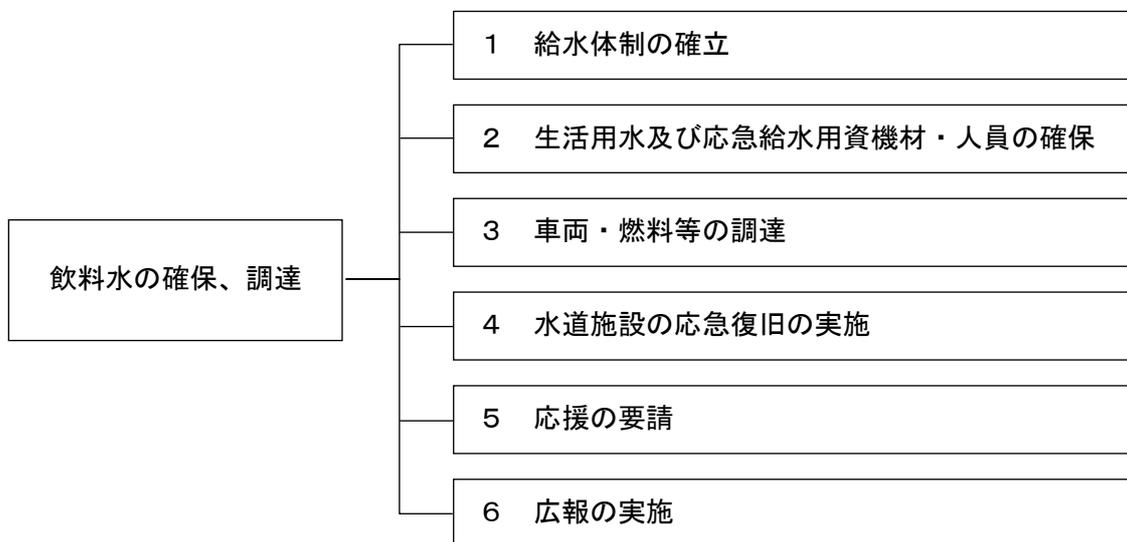
(2) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所についてはそれぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所
- イ 保管するものについてはその保管する工作物等に対応する適切な場所

第13節 飲料水の確保、調達

○ り災者等に対する飲料水及び生活用水を迅速かつ的確に供給します。



1 給水体制の確立（水道局）

(1) 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は配水池等の貯留水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3ℓとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災（発生）		3日	10日	21日
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）	運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）、仮設給水	仮設給水場所の増設	
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内	

(4) 給水の方法

ア 仮設水槽への運搬給水

応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。

イ 給水車での運搬給水

応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。

ウ 簡易容器による運搬給水

応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。

エ 仮設給水

給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。

(5) 給水場所

大規模断水時の給水場所は、避難所とします。

ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。

また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保（水道局、危機管理部）

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、応急給水施設等の貯留水を確保します。また、あらかじめ登録された災害時協力井戸に標識を設置し平常時から周知を行い、災害時に生活用水として活用します。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。

3 車両・燃料等の調達（水道局）

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

4 水道施設の応急復旧の実施（水道局）

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

5 応援の要請（水道局）

大規模災害により甚大な被害が発生し、上下水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。

6 広報の実施（水道局）

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。

第14節 食料の確保、調達

- 大災害の発生時において、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。



1 応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所）

(1) 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施します。

(2) 供給対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が流出、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者

エ 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事し、給食を行う必要がある者

(3) 応急食料の調達

ア 市は、事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。

イ 必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。

ウ 市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。

エ 調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。

オ 食料の調達は、食物アレルギーに配慮が必要な方を把握した上で行います。

(4) 応急食料の供給

ア 供給品目は、原則として握り飯、弁当又はパン等とします。

イ 供給の基準額は、災害救助法の例による額とします。

ウ 供給期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とします。

(5) 非常用食料の供給

市は、公共施設等に備蓄している乾パン等を、必要に応じて、非常用食料として避難者等に供給します。その際は、食物アレルギーに配慮が必要な方を把握して供給します。

また、備蓄している非常用食料等の一覧は、資料編のとおりです。

2 炊き出しの実施及び食料の配分（市民部、各総合支所、教育委員会事務局）

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりですが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更又は増減します。

なお、炊き出しの場所には、市職員等の責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録します。

炊き出しの実施に当たっては、事前に食物アレルギーに配慮が必要な方を把握し、アレルギー事故を回避するよう努めます。

イ 供給対象者は災者及び救助作業、急迫した災害の防止作業又は緊急復旧作業の従事者としします。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ 供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

ア 調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布します。

イ 災害救助法が適用された場合、炊き出し、その他食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。ただし、住宅の被害により、災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で3日以内を現物により支給します。

第15節 生活必需品の確保、調達

○ り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を
給与又は貸与します。



1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行います。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者としてします。

(3) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。

(4) 生活必需品の調達状況の把握

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）

大規模災害発生時には、市外・県外から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。

国からのプッシュ型の物資支援や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。

(1) 被災者のニーズの把握

避難所等被災現場において、避難者等の年齢構成、性別、アレルギー等の配慮すべき事項について迅速に把握し、必要となる物資について、災害対策本部へ連絡します。

(2) 物資の受入、集積及び配分

市外・県外から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。

(3) 供給方法

商工観光部は関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、被災者へ供給します。救援物資等の供給に際しては、被災現場において物資受入場所を確保し、物資の受け渡し場所、時

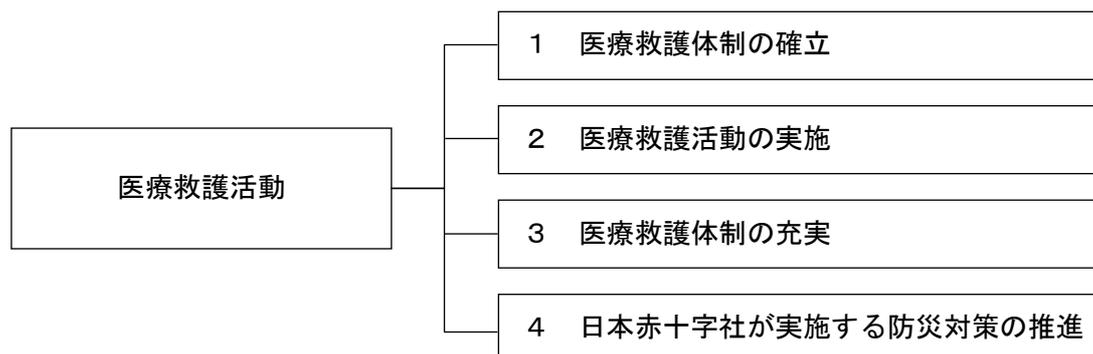
間等を被災者に周知します。

また、車中泊や自宅等で援助を必要とする被災者にも物資が行き渡るよう配慮します。

物資の輸送体系については、第3編 第1章 第11節のとおりです。

第16節 医療救護活動

- り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での確な医療活動を行います。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行います。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供します。



1 医療救護体制の確立（健康福祉部）

(1) 実施体制

市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、公益社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び公益社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）、公益社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）、一般社団法人津薬剤師会（以下「津薬剤師会」という。）との災害救護活動協定等及び公益社団法人三重県看護協会（以下「看護協会」という。）との災害時における看護支援活動の関する協定に基づき、速やかに医療救護活動の協力要請を行います。

(2) 医療救護班の編成

市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会、看護協会等に協力を要請し、医療救護班を編成すると共に医療救護班に必要な資材を準備します。

医療救護班の基本編成はおおむね次のとおりとします。

医師：1名（班長）

看護師又は保健師：2名

事務職員等（連絡員）：1名

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。

(3) 災害救護本部の設置

津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（Tel 227-1775）、久居一志地区医師会（Tel 255-3155）、津歯科医師会（Tel 225-1304）、津薬剤師会（Tel 255-4387）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。

なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。

(4) 医療救護所の設置

医療救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

(5) 連携体制の確保

市災害対策本部及び災害救護本部は、円滑な医療救護活動を行うため、相互に情報共有を図る等、緊密な連携体制を図ります。

また、災害救護本部は、災害の状況により市災害対策本部へ連絡調整員の派遣や移動系防災行政無線など連絡体制の確保を図るとともに、医療施設の被害状況等の把握に努め、市災害対策本部へ情報を提供します。

(6) 収容施設

ア 傷病者及び妊産婦で病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第4条に基づき行います。

イ 収容の場合はできる限り救急車を利用します。

2 医療救護活動の実施（健康福祉部、消防本部）

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。

ア 医療救助

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、おおむね次の方法により実施します。

ア 医療救護所での実施

市は、被災地において、医療の必要があるときは、災害の規模や種類に応じ、医療救護班を派遣して行います。

医療救護班は、医療救護所等において医療救護活動を行い、業務内容は次のとおりとします。

(ア) 医療トリアージ

(イ) 傷病者に対する応急医療

(ウ) 後方医療施設への搬送指示

(エ) 助産救護

なお、医療救護所において行われる医療トリアージは、医師等により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とします。

また、状況に応じて、医療救護所である避難所等において、歯科医療等を行います。

イ 救急病院等の医療機関の実施

市は、被災地及びその周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

ウ 患者搬送及び収容の実施

市は、重篤救急患者等をその症状に応じて医療が可能な救急病院や災害拠点病院等に搬送し、

医療を実施します。

なお、患者の搬送は、消防本部の救急車及び救急隊員等を出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとし、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 10 節「輸送及び交通確保対策」により応急的に措置します。

また、市長は、緊急性があり、他に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行います。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地に対し派遣要請等を行い実施します。

オ 災害拠点病院との連携体制

災害対策本部（健康福祉部）は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行います。

3 医療救護体制の充実（健康福祉部）

(1) 医師等への損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第 84 条第 2 項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受ける損害を補償します。

(2) こころのケアを考慮した健康支援の実施

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて相談窓口を設けます。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施します。

(4) 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害時における医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、市は関係機関と緊密に連携し、医薬品、衛生材料等の確保に努めます。また、必要に応じて、県の地方部長に対し備蓄医薬品等の支給を要請します。

4 日本赤十字社が実施する防災対策の推進（日本赤十字社）

災害救助法に基づく救護業務（医療、助産及び死体の処理）は次のとおりです。

(1) 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行います。

(2) 救護班活動

ア 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	※ ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。
看護師長	1 人	
看護師	2 人	
主 事	2 人	
計	6 人	

イ 救護所の開設

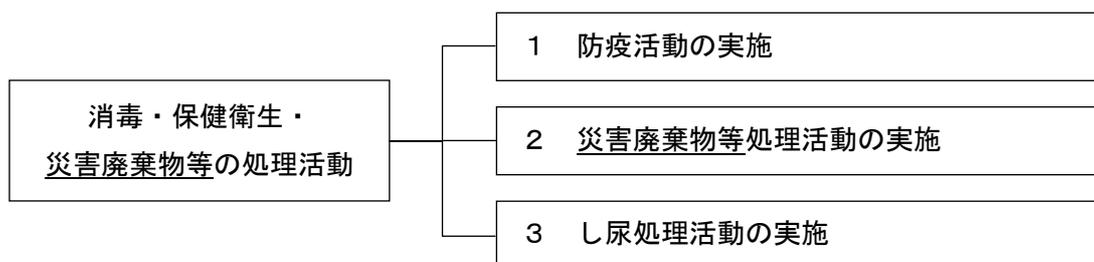
(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請します。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力をします。
青年奉仕団	18歳以上の社会人、学生の青年層により組織され、県支部の救援物資搬送等に協力します。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力します。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織しています。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力します。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、情報収集・伝達、道路案内等の協力をします。

第 17 節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動

- 被災地における感染症の流行等を未然に防止します。
- 被災地において大量に発生する災害廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。



1 防疫活動の実施（健康福祉部、環境部、各総合支所）

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施します。

(2) 防疫班の編成

- ア 薬剤配布班
- イ 予防接種班
- ウ 保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げます。

(4) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師 1 名、保健師（又は看護師）1 名および助手 1 名で編成します。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施しますが、たん水地域においては週 1 回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行います。

ウ 検病調査班の任務

- (ア) 災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握
- (イ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な処理
- (ウ) 全般的な戸口調査
- (エ) 前号による疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施します。

(5) 防疫の種類

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行
- イ そ族昆虫等の駆除
- ウ 臨時予防接種の施行

(6) 薬剤の備蓄整備

- ア 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請します。
- イ 市においても常時備蓄します。内容については資料編のとおりです。

(7) 防疫薬剤の基準量

- ア 衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。
- イ そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

(8) 消毒活動

- ア 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行います。
 - (ア) 動力噴霧器架載自動車による消毒
 - (イ) 手押噴霧器による消毒
- イ 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努めます。
- ウ 臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施します。
- エ 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。

2 災害廃棄物等処理活動の実施（環境部）

(1) 処理体制

被害地域の災害廃棄物（ごみ）の発生状況と収集運搬体制及び処理施設の被害状況等を踏まえた「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、同計画に基づき、適切な処理を進めます。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行います。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応しますが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施します。

(2) ごみ処理能力

ごみ処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

(3) 処理方法

ア 生活ごみ処理

市は、災害により通常集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集

積所を確保します。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。

ごみの処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。

イ がれき等処理

被災した住宅のがれき等は、発生量が多量となることが予想されるため、市が処理する場合にあっては、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場、処理施設等を確保し、適切かつ計画的に収集、運搬及び処分を行います。

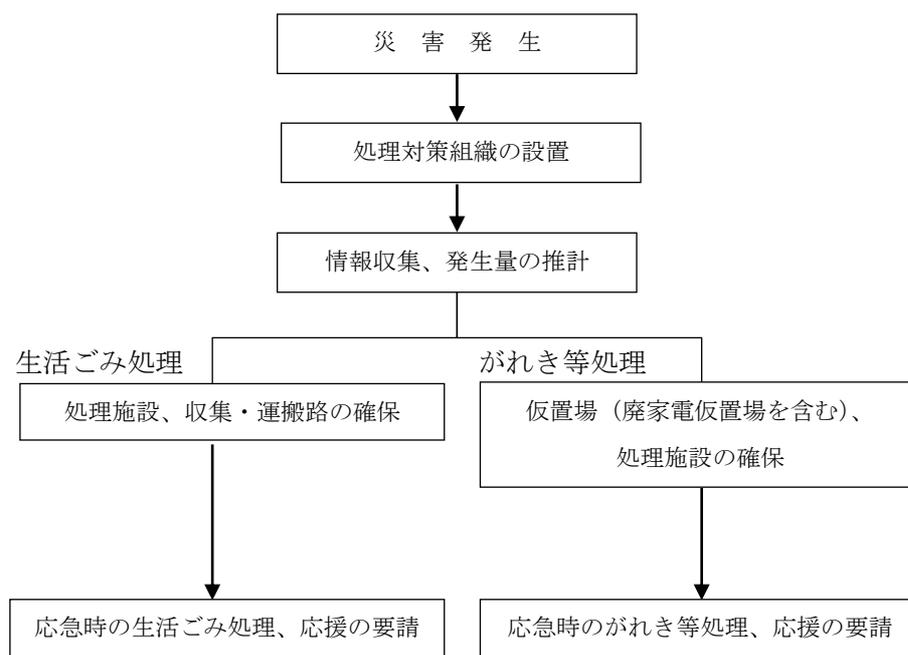
(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求めます。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでゴミ処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求めます。

[ごみ処理対策活動フロー図]



3 し尿処理活動の実施（環境部）

災害により上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合や浸水により便槽等が使用できなくなった場合には、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握します。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者に配慮します。また、浸水により被害を受けた便槽等の管理者に対し、し尿汲み取り無料券を交付し、支援を行います。

収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集します。

(1) 処理体制

し尿の発生量について発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については貯留槽容量を越えることがないように配慮します。

(2) 処理方法

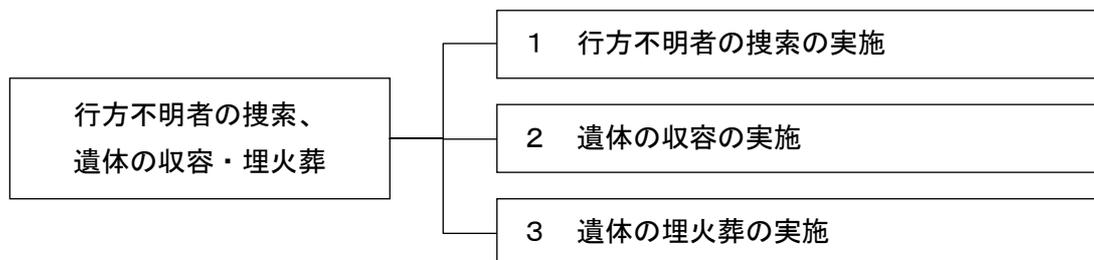
し尿の処理は、原則として、し尿処理班により、し尿処理施設（安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）で処理を行うこととしますが、災害により被害を受け、その処理能力が減少または停止し、本市のみで処理ができないときは、近隣市町村及び県等へ応援を要請します。

(3) し尿処理能力

し尿処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

第 18 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬

- 多数の行方不明者、死者が発生した場合に、捜索、収容、埋火葬等を的確に実施します。



1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）

(1) 実施方法

災害現場の状況に応じて、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等は、相互に連携・協力し、生存の可能性のある者を優先して、捜索を実施します。また、災害により行方不明の状態にあり、既に死亡していると推測される者の捜索を実施します。

(2) 応援要請等

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県地方災害対策部（健康福祉部）、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第 3 編第 2 章第 1 節による自衛隊派遣要請を行います。

また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。

2 遺体の収容の実施（市民部、各総合支所）

市は、災害により死亡した者について、速やかに警察・消防本部等と連絡して、遺体の収容を実施します。

(1) 遺体安置所の設置

市は被災状況に応じて、警察等の関係機関・団体と連携し、遺体安置所を設置します。

(2) 遺体の処理・一時保存

ア 市は、医師及び警察署等関係機関・団体と連携し、検視が行われた遺体の収容を実施します。

イ 遺体の安置に必要な物資は、市において確保します。

ウ 遺留品は遺体と共に保管します。

エ 市は、警察から身元が判明した遺体を遺族へ引き渡し、埋火葬が円滑に行われるように支援します。

オ 市は、身元が判然としない遺体及び引取人が見当たらない遺体について、身元等が判明するま

での間、引き続き、遺体安置所において適切な方法により遺体を一時保存します。

また、遺族に遺体の引き渡しが行われるよう、遺体安置所での情報提供の支援を行います。

カ 身元不明遺体は、警察から引き渡しを受けて、火葬等を行います。

(3) 遺体数の把握

市と警察は互いに連携し、遺体数を把握します。

3 遺体の埋火葬の実施（市民部、各総合支所）

(1) 火葬体制の整備

ア 市は、斎場・火葬場の被害状況を把握し、速やかに復旧するとともに、火葬体制の整備を行います。

イ 市は、燃料に不足が生じるおそれがある場合は、速やかな燃料確保に努めます。

ウ 遺体安置所から斎場・火葬場までの遺体搬送等について、災害時応援協定を活用し、葬祭業者に必要な協力を要請します。

エ 市内の斎場・火葬場が被害により使用できない場合及び遺体の数が市内の斎場・火葬場の処理能力を超える場合は、他の市町の斎場等の使用について応援を要請します。

(2) 遺体の火葬の実施

ア 引取人がいる場合の取扱

身元が判明した遺体は、遺族が埋火葬を行うものとします。

イ 引取人がいない場合の取扱

身元が判明し、引取人がいない遺体については、市において火葬を実施し、遺骨、遺留品を保管します。

ウ 身元不明遺体の取扱

(ア) 市に警察から引き渡しのあった身元不明遺体については、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき取り扱います。

(イ) 市は、身元不明遺体の火葬を行う場合は、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認します。

(ウ) 火葬が終了した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに、市において保管します。

第19節 動物の保護及び管理

- 被害を受けた動物の適正な管理を行い、動物の愛護及び環境衛生の保持に努めます。



1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）

(1) 愛玩動物の保護

- ア 災害発生により被害を受けた動物を、三重県や獣医師会等と協力して保護します。
- イ 三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間への危害の発生を防止します。

(2) 愛玩動物への対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。

基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。

(3) 愛玩動物の死体の焼却・埋却の実施

ア 焼却

燃料等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。

イ 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

2 家畜、家きんの管理（農林水産部、各総合支所）

(1) 農場外に出た家畜、家きんの捕獲

農場外に出た家畜、家きんにより人に対して危害を加えるおそれや、交通事故等を招く可能性がある場合、三重県と連携の上、所有者に協力し、捕獲に努め、危険性を排除します。

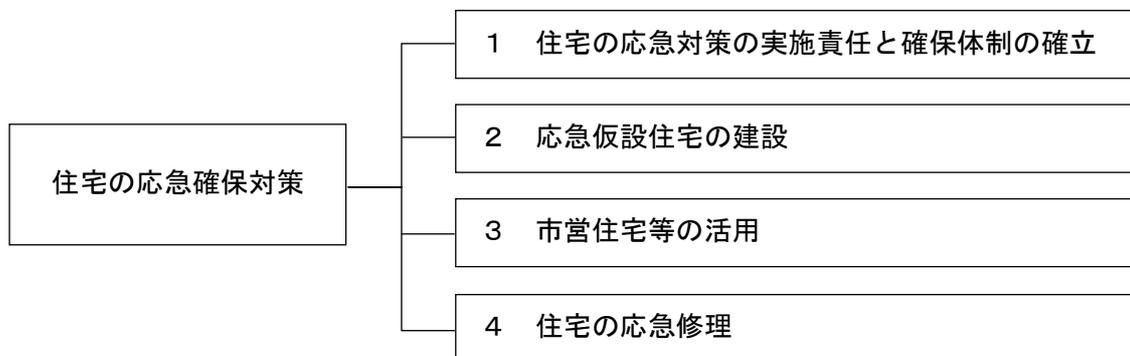
(2) 家畜・家きんの死がいの処理

農場外で発見された家畜・家きんの死がいについて、所有者、三重県と連携のうえ、生活環境を保持するため、速やかに回収し埋却処理を行います。

なお、埋却にあたっては、十分な深さの穴に死がいを埋め、消石灰を散布した後、土砂にて覆います。

第 20 節 住宅の応急確保対策

- 住居を失った被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理することができない者に対する住居の確保に努めます。



1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立（建設部、健康福祉部）

- (1) 災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、一般社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。

2 応急仮設住宅の建設（建設部、市民部）

- (1) 災害のため住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ります。
- (2) 設置場所はあらかじめ建設可能箇所を把握しておきます。
- (3) 避難所に避難している被災者のうち、応急仮設住宅を必要とする被災者数を把握し、必要建設戸数の検討を行います。
- (4) 仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅の建設をします。
- (5) 応急仮設住宅については、その必要戸数を県等へ要請します。

3 市営住宅等の活用（建設部、市民部）

- (1) 発災後、市営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。
- (2) 民間賃貸住宅や県営住宅などの空家情報を収集し、応急住宅として活用できるかを確認します。
- (3) 公営住宅や民間賃貸住宅などを、災害被災者用住宅として可能な限り活用します。また、要配慮者については優先入居などの配慮に努めます。

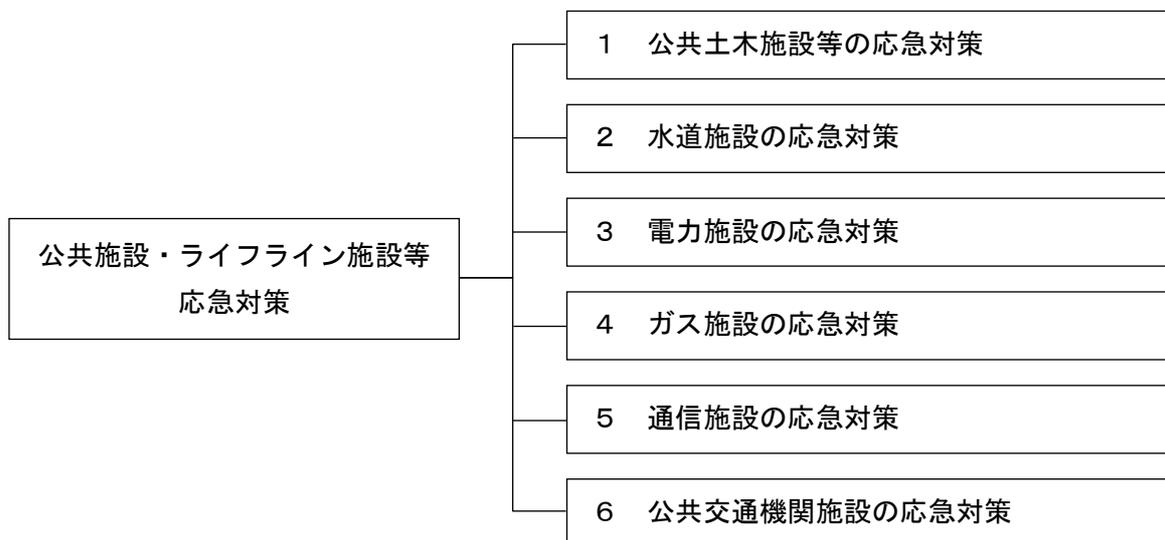
4 住宅の応急修理（健康福祉部、建設部）

災害のため住宅が半壊又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者（世帯単位）に対し、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に最小限度の部分について応急修理を行います。

費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から1カ月以内とします。

第 21 節 公共施設・ライフライン施設等応急対策

- 災害発生後の二次災害を防止します。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。



1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道局、農林水産部）

(1) 道路、橋りょう

各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。

応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。

(2) 港湾、漁港施設

各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(3) 河川、海岸

各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水使用の制限を行います。

また、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにします。

2 水道施設の応急対策（水道局）

- (1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めます。
- (2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施します。
- (3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたります。
- (4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施します。

自ら実施が困難な場合は、下記の「三重県水道災害広域応援協定」に基づいて県等に応援を要請します。

〔「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）〕

- a 県内を5ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町は該当ブロックの代表市に要請を行います。
- b 代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請します。
- c 本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行います。
- d 現地連絡本部が設置されたときは、上記 a, b で規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行います。

3 電力施設の応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。

(1) 非常体制

ア 第一次非常体制

災害の発生が予想される場合または発生した場合

イ 第二次非常体制

相当程度の被害や社会的影響が予想される場合または発生した場合

ウ 第三次非常体制

甚大な被害や社会的な影響が予想される場合または発生した場合

(2) 非常体制の発令及び解除

ア 防災体制の発令及び解除は、対策本部の本部連絡会議で協議し、営業所長がこれを行います。

イ 非常体制を発令した場合、それぞれの段階別の非常動員を行います。

(3) 防災本部の設置及び任務

非常体制時の対策本部は、非常災害に関する情報を収集し、社内外の関係箇所との連絡・調整を行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策等について、必要な措置を講ずることを任務とします。

自供給区域内の被害・復旧状況の把握により、復旧方針の確立及び復旧等を行います。

(4) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。

ア 停電した時は、当社事業場に通報すること。

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業場に通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(5) 行政機関及び報道機関への情報提供

ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が可能な限り定期的に情報提供を行います。なお、報道機関については、対外情報班が可能な限り定期的に情報提供を行います。

イ 必要に応じて、津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。

4 ガス施設の応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。

(1) 非常体制

ア 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制をとります。

イ 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとります。

(2) 非常時における緊急措置

ア 情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握します。

(ア) ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動

(イ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動

(ウ) ガス漏えい通報の受付状況

(エ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(オ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況

(カ) 一般情報

- a 気象情報
- b 一般被害情報
テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報
- c 対外対応状況
県・市町災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握します。

ウ ガス供給停止の判断

設備の巡回点検やガス漏えい通報等により発見された漏えい状況が緊急対応能力を超えるおそれのある場合は、ガスによる二次災害を防止するため、被害の大きいと想定される緊急措置ブロックのガス供給停止を行います。

エ 緊急連絡体制

被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行います。

(3) 保安全管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じます。

(4) 広 報

被害が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施します。

5 通信施設の応急対策

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

西日本電信電話株式会社三重支店は、災害発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。

ア 災害対策

(ア) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部又は情報連絡室を設置します。

(イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ 本部の組織

(ア) 本 部 長

N T T 西日本三重支店長

(イ) 副本部長

N T T 西日本三重支店設備部長

(ウ) 本部長

N T T 西日本 - 三重 災害対策室長等

ウ 本部の業務

- (ア) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。
- (イ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ 各班の任務

(ア) 情報統括班

- a 本部運営及び各種調整に関すること。
- b 災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。
- c 行政の災害対策機関との連絡協力に関すること。

(イ) 設備復旧班

- a 電気通信設備の応急復旧計画に関すること。
- b 出勤可能な要員の確保と手配に関すること。
- c 災害対策機器の検討と出動に関すること。
- d 復旧用資材及び工事用車両の手配に関すること。
- e 回線の切替え及び規制措置に関すること。
- f 特設公衆電話の設置に関すること。

(ウ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関すること。

(エ) 広報班

- a 報道関係機関に対する情報提供に関すること。
- b 通信、電話の利用についての広報に関すること。

(オ) 総務厚生班

- a 復旧要員の宿舍の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。
- b 社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。
- c その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ 通信設備

(ア) 各施設に対する応急措置

- a 高潮に備え、対象交換所は防潮板等により防護を行います。
- b トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化を行います。
- c 屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定されます。このため、重要ケーブル等についてはその影響度合いを確認します。

(イ) 段階的な応急対策

a 緊急復旧（初動体制）

災害発生から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確保するまでの対策とします。

また、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式による救済、自家発電及び移動電源車の活用等で行います。

b 第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とします。また、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等によ

る復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とします。

- c 第二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とします。

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。

ア 災害対策機関

- (ア) 状況により必要と認めるときは、災害対策本部又は情報連絡室等を設置します。
- (イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ 本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成します。

ウ 応急措置

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施します。また、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合を確認します。

エ 応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧するなど重要度に合わせて段階的に行います。

(3) 三重テレビ放送株式会社

ア 放送体制

- (ア) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置します。
- (イ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保します。
- (ウ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施します。

イ 放送応急措置

(ア) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源設備により災害情報放送の送出を継続します。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所として最小限の緊急放送を継続します。

(イ) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続します。

(4) 三重エフエム放送株式会社

ア 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図ります。

イ 放送応急措置

(ア) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのまま適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として災害情報、安否確認、生活情報等を放送します。

(イ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても非常用自家発電機により放送を継続します。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県に派遣して連絡に充てます。

6 公共交通機関施設の応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の情報を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努めます。

ア 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

イ 初動措置

(ア) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

(イ) 列車の措置

乗務員は、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をします。

(ウ) 駅の措置

駅長は次の措置をとります。

a 列車防護及び運転規制

b 速やかな情報収集と必要な場合の救護所の開設、医療機関への救援の要請。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(ア) 避難誘導

a 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求めます。

b 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求めます。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じます。

(イ) 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたります。

エ 被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

オ 復旧体制の確立

カ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱を行います。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。

ア 関係者の措置

(ア) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行います。

(イ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認められたときは、運転指令者に報告するとともに列車の運転を見合わせます。

(ウ) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確認します。付近に異常が認められないときは最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受けます。

(エ) 施設関係各区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは至急巡回点検します。

イ 旅客整理、避難誘導

駅係員・乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努めます。

ウ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行います。

エ 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたります。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送総括部に、また、復旧本部は現地に設けます。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の災害対策計画は、三重交通株式会社の例を参考に他の事業者においても防災体制を確立し、人命尊重を第一にして輸送の確保を図ります。

ア 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って組織の一部を派遣し応急復旧にあたります。

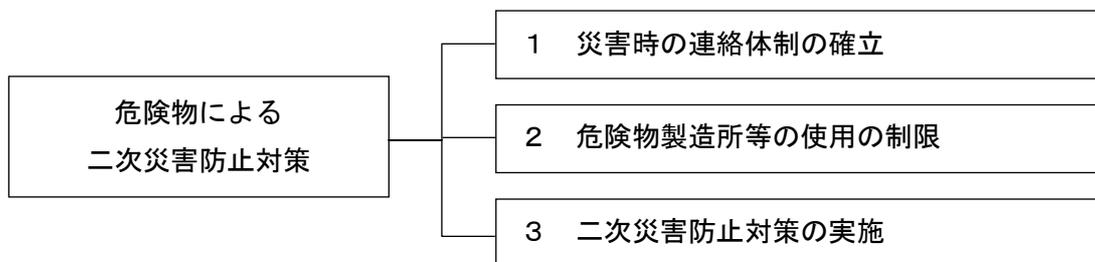
イ 旅客の広報・避難誘導

(ア) 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求めます。

(イ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたります。

第 22 節 危険物による二次災害防止対策

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における被害の拡大を防止します。



1 災害時の連絡体制の確立（消防本部）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施します。

2 危険物製造所等の使用の制限（消防本部）

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行います。

3 二次災害防止対策の実施（消防本部）

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- イ 危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底
- ウ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- エ 災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措施の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、災害発生時に火災、爆発の危険が大きく、施設の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておきます。

また、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対して自

衛保安に必要な指示を行います。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、市、消防機関等）に届け出をし、市は次の措置をとります。

ア 災害発生防止の緊急措置

- (ア) 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請
- (イ) 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去
- (ウ) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ 災害応急対策

- (ア) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出勤し、相互連携をとり、速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保します。
- (イ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは、直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い、危険を回避します。
- (ウ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をします。また、市は防災関係機関と協力のもと地域住民を安全な場所に避難誘導します。

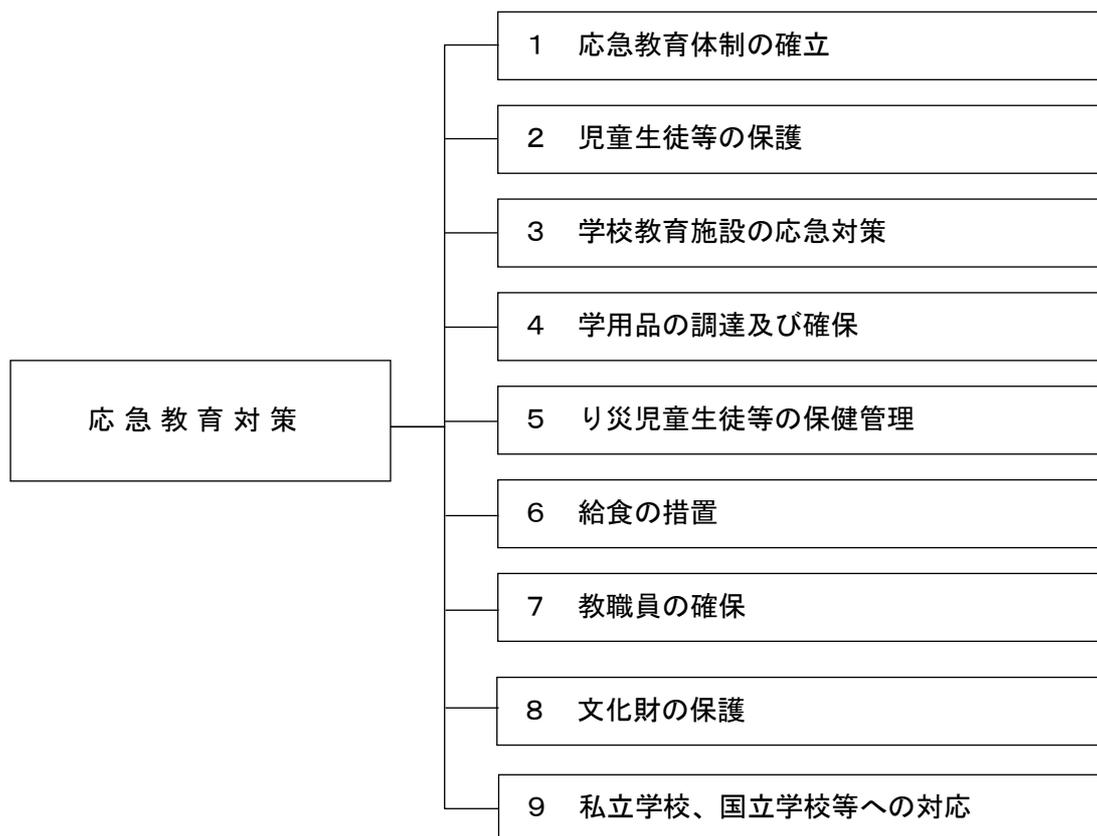
(4) 毒劇物施設等

災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届け出ます。

また、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

第23節 応急教育対策

- 災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図ります。
- 被災後、速やかに被災地の教育機能を回復します。
- 市内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。



1 応急教育体制の確立（教育委員会事務局）

- (1) 市立小・中学校、幼稚園の応急教育は、教育委員会が計画し実施します。
- (2) 災害に対する市立小・中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、園長が具体的な応急対策を講じます。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施します。

2 児童生徒等の保護（教育委員会事務局）

児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次の措置をとります。

- (1) 災害が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。
また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。

状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。

万一、保護者との連絡が取れないなどの場合はそのまま留め置き、保護者の安全確認或いは児童福祉制度による措置が講じられるまでの間は、幼児・児童・生徒は、避難所での生活に移行します。

(2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡します。

(3) 学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに教職員等を誘導にあたらせます。

3 学校教育施設の応急対策（教育委員会事務局）

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告します。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立します。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行います。

イ 応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。なお、上記事項については関係機関が協議して定め、その決定事項は教職員、児童生徒及び市民に周知します。

ウ 黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置します。

エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げます。

4 学用品の調達及び確保（教育委員会事務局）

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給します。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行います。

5 り災児童生徒等の保健管理（教育委員会事務局）

(1) り災児童生徒等の健康管理及び心のケアに努めます。

(2) 学校の設置者は、必要な物品を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたります。

6 給食の措置（教育委員会事務局）

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り実施します。

(1) 学校給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設の活用に努めます。

- (2) 災害救助のために学校給食施設を使用して炊き出しを実施する場合は、給食実施との調整を適切に行います。

7 教職員の確保（教育委員会事務局）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用に努めます。

8 文化財の保護（教育委員会事務局）

(1) 被害報告

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、市指定文化財にあつては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあつては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図ります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

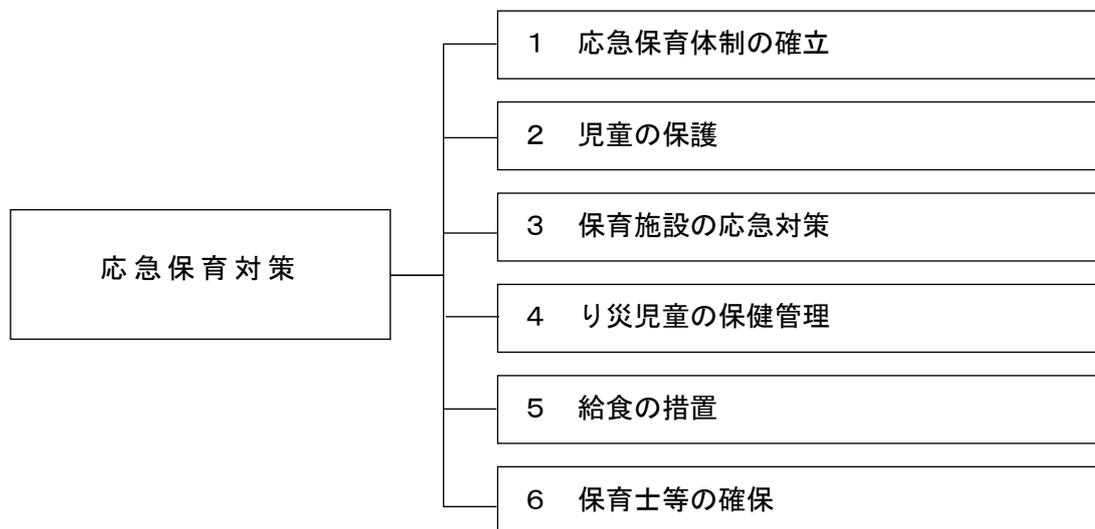
9 私立学校、国立学校等への対応（教育委員会事務局、危機管理部）

私立学校、国立学校等は、市立小・中学校、幼稚園に準じた応急教育対策を講じるように努めるものとします。

市は、三重県災害対策本部と連携し、私立学校、国立学校等の被害状況等を収集するとともに、必要な情報伝達に努めます。

第24節 応急保育対策

- 災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童の安全確保を図ります。
- 被災後は、保護者等の保育ニーズを踏まえ、速やかに被災地の保育機能を回復します。



1 応急保育体制の確立（健康福祉部）

- (1) 保育所における応急保育は、市が計画し実施します。
- (2) 災害に対する保育所の措置については、市の計画に基づき保育所長が具体的な応急対策を講じます。

2 児童の保護（健康福祉部）

児童の安全を確保するため、危険が予想される場合は、保育所長の判断で、次の措置をとります。

- (1) 災害が登園後にあった場合は、原則として直ちに保育を中止し、児童を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。
児童を帰宅させる場合は、保護者と連絡を取り、保護者に引き渡すなどの措置を講じます。
引き渡しのできない児童は、引き渡しまで避難所等で保育します。
- (2) 登園前に休園（登園自粛要請）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者に連絡します。
- (3) 保育所長は、園舎等が危険であると予想される場合は、適切な臨時避難の措置を行うとともに、保育士等を誘導にあたらせます。

3 保育施設の応急対策（健康福祉部）

- (1) 施設等の被害状況の報告
保育所長は、災害の規模、児童、保育士等及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、健康福祉部に報告します。

(2) 施設の応急対策

- ア 園舎の一部が使用できない場合は、使用できる保育室や遊戯室を用いて保育を行います。
- イ 応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。
- ウ 被災によって園舎が使用不能となった場合は、代替の保育施設等の確保を図ります。

4 リ災児童の保健管理（健康福祉部）

- (1) リ災児童の健康管理及び心のケアに努めます。
- (2) 市は、応急処置に必要な物品を各保育所に整備し、保育士等が応急措置にあたります。

5 給食の措置（健康福祉部）

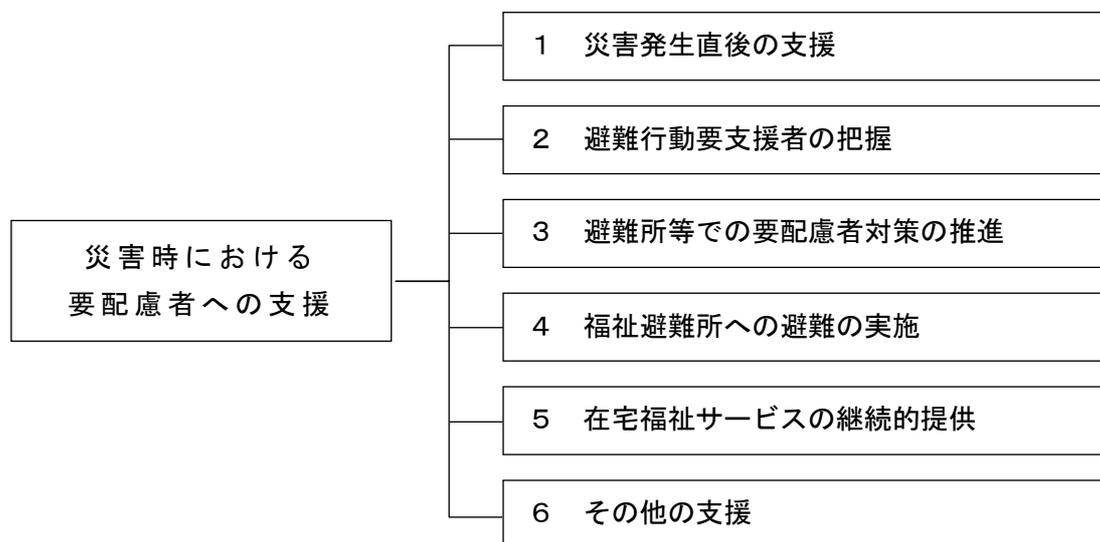
給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設等の活用に努めます。

6 保育士等の確保（健康福祉部）

保育士等の人的被害が大きく、保育の実施に支障をきたすときは、保育所間等の保育士の応援を図るとともに、臨時職員等の確保に努めます。

第25節 災害時における要配慮者への支援

- 避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者への支援を迅速、適切に実施します。



1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）

(1) 安否確認

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行います。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要配慮者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認と併せて福祉ニーズを把握します。

2 避難行動要支援者の把握（健康福祉部、市民部、各総合支所）

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行います。

(2) 二次調査

市は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づいて、避難行動要支援者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認します。

3 避難所等での要配慮者対策の推進（健康福祉部）

市は、避難所において生活する要配慮者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、要配慮者のための設備の充実を図ります。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行います。

4 福祉避難所への避難の実施（健康福祉部）

避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者は、一次調査・二次調査の結果から福祉避難所への避難の実施に努めます。

5 在宅福祉サービスの継続的提供（健康福祉部）

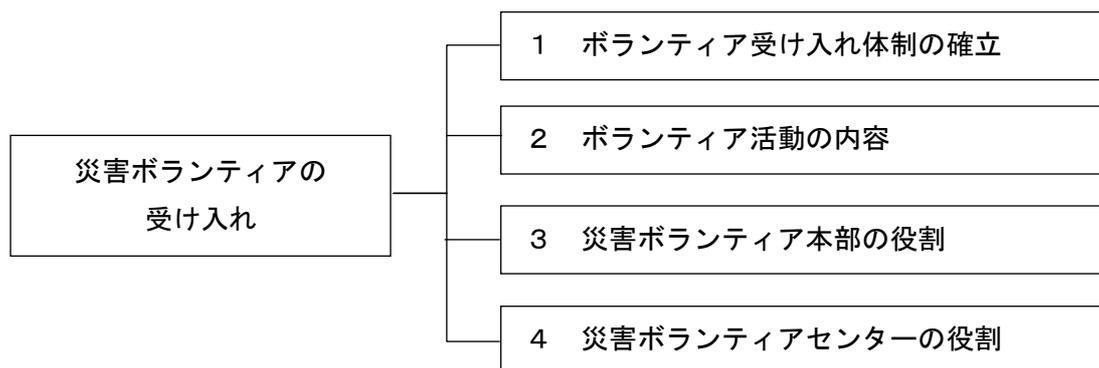
- (1) 市は、被災した要救護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。
- (2) 市は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。

6 その他の支援（健康福祉部、市民部）

- (1) 相談できる環境づくり
高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。
- (2) 巡回相談の実施
避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努めます。
- (3) 災害情報の提供
関係団体は、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対して次のように災害情報の提供を行います。
 - ア 筆談や手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。
 - イ ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。
 - ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

第26節 災害ボランティアの受け入れ

- 災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定めます。



1 ボランティア受け入れ体制の確立（市民部、健康福祉部）

(1) 受入体制

市は、津市社会福祉協議会と協議し、必要に応じて災害ボランティア本部の設置を行います。

災害ボランティア本部は、関係機関等と協力し、被災地におけるボランティアの受け入れ等を行う災害ボランティアセンターを被災地又は被災地周辺に設置します。

災害ボランティアセンターの設置場所は、予め定めた施設の中から選定します。

(2) 活動拠点の設置

市は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア本部や災害ボランティアセンターの設置は、公共施設を活用するなどして行います。

2 ボランティア活動の内容（市民部、健康福祉部）

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により活動の範囲を広げていきます。

(2) 活動の内容

ボランティアとして受け入れる活動内容は、主に次のとおりとします。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、専門的な知識や経験、資格等を持ったボランティアの能力が活かされるよう配慮します。

- ア 災害発生初期の避難所等における運営への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力
- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力

- エ 要配慮者の安否確認への協力
- オ 高齢者、障がい者等要救護者の介助への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
- ケ こころのケアへの協力
- コ 災害ボランティアセンター運営への参加

3 災害ボランティア本部の役割（市民部）

災害ボランティア本部は、関係機関等で運営する災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズ等の集約及びボランティアの受け入れ体制の整備等の調整を行うとともに、市災害対策本部等との連絡調整を行います。

また、災害ボランティア本部は、災害時のボランティア活動が円滑かつ適切に行われるよう県等がみえ県民交流センターに設置するみえ災害ボランティア支援センターと連携します。

<主な活動内容>

- ア 市災害対策本部及び関係機関等との連絡調整
- イ ボランティアに関する情報の集約
- ウ 災害ボランティアセンターの体制整備等の調整
- エ ボランティアに関する情報発信、広報活動
- オ その他、災害ボランティアセンターの支援等

4 災害ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部）

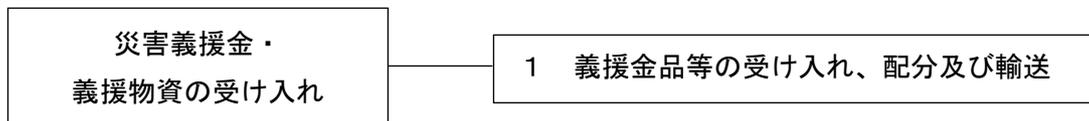
災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部並びにみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受け入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。

<主な活動内容>

- ア ボランティアの受付、登録
- イ 被災者ニーズ等の把握
- ウ ボランティア活動の調整、指示
- エ ボランティア活動に必要な物資等の確保と配布
- オ その他、ボランティア活動の支援等

第 27 節 災害義援金・義援物資の受け入れ

- 市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分します。



1 義援金品等の受け入れ、配分及び輸送（健康福祉部、各部）

(1) 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行います。

(2) 保管

義援金については、健康福祉部において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管します。

(3) 配分及び輸送

ア 義援金及び義援品の配分計画については、健康福祉部及び関係部・機関と協議のうえ策定します。

イ 義援金及び義援品が、速やかに被災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送します。

第 28 節 災害救助法の適用

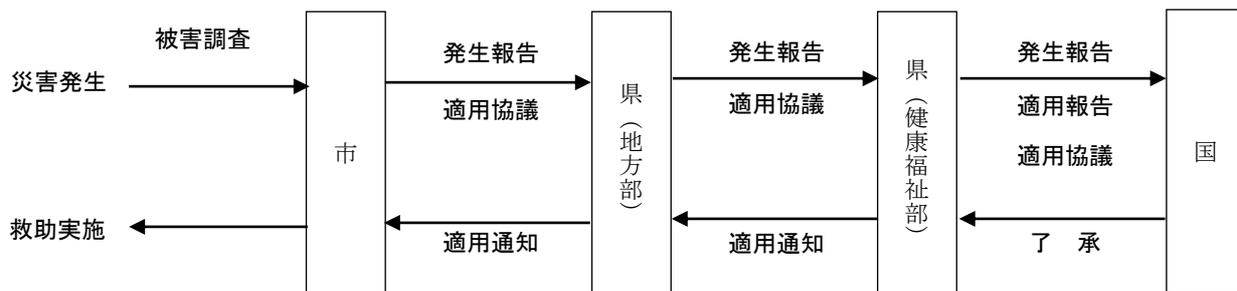
○ 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行います。



1 災害救助法の適用（危機管理部）

(1) 各部の情報伝達活動

[各部の情報伝達活動]



(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号 以下「施行令」という。）第 1 条に定めるところによりますが、市における具体的適用基準は資料編のとおりです。

(3) 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて手続きをします。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(4) 被災世帯の算定基準

- ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」（資料編）による被害認定方法を用います。

2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所）

(1) 救助の種類と実施権限の委任

ア 災害救助法による救助の種類

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(ク) 学用品の給与

(ケ) 埋葬

(コ) 死体の捜索及び処理

(サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となります。

ウ アの(キ) 生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されています。

(2) 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」（資料編）によります。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 災害派遣の要請

○ 市民の人命を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第68条の2の規定に基づき、迅速に知事に自衛隊の災害派遣要請を行うため、次のとおり定めます。



1 災害派遣の要請（危機管理部）

(1) 災害派遣の要請の基準

- ア 災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは市民の生命の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

(2) 災害派遣の要請手続き

ア 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、津地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部災害対策課）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付します。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

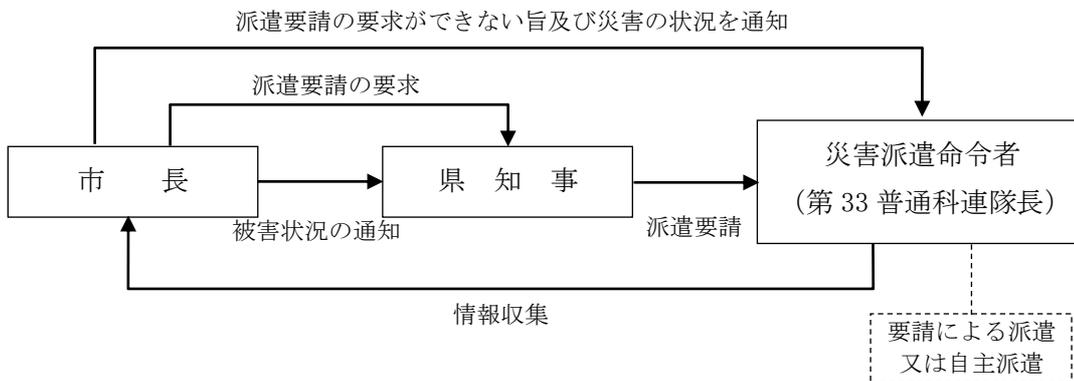
なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。

- (ア) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号 防災対策部災害対策課 TEL 224-2189

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 (第 33 普通科連隊長)	津市久居新町 975	255-3133 (内線 236 夜間 302) 防災行政無線 4010

イ 引き続き災害派遣を必要とする場合の派遣要請



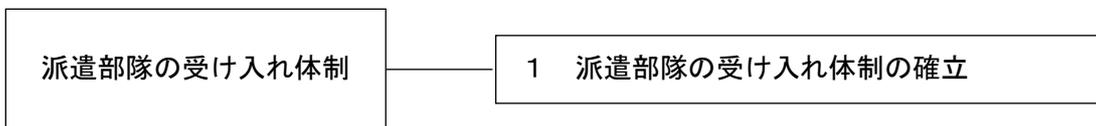
2 災害時の緊急派遣（危機管理部）

災害の発生が突発的でその救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第 33 普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

第2節 派遣部隊の受け入れ体制

- 派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定めます。



1 派遣部隊の受け入れ体制の確立（危機管理部）

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- ア 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とします。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

※ その他必要な経費については事前に協議しておきます。

(3) ヘリポートの指定と取扱い

ヘリポートの指定と取扱いについては資料編に示すとおりとします。

第3節 派遣部隊の業務及び撤収

○ 派遣部隊の業務と撤収要請について定めます。



1 派遣部隊の業務及び撤収（危機管理部）

(1) 業務

派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。

救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

- ア 被害状況の把握（車両、航空機による調査）
- イ 避難の援助（誘導、輸送）
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- キ 応急医務・救護、防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去等

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

2 災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入

- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第4編 災害復旧・復興対策

大災害の発生は多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極度の混乱に陥れることになります。

そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期します。

第1章 災害復旧・復興の推進

第1節 迅速な復旧・復興

- 市は、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さない安全性に配慮した復旧・復興の基本方針を市民の合意を得ながら速やかに策定し推進できる体制を整えます。

1 復旧・復興に関する事前対策（各部、各総合支所）

(1) 各種データの整理及び保存

ア 市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努めます。

イ 市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努めます。

(2) 連絡体制の構築

各部署は、災害発生時における国、県の担当部局及び関係機関との緊急の連絡体制を構築し、発災時の情報収集や連絡調整に備えます。

(3) 代替施設の検討

必要な住民サービスを維持するため、被災した公共施設等の代替施設をあらかじめ検討します。

(4) 資機材等の整備

災害時に必要な資機材等の整備や調達方法についてあらかじめ検討するとともに、災害応援協定の締結を推進します。

2 生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部、建設部）

(1) 被災者台帳の作成体制の構築

り災証明書の発行、各種給付や減免等の管理を迅速・的確に行えるよう、被災者支援システムを活用し、「人」「建物」「被害」の情報を集約した被災者台帳を発災後速やかに作成する体制を構築します。

(2) 家屋被害認定調査に関する事前対策

家屋の全半壊に対するり災証明書の発行等は、家屋被害認定調査に基づいて行うため、調査漏れ

や調査の追加などによる混乱が生じないよう、事前に基準の明確化、調査要員の教育などを促進します。

(3) 地籍調査事業の推進

市は、災害復旧の迅速化が図れるように、地元自治会や関係機関の協力を得ながら、地籍調査事業を推進します。

3 市街地及び都市基盤施設の迅速な復旧・復興（都市計画部、建設部）

(1) 被災施設の復旧等

ア 市は、応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。

(2) 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良質な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

第2章 災害復旧・復興

第1節 災害復興指針

- 大規模災害発生後、できるだけ早期に津市復興計画（仮称）を策定し、いち早く復興事業に取りかかれるよう、取り組むべき対策と取組項目案を提示します。



1 計画的復興に向けた体制整備

大規模災害発生直後から山積する課題に遅滞なく対処していくため、いち早く行政機能の回復を図ります。また、計画的に復興に取り組んでいくため、各部において復興に向けて取り組む対策を検討するとともに、津市災害復興対策本部（仮称）における議論等を通じて、津市復興計画（仮称）を策定します。

(1) 行政機能の回復

- ア 非常時優先業務の継続
- イ 人的資源の確保（市外・県外からの派遣の受け入れ）
- ウ 人的資源の確保（任期付き職員等の採用）

(2) 復興体制の整備

- ア 津市災害復興対策本部（仮称）の設置
- イ 津市復興方針（仮称）の策定
- ウ 津市復興計画（仮称）の策定
- エ 津市復興計画（仮称）の進行管理

(3) 情報提供

- ア 被災地調査の受入に係る調整
- イ 復興状況の把握と情報提供
- ウ 復興記録誌の作成

2 住まいと暮らしの再建

二次被害の恐れがなくなり次第、速やかに被害認定調査を行い、迅速なり災証明の発行に努めます。

(1) 被災住宅の応急対策

- ア 住宅の被害認定調査の実施
- イ り災証明の発行
- ウ 被災者による自宅の応急修理支援

(2) 緊急の住宅確保

ア 住民の住宅再建意向の把握

イ 応急仮設住宅用地の確保

ウ 応急的な住宅の供給計画の作成

エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の借上げ

オ 応急仮設住宅の確保

カ 応急仮設住宅の長期利用化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組

(3) ボランティアの受入体制の整備

ア 津市災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置

イ 復興に向けたボランティア活動への支援

3 公共土木施設の復旧・復興

発災後、市が管理する施設について、施設の損傷及び機能を確認し、被害状況を把握するとともに、
応急復旧活動に取り組みます。

(1) 被災状況の把握と応急工事の実施

(2) 道路、港湾等の交通基盤の確保及び整備

(3) 海岸、河川等の保全

(4) 上下水道等のライフラインの復旧

(5) 公園、緑地の復旧

第2節 公共施設災害復旧事業計画

- 公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。

1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道局、農林水産部）

(1) 河川災害復旧事業計画

河川の災害復旧は、原形復旧に止まらず、必要に応じ将来計画に整合した復旧に努めます。

また、河川の改修事業等は、従前の生態系が形成される良好な河川環境の保全・復元が可能な復旧工法を進んで採用していきます。

(2) 道路災害復旧事業計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するものであり、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければなりません。近時の自動車交通量の増加に伴いその重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めます。

橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を推進します。

(3) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、雨水、汚水の疎通に支障がないよう速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。

なお、復旧には、平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようにするとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めます。

(4) 漁港等の災害復旧計画

市は、被災した漁港等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、原則として係留施設の復旧を優先し、その後、水域施設、外郭施設、航行補助施設の復旧を行い、漁獲物の処理保蔵及び加工施設等その他の施設等を復旧することとします。復旧作業に際しては、円滑な実施のため、技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、漁協等関係機関と情報共有を図ります。

2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

市は、被災した農地及び農業用施設等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状

況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。排水機場、頭首工、パイプライン等の農業用施設の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、修理部品の手配や技術者の派遣等について各ポンプメーカーや土木建設企業等に対して協力を要請します。

(2) 林道災害復旧計画

市は、被災した林道の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、集落間を結ぶ幹線林道の復旧を優先することとします。林道の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、資材の手配や技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、森林組合等関係機関と情報共有を行います。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助を得て災害復旧の促進を図ります。

3 学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）

日常多数の児童、生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければなりません。

特に学校施設は非常時において、しばしば地域住民の緊急避難場所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意します。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮します。
- (2) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進します。

4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）

(1) 水道施設災害復旧計画

水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設及び受水施設の早期復旧により水を確保し、順次、送水管、配水場、配水本管、配水管及び給水管の復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。また、被災の程度により全面復旧が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。

なお、復旧を速やかに行うため、平常時から書資機材の点検及び整備を行い、配置場所や調達方法等を局内で周知します。

第3節 財政金融計画

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及びその他関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担します。
- しかし、このことで市財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講じます。

1 費用の負担者（政策財務部）

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

（注）法令に特別の定めがある場合

- ア 災害救助法 第36条
- イ 水防法 第44条
- ウ 災害対策基本法 第94条、第95条
- エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担します。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めます。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担します。

2 国が負担又は補助する範囲（政策財務部）

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助します。

3 起債の特例（政策財務部）

災害対策基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とします。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図ります。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

1 生活福祉資金等の貸付（健康福祉部）

(1) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とします。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、生業費及び技能習得費に、高齢者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金に限ります。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書を、その居住地を担当する民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を經由して、三重県社会福祉協議会に提出します。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- (イ) 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）
- (ウ) 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- (エ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

（注）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にはなりません。

(2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市役所に備え付けられている貸付申請書に關係書類を添付して市を經由して県に申請します。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金

- (オ) 生活資金
 - (カ) 就職支度資金
 - (キ) 修学資金
 - (ク) 転宅資金
 - (ケ) 就学支度資金
 - (コ) 修業資金
 - (サ) 医療介護資金
 - (シ) 結婚資金
 - (ス) 特別児童扶養資金
- (3) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、日本政策金融公庫に備え付けられている貸付申込書に証書及び貸付証明書を添付して日本政策金融公庫に提出します。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は2,500,000円とします。

償還期限 3年以内（ただし、変動あり）

利率 年1.25%（ただし、変動あり）

2 災害援護資金の貸付（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。

(1) 対象となる自然災害

三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害

(2) 貸付対象者

以下の所得制限以内の方

所得制限表

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
その世帯の住居が滅失（流失）した場合にあっては、1,270万円とする。	

(3) 貸付限度額

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷をした場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
住居の損害がない場合	150万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	250万円（350万円）

住居が半壊した場合	270万円（350万円）
住居が全壊した場合	350万円

イ 世帯主に負傷がない場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	150万円
住居が半壊した場合	170万円（250万円）
住居が全壊した場合	250万円（350万円）
住居の全体が滅失、又は流失した場合	350万円

※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（ ）内の金額となります。

(4) 貸付条件

- ア 利率 年3%（措置期間中は無利子）
- イ 措置期間 3年
- ウ 償還期間 措置期間を含み10年
- エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い
- オ 連帯保証人 要

3 被災者に対する職業斡旋等（商工観光部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施します。
- イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、就職相談を実施します。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施します。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

4 租税の徴収猶予及び減免等（政策財務部）

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

(1) 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、津市市税条例(平成18年条例第71号 津市市税条例施行規則)の定めるところに従って、救済を図ります。

(2) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、

当該期限を延長することができます。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律」(昭和 22 年法律第 175 号)の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによります。

(3) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行います。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図ります。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長します。

5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（日本郵便株式会社東海支社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設（建設部）

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失また焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定 の早期実施が得られるよう努めます。

(2) 住宅金融支援機構資金の斡旋（都市計画部）

県及び市は、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めます。

第5節 被災者生活再建支援制度

○被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

1 対象となる自然災害（健康福祉部）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県の区域に係る自然災害

2 対象世帯（健康福祉部）

対象世帯は次のとおりです。

- (1) 上記「1」の自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- (2) 上記「1」の自然災害により、住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 上記「1」の自然災害により、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難者世帯）
- (4) 上記「1」の自然災害により、住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額（健康福祉部）

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修	100万円	100万円	200万円
	賃借（公営住宅以外）	100万円	50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修	50万円	100万円	150万円
	賃借（公営住宅以外）	50万円	50万円	100万円

《単数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修	75万円	75万円	150万円
	賃借（公営住宅以外）	75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
	補修	37.5万円	75万円	112.5万円
	賃借（公営住宅以外）	37.5万円	37.5万円	75万円

第6節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金

○被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。

1 災害弔慰金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

- ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

- ア 生計維持者が死亡した場合：500万円
- イ その他の方が死亡した場合：250万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。

- ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- イ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合
- ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

2 災害障害見舞金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

- ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により下記の障害を受けた者

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 支給額

- ア 生計維持者が障害を受けた場合：250万円
- イ その他の方が障害を受けた場合：125万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。

- ア 当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- イ 当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合
- ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

3 災害見舞金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

- ア 住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯
- イ 住居が半壊し、又は半焼した世帯
- ウ 住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

被害状況	支給額
住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯	3.5万円
住居が半壊し、又は半焼した世帯	2万円
住居が床上浸水による被害を受けた世帯	1.3万円

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

- ア 当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4 弔慰金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による「1 災害弔慰金」の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

- ア 住居の滅失した世帯数が1世帯以上の災害

- イ 上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

死亡状況	支給額
生計維持者が自然災害で死亡された場合	500万円
その他の方が自然災害で死亡された場合	250万円
火災により死亡された場合	60万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

- ア 当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年津市条例第106号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

- イ 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

- ウ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

- エ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

第7節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- 被災した中小企業の自立を支援します。

1 対策（商工観光部）

被災により経営に支障を生じている中小企業者に、県の融資制度や政府系金融機関（日本政策金融公庫）の各種融資制度を紹介します。

第8節 農林漁業経営の安定策

○被災農林漁業者等の自立を支援します。

1 対策（農林水産部）

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介します。

2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。

第9節 激甚災害の指定

○ 災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行います。

(1) 激甚災害に関する調査（危機管理部、建設部、農林水産部）

ア 市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。

イ 市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

(2) 激甚災害指定の適用措置（危機管理部）

ア 激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項	適用措置
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ 局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項	適用措置
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等